

(内部資料)

震災復興と規制緩和等特例措置 調査報告書

平成10年3月
財団法人神戸都市問題研究所

0102018301453

はじめに

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災は、大都市を襲った災害として戦後最大の被害を神戸市にもたらした。

本報告書は、主として被災自治体である神戸市が実施した震災直後からの応急対応・震災復旧・震災復興の取り組みの過程において、規制緩和等の震災に対応した制度の特例措置や改正等にどのようなものがあったか。また制度面を中心にみて国等にどのような要望を行い実現状況はどうであったか等を調査・記録したものである。

国の制度をはじめとする震災前の各種の制度は今回の震災のような大規模な災害を想定していないものであり、また被災者に対する支援や被災地の復興に対する支援等についても国による新しい枠組みでの支援が期待されたが実現されなかった。そのため神戸市では既存制度の規制緩和、国庫補助対象の拡大、市民や事業者が行う諸手続きの簡略化など多岐にわたる項目を粘り強く要望し、実質的な支援を引き出している。ただし、災害復旧を中心に国庫補助対象の拡大等の財政支援については、既存制度の拡充を中心に対応できることから特例として認められた事項も多いが、いわゆる規制緩和的な内容については全国共通の規制を被災地のみ特別扱いできないとの国の考え方等もあり実現が難しいものが多いのが現状である。

要望が必要な事項とは別に、神戸市が単独で実施できる事項については、各種の減免措置や助成制度の創設、建築規制の緩和等、各種の市民のニーズに応じて考えられる限りの特例措置を設けて市民生活や産業等の復興を推進している。

今回の調査では、全ての項目を網羅できたわけではないと思われるが、本報告書が今後の被災地復興の一助となれば幸いである。

最後に、今回の調査にあたり震災復興に向けて業務多忙な時期にご協力いただいた神戸市関係各局の方々に深く感謝申し上げます。

平成 10 年 3 月

財団法人 神戸都市問題研究所

目 次

1 震災復興と規制緩和等特例措置の調査について	18
1 調査の目的	18
2 調査方法	18
3 調査対象項目	18
4 調査結果の整理	19
5 特例措置各項目の細分類	20
2 各種の特例措置の実施に関連する特別法の制定等	22
1 阪神大震災に対応するための特別法の制定	22
2 震災復興を目的とした阪神・淡路大震災復興基金の創設	27
3 激甚災害の指定等	33
3 調査による各種特例措置の内容	34
第1部 市民の日常生活に不可欠なソフト面の復旧・復興	34
住民票関係	34
住民異動届の手続き簡素化(国自主)	34
諸証明手数料の無料化(市負担軽減)	34
戸籍謄抄本等の戸籍手数料の無料化(国自主)	34
北区・西区の出張所の諸証明発行業務拡大(市手続き簡略化)	34
消費生活関係	35
生活物資の安定確保への配慮(国要望)	35
物価の安定・物価監視の実施(国要望)	35
保健・医療関係	35
被災診療所・施術所等の開設手続き等の特例(県自主)	35
老人保健法に基づく健康診査の費用徴収(一部自己負担金)の免除(国要望)	37
予防接種法に定める定期予防接種取扱期間の延長(国自主)	37

震災により神戸市外に一時居住した場合の予防接種手続簡素化（国自主）	38
災害救助法による埋葬の特例（国要望）	38
遺体及び遺族搬送時の優先通行（今後要望）	38
地域福祉関係	39
各区社会福祉協議会での「ふれあいのまちづくりA型事業」の補助採択（国要望）	39
区ボランティアセンター設置に対する全区補助の採択（国要望）	39
施設福祉関係	39
老人ホームのショートステイ枠の拡大（国要望）	39
緊急ショートステイ利用高齢者の措置定員を超えた措置の特例（国要望）	39
高齢者の被災者について社会福祉施設利用に係る費用徴収金の特例（国要望）	40
国民健康保険関係	40
国民健康保険の保険料減免及び一部負担金免除に対する財政支援措置（国要望）	40
市民所得の低下に伴う保険料減収に対する財政支援措置（国要望）	40
入院時の食事に係る標準負担額免除措置と財政支援（国要望）	41
被災による被保険者証の提示不能者に対する特例措置（国自主）	41
国民健康保険以外の保険制度での減免制度の創設（国自主）	41
保険料災害減免及び一部負担金等免除の実施（市負担軽減）	41
保険料減免の職権適用（市手続簡略化）	43
保険料納期限延長措置（市負担軽減）	43
国民健康保険納付証明書発行手数料の免除（市負担軽減）	43
福祉医療関係	43
老人保健医療における特例（国自主）	43
国民年金関係	44
国民年金法定納期の延長（国要望不可）	44
過年度保険料の取扱い期間延長（国要望不可）	44
死亡届・未支給年金請求事務の簡略化（国要望）	44
国民年金裁定請求時の添付書類の省略（国要望）	44

現況届の一括証明（国要望不可）	44
老齢福祉年金証書回収の簡略化（国要望不可）	45
老齢福祉年金(障害基礎年金)の所得制限撤廃(国要望不可)	45
証書再交付事務の簡略化・迅速化（国要望）	45
第3号被保険者特例届出勧奨の実施時期の変更（国要望）	45
年金担保貸付、年金住宅貸付、年金教育資金の活用(国要望不可)	46
オンライン開発経費に対する交付金の増額（国要望）	46
国民年金保険料免除の特例（国自主）	46
児童福祉関係	46
避難所や公園での移動児童館の実現(国要望)	46
全半壊の児童クラブへの助成実現（国要望）	46
全半壊児童福祉施設の入所児童に対する二重措置の実施（国要望）	47
全半壊児童福祉施設の定員設定に関する特例の実施（国要望）	47
学童保育事業助成に関する特例（市負担軽減）	47
児童福祉施設の措置費に関する徴収集金の免除（国自主）	47
児童扶養手当受給資格の特例（国自主）	47
保育所関係	48
保育所措置費の特例取扱い（国要望）	48
震災に伴う児童の保育所への緊急仮入所（国自主）	48
阪神大震災に係る保育所措置費算定に関する特例（国要望）	49
保育料の減免についての特例（市負担軽減）	49
障害者福祉関係	50
施設措置・ショートステイ・補装具等の徴収金減免の特例（国自主）	50
緊急ショートステイの実施と定員を超えての施設入所措置（国自主）	50
迅速各種施策の申請手続きの簡素化（国自主）	50
身体障害者更生資金貸付返還金の納期限延長（市負担軽減）	50
神戸市中心身障害者扶養共済制度掛金の減免（市負担軽減）	51
被災小規模作業所等への再開補助制度の創設（市負担軽減）	51

災害給付・貸付関係	51
生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）による特別貸付（小口資金貸付）の創設（国要望）	51
災害援護資金貸付制度の支給要件の緩和と貸付の再開（国要望）	52
生活福祉資金災害援護資金貸付制度（社会福祉協議会事業）の要件緩和と貸付の再開（国要望）	52
生活福祉資金特例貸付制度（転宅費）の拡充（国要望）	53
復興基金の積み増し（3, 0 0 0 億円）による被災者支援制度の拡充（国要望）	54
義援金の早期交付と住宅再建等幅広いニーズに対する交付（義援金募集委員会要望）	56
住宅助成義援金の申請期限延長（義援金募集委員会要望）（	56
災害救助法適用関係	56
災害救助法の特別基準の設定(国要望).....	56
公害認定患者補償給付関係	61
公害認定患者への補償給付等の円滑な実施（国要望）	61
駐輪場無料開放等	61
有料自転車駐車場の無料開放（市負担軽減）	61
神戸市道路公社有料道路の無料開放（市負担軽減）	61
排水設備修繕貸付金関係	61
排水設備修繕貸付金制度の償還開始日の延長（市負担軽減）	61
消防・防災関係	62
消防・救急業務用無線局の使用する全国共通波の増波等(国要望)	62
防災福祉コミュニティ育成事業の創設(市負担軽減).....	62
震災直後におけるガソリン等の燃料供給に関する緩和（必要とされた規制緩和）	62
水道関係.....	63
淀川及び武庫川からの緊急取水（国・県要望）	63
水道料金の減免等（市負担軽減）	63

公営交通関係	64
営業収入減少に対する補てん措置及びそれに対する交付税措置(国要望不可)	64
学校教育関係	64
被災児童・生徒の校区外就学についての特例（市規制緩和）	64
特例就学援助の実施（市負担軽減）	65
特例奨学金(被災生徒修学援助金)の支給（市負担軽減）	66
市立学校の授業料等の免除（市負担軽減）	66
公立義務教育諸学校の教職員定数の弾力的運用（国要望）	67
教職員定数の震災対応特別加配（国要望）	67
被災学生に対する授業料等の減免（市負担軽減）	67
被災受験生に対する特別入試の実施（国要望）	68
被災留学生への支援（国要望）	68
第2部 市民生活や経済活動を支える公共施設や道路等ハード面の復旧・復興	69
市民文化施設等	69
市民文化施設の復旧に対する国庫補助の新設（国要望一部不可）	69
勤労者福祉施設の復旧に対する国庫補助の新設（国要望一部不可）	69
青少年施設の復旧に対する国庫補助の新設(国要望不可)	69
交通公園の復旧に対する国庫補助（国要望一部不可）	70
コミュニティ施設である地域集会所を民間が再建する場合の補助（国要望不可）	70
屋外彫刻の復旧・保存に対する助成補助（国要望不可）	70
神戸市生活情報センターの機能回復（国要望不可）	70
領事館再建	71
総領事館の再建支援（国要望不可）	71
保健・医療関係	71
公立病院災害復旧国庫補助の拡大（国要望）	71
被災医療機関に対する災害復旧制度の拡充（国要望）	72
市営斎場の復旧に関する財政支援（国要望）	72

市営墓園の復旧に関する国庫補助制度の創設等の財政支援（国要望一部不可）	72
民営墓園の復旧に関する国庫補助制度の創設又は融資等の財政支援（国要望不可）	72
廃棄物処理施設関係	73
廃棄物処理施設災害復旧にかかる財政的支援（国要望一部不可）	73
廃棄物処理施設等の機器法定点検期間延長、収集車両車検期間の延長等特例的運用（国要望）	73
廃棄物収集にかかる中継地（土地）の確保（国要望不可）	73
環境監視関係	74
環境監視体制復旧に係る財政的支援（国要望）	74
農業関係	74
農業用施設復旧に関する補助制度の拡充(国要望)	74
農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設（国要望一部可）	74
公共土木施設関係	74
公共土木災害復旧事業の査定事務の簡素化（国自主）	74
道路復旧関係	76
道路の災害復旧に関する補助事業採択の拡大（国自主）	76
民間街灯災害復旧に対する助成（市負担軽減）	76
私道復旧に対する助成制度の新設（市負担軽減）	77
下水道関係	77
処理場・ポンプ場の災害復旧事業査定事務簡素化（国要望）	77
下水道管渠の災害査定改善（国要望中）	77
復旧工法等に関する特例（国要望）	78
激甚災害法による補助率の適用（国要望）	78
一般会計からの繰り出しと災害復旧事業債の発行許可（国要望）	78
公園関係	79
都市公園の復興事業にかかる補助制度等の拡充（国要望）	79

震災復興記念公園の設置（国要望中）	81
都市災害復旧事業	82
都市災害復旧事業の補助対象拡大と補助率アップ（国要望）	82
震災特例の適用期間・単年度予算主義（今後の要望）	82
狭小道路整備	83
住宅再建型道路整備助成制度の創設（市負担軽減・基金要望）	83
消防庁舎	83
消防庁舎の再建・復旧にかかる国庫補助の創設（国要望）	83
水道関係	84
水道施設の災害復旧に対する財政支援の拡大(国要望)	84
大容量送水管の建設に対する財政支援(国要望一部可)	84
水道施設の耐震化に対する財政支援（国要望）	85
復興給水本管整備事業の創設（市負担軽減）	85
公営交通関係	85
高速鉄道事業災害復旧に対する財政支援の拡大(国・県要望)	85
自動車事業（バス事業）の災害復旧に対する財政支援の拡大（国要望）	86
学校施設関係	87
児童・生徒少数校における災害復旧補助対象面積の特例（国要望）	87
復旧せず解体のみを行う学校園の解体費用の補助対象化（国要望）	87
大規模補修及び避難所運営による教室不足解消用仮設教室設置の補助対象化（国要望）	87
仮設教室の空調設備補助対象化（国要望）	87
新築復旧補助単価決定方法の改善（国要望）	88
激甚災害法の適用による災害復旧補助率の嵩上げ（国自主）	88
外国人学校の再開支援（国要望）	88
社会教育施設関係	89
公立社会教育施設災害復旧補助対象施設の拡大（国要望）	89

社会教育施設の復旧対象の拡大（国要望）	89
同一の社会教育施設に対する２年度にわたる補助申請（国要望）	89
社会教育施設復旧に関する建物補助単価額改善（国要望不可）	89
私立博物館の復旧支援（国要望不可）	90
文化財関係	90
国指定重要文化財災害復旧事業に対する補助率の引き上げ（国自主）	90
伝統的建造物災害復旧事業に対する補助率の引き上げ（市負担軽減）	90
第３部 復興まちづくり、公営住宅等市民の住まいの確保、住宅や店舗の再建	91
倒壊家屋の解体・撤去.....	91
災害廃棄物事業に関する財政的支援（国要望一部不可）	91
道路上の倒壊家屋撤去工事の査定（国要望）	91
災害廃棄物の処理・処分体制の確保（国要望）	92
特定建設作業の実施の届出期限の緩和（国自主）	92
家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策の公費負担（国要望）	93
開発指導要綱	93
神戸市開発指導要綱の一部改正(市規制緩和).....	93
民間宅地関係	94
宅地防災工事費に係る住宅金融公庫融資条件の緩和（国要望）	94
危険宅地の復旧に対する助成制度の創設（国要望不可）	94
危険宅地、擁壁等の解体及び除去に係る費用の助成（国要望不可）	96
民間被災宅地に対する応急措置（市負担軽減）	96
宅地融資制度貸付額の拡大及び条件の拡充（市負担軽減）	96
震災に伴う住宅再建に係る開発許可制度の運用基準の創設（市規制緩和）	97
再開発型開発行為の運用の緩和（市規制緩和）	97
市街化区域内住宅再建困難者に対する市街化調整区域内建築許可（市規制緩和）	98
被災者が行う開発許可、宅造許可申請手数料の免除（市負担軽減）	99
被災宅地の復旧、復興に要する費用の助成（震災時必要）	99

危険宅地、擁壁等の解体に係る費用の助成（震災時必要）	99
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（県事業）の対象拡大（国要望）	99
復興土地区画整理事業と公園	100
震災復興土地区画整理事業内公園の公共施設管理者負担金の対象面積拡大(国要望)	100
公管金補助の執行時期の早期化(国要望)	100
復興土地区画整理区域内の街区公園の補助対象面積要件の緩和（国要望）	100
予算単年度主義の見直し（今後の要望）	101
住宅のブロック塀の生垣化	101
戸建住宅等の生垣・緑化助成制度の拡充(市負担軽減)	101
風致地区内の規制	102
風致地区内における建築等の規制に関する許可基準の緩和（市規制緩和）	102
風致地区の種別の見直しによる規制緩和（市規制緩和）	102
都市計画道路の予定地内での建築許可	103
都市計画法第53条建築許可の運用拡大（市規制緩和）	103
地区計画	104
神戸インナーボーナス制度による容積率アップと共同化の促進（市規制緩和）	104
まちづくり団体関係	104
まちづくり助成対象団体及び助成内容拡大（市負担軽減）	104
震災復興土地区画整理事業	105
被災市街地復興促進地域内で施行される土地区画整理事業の特例の創設（国自主）	105
復興区画整理事業における補助率自体の嵩上げ（国要望不可）	107
震災復興再開発事業	107
被災市街地復興推進地域内で施行される市街地再開発事業の特例の創設（国自主）	107
優良建築物等整備事業（再開発型）	108
神戸市優良建築物等整備事業（優良再開発型）の震災特例（市規制緩和・負担軽減）	108

公営住宅等住宅供給関係	109
災害復興（賃貸）住宅の家賃低減化対策の実施（市負担軽減）	109
災害公営住宅等の入居者に対する家賃低減化対策への補助制度の新設（国要望）	110
震災被害による市営住宅家賃減免（市負担軽減）	110
公営住宅募集におけるグループ入居の承認（国要望）	110
被災市街地復興特別措置法制定による公営住宅入居資格の制限緩和（国規制緩和）	111
災害公営住宅建設費補助裏の起債充当率の引上げ（国要望）	111
その他災害公営住宅に係る特例（国要望）	111
公営住宅等に係る公債費軽減措置(国要望).....	112
特定買取賃貸住宅、特定借上賃貸住宅制度の補助率の引上げ（国要望）	112
住宅・都市整備公団から購入する特定買取賃貸住宅の購入費に関する特例（国要望）	112
標準床面積未満の住戸の標準工事費算定補正率引上げ（国要望）	112
公営住宅建設補助における繰越分単価の特例（国要望）	113
被災公営住宅再建に係る補助率の引き上げ（国要望）	113
電波障害対策の特例（市負担軽減）	113
災害公営住宅建設に係る用地費補助の創設（国要望不可）	114
民間賃貸住宅に対する家賃補助の創設（国要望不可）	114
既設改良住宅復旧に係る補助対象の追加と補助率の引上げ（国要望）	114
既設改良住宅建替事業用仮設住宅の設置（国要望）	114
特優良等賃貸住宅・住環境整備事業関係	115
特定優良賃貸住宅制度等の拡充（国要望）	115
特優良住宅の復旧に対する利子補給制度の新設（市負担軽減）	116
特定目的借上公共賃貸住宅制度の制度拡充（国要望）	116
特定借上家賃対策補助の補助率引上げ（国要望）	116
優建・住市総・密集などの補助事業における共同施設整備費算出方法の簡略化（国要望）	117
コンサルタントの派遣への支援制度の新設（基金要望）	117
優建・住市総等の国の補助制度の要件に合わない住宅の共同化等への補助制度新設（基金要望）	117

隣地買増し、宅地規模拡大の支援の創設（基金要望）	118
新長田の「住宅再建相談所」の運営費及び住宅再建ヘルパーの派遣経費補助の創設（市負担軽減 基金要望）	118
定期借地権方式による住宅再建支援制度の創設（市負担軽減）	118
高齢者向け不動産処分型特別融資制度の創設（市負担軽減・基金要望）	119
住宅市街地総合整備事業・密集市街地整備促進事業・優良建築物等整備事業の共同施設整備費・調査費補助率の嵩上げ（国要望）	120
優良建築物等整備事業の採択要件の緩和（国要望）	120
住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅建設に係る補助率設定の特例（国要望）	120
住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅整備に係る起債措置(国要望).....	121
住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅の特別家賃低減対策補助の創設(国要望)	121
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の制定（国自主）	121
住宅地区改良事業関係.....	121
住宅地区改良事業における一時収容施設関係の補助対象の拡大（国要望）	121
駐車場設置関係.....	122
共同住宅再建についての駐車場整備率の緩和（市規制緩和）	122
災害公営住宅等の建設についての駐車場設置率の緩和（市規制緩和）	122
建築物に附置すべき駐車施設の設置基準の緩和（市規制緩和）	122
建築確認申請等手数料.....	123
建築確認申請等手数料の免除（市負担軽減）	123
住宅融資関係	123
神戸市災害復興住宅特別融資の創設（市負担軽減）	123
ひょうご県民住宅復興ローンの申し込み期限延長要望（県要望）	124
住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度の延長（国要望）	124
地对財特法を根拠とする住宅新築資金等貸付事業の貸付限度額の拡大（国要望）	124
住宅新築資金等貸付利率の引き下げ（国要望）	125
住宅新築資金等償還期間の延長（国要望）	125

新築する住宅の床面積規制の緩和(住宅新築資金等) (国要望)	125
元金据置期間の創設及びその間の無利子化(住宅新築資金等) (国要望不可)	125
半壊世帯への融資拡大 (国要望不可)	125
「親孝行ローン」の新設 (国要望不可)	126
災害向住宅新築資金等貸付事業の貸付申込み期間延長 (国要望不可)	126
建築規制関係	126
建築基準法の弾力的運用 (国要望)	126
被災分譲マンション等の建替えに関する特例(国要望)	126
既存不適格建築物再建にあたっての建築基準法に基く各種許可制度等の運用 (市規制緩和)	127
戸建住宅の接道規定緩和 (市規制緩和)	129
共同住宅・長屋の接道規定の緩和 (市規制緩和)	129
用途不適格の建築物の建て替えに関する特例 (市規制緩和)	129
建ぺい率の緩和 (市規制緩和)	129
日影規制の緩和 (市規制緩和)	130
位置指定道路の基準の緩和 (市規制緩和)	130
震災復旧に伴う仮設建築物の取扱い (市規制緩和)	130
仮設住宅取扱いの特例 (市規制緩和)	130
確認申請等の取扱い(構造関係)の基準設定 (市手続簡略化)	130
昇降機の取り替え、改修等の確認申請等の取扱い (市規制緩和)	131
復旧のための建て替え等の場合のし尿浄化槽の取扱い(市規制緩和)	131
インナー長屋改善制度の拡充 (市規制緩和)	131
地区計画の区域内における日影規制の適用除外区域の追加 (市規制緩和)	132
神戸市総合設計制度の拡充 (インナー型市街地住宅総合設計制度の創設等) (市規制緩和)	132
宅地分譲	133
新住宅市街地開発事業地住宅用地公募の特例 (国要望)	133
消防設備関係	134

消防設備士講習の未受講容認(国自主).....	134
消防設備点検資格者の再講習の受講時期の延長(国自主).....	134
消防用設備等設置届及び工事着工届の添付書類の省略(国自主).....	134
被災した防火対象物における消防用設備等の点検報告時期の緩和(国自主).....	135
建築確認申請に係る消防同意事務の簡素化（市手続簡略化内部）	135
仮設対象物への消防用設備等の設置の緩和（市規制緩和）	135
損傷した防火対象物を使用する場合の消防法令の緩和運用（市規制緩和・手続簡略化） ..	135
埋蔵文化財調査関係	136
埋蔵文化財調査取扱いの緩和（国要望・規制緩和）	136
埋蔵文化財発掘調査費用補助金適用対象の拡大（国自主）	137
埋蔵文化財発掘調査費用の国・県の補助率の嵩上げ（国・県要望不可）	137
その他	137
特定土地区画整理事業等のための土地譲渡に係る譲渡所得特別控除の延長（国要望）	137
復興共同住宅建設における国土利用計画法届出対象のからの除外（市手続簡略化）	137
第4部 産業・神戸港の復旧と復興	138
環境衛生・食品関係	138
環境衛生金融公庫の災害特別貸付制度の新設（国自主）	138
公衆衛生関係許可手数料の減免（市負担軽減）	138
神戸市環境公衆浴場設備改善資金利子補給に係る総借入枠の上限撤廃（市要件緩和）	138
食品衛生営業許可有効期限の延長（国・県自主）	139
乳類等の販売業の許可の特例（国自主）	139
環境及び食品衛生関係営業許可申請、届出手数料の減免（市負担軽減）	139
環境関係	141
産業廃棄物収集運搬業・中間処理業許可業者の許可期限の延長（国要望）	141
民間工場等公害防止設備の修復等に対する経済的支援措置（国要望）	141
公害関連法令に基づく届出事務の弾力的運用（国要望）	141
瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）に基づく設置・変更・許可申請事務の弾力的運用	

(国要望)	142
公害健康被害補償法に基づく汚染負担料負担金及び拠出金の減免(国要望不可).....	142
排水水質基準の適合義務の猶予(国要望)	142
浄化槽保守点検業者の許可等の有効期間の延長等(市規制緩和)	142
商工業関係	143
工場等制限法をはじめ工場規制三法の緩和(国要望)	143
激甚災害の指定に伴う特別財政援助対象事業の拡大（仮設工場建設、卸売市場復旧）(国要望)	150
中小製造業に対する高度化事業の弾力的運用(国要望一部不可)	150
災害復旧関係高度化資金の取扱期間の延長(国要望)	150
被災商店街・小売市場の復旧整備に対する補助制度の拡充(国要望一部不可)	151
災害復旧高度化事業の弾力的運用（国要望一部不可）	151
震災復旧緊急資金融資制度の創設(国要望).....	151
本格的な事業再建資金融資制度の創設(国要望不可).....	151
農漁業関係	152
漁港施設復旧に関する補助拡充(国要望)	152
農業漁業施設復旧のための無利子融資制度の創設(国要望不可)	152
農業用施設復旧に関する補助制度の拡充(国要望).....	152
農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設（国要望一部可）	152
農地の転用等に関する特例（国規制緩和）	152
民活法・F A Z 法	153
民活法の被災地特例（国自主）	153
輸入・対内投資法（F A Z 法）の改正と被災地特例(国自主).....	154
起業ゾーン関係.....	155
神戸起業ゾーンの設定（市負担軽減）	155
神戸起業ゾーンに対する国・県の支援(国・県要望)	156
融資・租税・雇用関係の特例（全般）	157

産業復旧・復興対策融資制度の特例(全般).....	157
産業復旧・復興対策租税面の特例(全般).....	157
雇用関係の震災特例(全般).....	158
大店法	159
大規模小売店舗法の特例(国自主).....	159
商工業復興支援	160
商店街・小売市場の共同仮設店舗設置補助(市負担軽減).....	160
県・神戸市緊急災害復旧融資制度の据置期間及び償還期間の延長(国要望、県・市負担軽減)	160
経営指導と一体になった事業再開等資金融資の創設(市負担軽減).....	160
本格復興促進支援事業の創設(市負担軽減).....	160
民間賃貸工場に入居する企業に対する家賃補助制度の創設(市負担軽減).....	161
商店街・小売市場におけるイベント費用助成の創設（市負担軽減）.....	161
本設店舗再建のため商店街・小売市場の団体が実施する仮設店舗撤去費補助の創設（市負担 軽減）.....	161
空き地・空き店舗を賃借してイベント広場等を整備する場合の賃借料補助の創設（市負担軽 減）.....	161
商店街・小売市場の共同化・業態転換等支援制度の拡充(市負担軽減).....	162
神戸港関係	162
港湾施設使用料の減免(市負担軽減).....	162
神戸港の使用料体系見直し等による負担軽減（市負担軽減）.....	163
港湾施設の使用許可申請の簡略化（市手続き簡素化）.....	164
大型船舶の民間係留施設等利用時の届出義務の廃止（市手続き緩和）.....	165
係留施設の使用許可申請書の様式の統一（市手続き簡略化）.....	165
情報化の推進（市手続き簡略化）.....	165
強制水先制度の見直し（国要望）.....	166
神戸港内の国有普通財産借受料の減免（国要望）.....	168
神戸港内の国有普通財産借受料の減額改定（国要望）.....	168

神戸港内の土地等の賃貸料震災減免（市負担軽減）	168
水域占用料の減免（市負担軽減）	169
増改築承諾料の免除・減額（市負担軽減）	169
市有地賃貸料の減額改定（市負担軽減）	169
国有地賃貸料の減額改定（市負担軽減）	169
災害復旧に係る補助率の嵩上げ（国要望）	170
災害復旧事業の補助対象の拡大と一般会計からの繰出し制度の創設（国要望）	170
埠頭公社関係の財政支援（国要望）	170
復旧・復興のための埋立免許短期取得（国要望）	171
民有護岸の復旧支援（国要望）	171
港湾運送事業者等復興支援助利子補給制度の創設（基金要望）	172
民有海岸保全施設災害復旧融資利子補給制度の創設（基金要望）	172
消防・危険物関係	172
消防設備士免状及び消防設備点検資格者免状の再交付手数料の免除(国自主)	172
消防関係資格証の再交付手数料の免除（市負担軽減）	172
ゴム糊製造工場における一般取扱所の基準緩和（市規制緩和）	172
神戸市火災予防条例に基づく届け出対象物質の対象緩和（市規制緩和）	173
第5部 その他	174
歳入欠かん対策等	174
地方税の減免による減収補てん対策の特例(国要望)	174
災害清掃費（ガレキ処理）に関する交付税措置の特例（国要望）	174
災害救助事業に対する財政特例（国要望）	174
補助災害復旧事業債の対象範囲の拡大（国要望）	175
単独災害復旧事業債の交付税措置率引上げ及び対象範囲の拡大（国要望）	175
地方公営企業に係る財政措置の特例（国要望）	175
普通交付税算定における震災特例（国要望）	175
阪神・淡路大震災復興基金に対する支援措置（国要望）	176
阪神・淡路大震災復興宝くじの発売（国要望）	176

震災復興事業用地の先行取得事業に関する交付税措置の特例（国要望）	176
特別交付税の優先配分（国要望）	176
他都市応援経費に対する特別交付税の特例（国自主）	177
用地取得.....	177
公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用緩和等（国自主）	177
神戸市不動産評価審議会事務処理要領の改正による緊急対応（市手続簡略化内部）	178
租税関係全般	178
震災に対応した租税軽減措置（国要望）	178
震災に対応した租税特例（国要望・市負担軽減）	178
震災復興のための租税特例措置の延長（国要望）	184
使用料関係	185
使用料等の減免措置(全般)（市負担軽減）	185
選挙関係.....	187
神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙の選挙期日の繰り延べ延期(国・県要望)	187

1 震災復興と規制緩和等特例措置の調査について

1 調査の目的

阪神・淡路大震災以降の主として神戸市が実施した応急対応・震災復旧・震災復興の取り組みの過程において、規制緩和等の震災に対応した制度の特例措置や改正等にどのようなものがあったか。また制度面を中心にみて国等にどのような要望を行い、実現状況はどうであったか、どのような規制緩和等の特例措置が必要であるかを調査・記録して今後の復興推進の一助とする。

2 調査方法

財団法人神戸都市問題研究所から事前に質問事項を神戸市の各部局に送付し、その回答に基づき、訪問調査によりヒアリングと追加資料の収集を行い実施した。

3 調査対象項目

(1) 主な対象項目

主として制度面における特別な対応を対象とした。具体的には建物再建に伴う各種規制の緩和、各種申請手続き簡略化、市民・事業者に対する助成制度の新設、使用料等の減免などが主な対象となった。国庫補助対象の拡大、補助率嵩上げなどについても財政負担が軽減され神戸市財政の破綻を防ぐとともに施設の早期復旧や市単独の復興施策により多くの一般財源を投入できたという点から対象とした。

(2) 特例措置の範囲

対象とした特例措置は、被災地限定や期間限定の狭義の「震災特例」のみならず、震災を契機に新設・改正等が行われ、全国的に適用されるものや適用期間に限定がないものについても、震災からの応急対応や復旧・復興に役立ったものであれば対象とした。

(3) 除外した項目

本調査の対象を制度面を中心としたものとしたことから、抽象的な要望や予算措置のみで可能な事業の実施に関する要望、神戸市が実施した施策のなかでも予算や人員の配分のみで実施が可能となったもの等は原則として除外している。

4 調査結果の整理

神戸市の各部局から調査した特例措置を市民生活や産業等どのような分野での災害時応急対応や復旧・復興に役立ったかにより分類し、項目ごとにその内容を紹介している。ある特例措置がどこに分類されるかについては、様々な意見があると思われる。また直接・間接の効果を考えると多方面で役立っている措置もあるが、本報告書では一応の整理を試みている。

特例措置をその役だった分野別に以下のように整理した。

第1部 市民の日常生活に不可欠なソフト面の復旧・復興

日常生活に不可欠な主として保健福祉面等の生活支援や教育等のソフト面の措置を紹介している。ただし、市民の住まいの確保に関する公営住宅の家賃低減措置等住まいに関するものは別に分類している。

第2部 市民生活や経済活動を支える公共施設や道路等ハード面の復旧・復興

市民が利用する各種の公共施設や道路等のインフラの主としてハード面の復旧・復興に役立った措置を紹介している。ただし、神戸港については、産業復興との関連が深いため別に分類している。

第3部 復興まちづくり、公営住宅等市民の住まいの確保、住宅や店舗等の建築物の再建

市民の住まいの確保やまちづくりに役立った措置を紹介している。公営住宅関連や住宅と店舗の再建に役立っている建築規制の緩和措置等はここに分類している。

第4部 産業・神戸港の復旧と復興

商店街等の復興支援等市内産業の復旧・復興に関し役立った措置を紹介している。市民経済に大きな役割を占める神戸港については、事業者支援の他、港湾のハー

ド面の復旧・復興についてもここで紹介している。

第5部 その他

財源措置等の上記に分類し難いが、復旧・復興に役立った措置を紹介している。

5 特例措置各項目の細分類

特例措置の各項目見出しの最後の括弧書は主として以下のように分類した。この細分類についても様々な意見があると思われるが、各部局の実務者の意見を基にあえて分類を試みた。

(1) 国等への要望と実現状況

文章で要望したものの以外にも実務レベルで口頭で要望したものも対象としている

(国要望)

国に制度面の特別な措置を直接要望したものや、県経由や県市合わせて要望したもので、その内容が実現したもの

(国要望不可)

国に制度面の特別な措置を直接要望したものや、県経由や県市合わせて要望したもので、その内容が実現していないもの

ただし、助成制度や利子補給の制度等については、阪神・淡路大震災復興基金による制度創設によって実質的な要望が満たされたものもある。

(国要望一部可)

国に制度面の特別な措置を直接要望したものや、県経由や県市合わせて要望したもので、その内容の一部が実現したもの

ただし、助成制度や利子補給の制度等については、阪神・淡路大震災復興基金による制度創設によって実質的な要望が満たされたものもある。

(2) 国等の自主的規制緩和等の特例措置

(国自主)

国が自主的に規制緩和等の特例措置を震災に対応するため行ったもの

(3) 神戸市が行った規制緩和等の特例措置

(市規制緩和)

神戸市が条例等に基づき規制を行っていた事項や機関委任事務においても法令の運用解釈により神戸市が規制緩和をして市民・事業者の復興に役立ったもの

(市手続き簡略化)

神戸市が各種の申請手続きの簡略化等を行い、市民・事業者の負担軽減と許可等が早期に行われることにより復興に役立ったもの

(市負担軽減)

神戸市が使用料の減免や助成措置の新設拡充等を行い、市民・事業者の経済的負担を軽減することにより復興に役立ったもの

(3) その他の事項

(今後の要望)

震災時の応急対応や災害復旧・復興において特例措置が必要であったと思われるもの
これは実務レベルの意見として調査した。

2 各種の特例措置の実施に関連する特別法の制定等

1 阪神大震災に対応するための特別法の制定

震災への応急対応や被災地の復旧・復興のための特別法が制定された。これらは各種の特例制度の根拠となっている。

また既存の法令についても多岐にわたる改正が行われ、震災に対応した各種の特例措置が実施されている。

震災に対応するため新たに制定された特別法の概要は以下のとおりである。

(基本方針・組織)

1 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

概要 復興についての基本理念

復興対策本部設置及び組織

公布日・施行日 平成7年2月24日公布・施行（施行日から5年間）

(財源対策)

2 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(本報告書では阪神・淡路財政特例法と略する)

概要 激甚災害法の特例

激甚災害法の「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等」の規定
を特定地方公共団体(兵庫県及び政令で定める市町村)に適用

災害復旧補助対象施設の特例

激甚災害法の対象とされていない施設の災害復旧事業につき、特段の財政措置
が必要なものについて、今回限りの特別措置として補助を行う

警察・消防施設、病院、公立火葬場、水道、一般廃棄物処理施設、公立・社
会福祉法人の社会福祉施設、中央卸売市場、工業用水道施設、日赤等及び政策
医療を行う民間病院、神戸港埠頭公社の岸壁等の施設が対象となった。

その他

医療保険等の一部負担金、保険料の免除等

中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠設定 等

設備近代化資金の新規借入金の償還期間延長

商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額引上げ

住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間延長等

平成7年度における歳入欠陥債の発行可能化

船員保険に係る失業保険金等支給の特例措置適用

内定者に雇用安定事業等の規定を適用

設備近代化資金の新規借入金の償還期間延長

設備中小企業医療 拡大

公布日・施行日 平成7年3月1日公布・施行

3 阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律

概要 平成6年度における公債発行の特例措置

財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算において見込まれる租税収入の減少を補い、当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって、国会の議決を経た金額の範囲内で、平成7年6月30日まで公債発行を行うことができることとし、4月1日以降発行の公債収入は6年度所属の歳入とした。

公布日・施行日 平成7年3月1日公布・施行

4 平成6年分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

概要 平成6年度分の地方交付税の総額並びに一般会計から交付税及び譲与税配布金特別会計への繰入金額の特例

平成6年度分の普通交付税の総額及び特別交付税の特例

公布日・施行日 平成7年3月1日公布・施行

(まちづくり関係)

5 被災市街地復興特別措置法

概要 都市計画に被災市街地復興推進地域を定め、2年以内で建築行為等の制限を行うことができる

復興共同住宅区（共同住宅を建設する際の宅地共有）

土地区画整理事業の清算金にかえ住宅を給付可能

公布日・施行日 平成7年2月26日公布・施行

6 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

概要 大規模な災害等により区分所有建物の全部が滅失した場合、敷地共有者等の5分の4以上の多数決により建物を再建できる 等

公布日・施行日 平成7年2月26日公布・施行

（税減免関係）

7 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

概要 所得税法の特例

住宅家財等の損失については平成6年分の総所得金額等から雑損控除可

事業用資産の損失については平成6年分の事業所得等の必要経費に参入可

災害減免法の特例

住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、平成6年に被害を受けたものとして所得税の減免を受けることができる

関税法の特例

被災者にかかる関税の納期限延長

緊急物資の時間外通関の際、臨時開庁手数料免除

公布日・施行日 平成7年2月20日公布・施行

8 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

概要 所得税・法人税関係

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却、被災代替資産等の特別償却の対象を設定

被災市街地復興土地区画整理事業等に係る課税の特例

特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例

その他

相続税、譲与税、地価税に係る特例等

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 2 7 日公布・施行

9 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

概要 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象所得限度額を 600 万円から 1000 万円に引き上げた上、所得税の軽減免除を行う場合の限度額が引き上げられた

公布日・施行日 平成 7 年 2 月 2 0 日公布・施行

10 地方税法の一部を改正する法律

概要 資産について受けた損失の金額を、平成 6 年分の損失金額として、平成 7 年度以降の年度分の個人住民税の雑損控除及び雑損失控除を受けることができる

公布日・施行日 平成 7 年 2 月 2 0 日公布・施行

11 地方税法の一部を改正する法律

概要 県民税、市町民税、事業税、不動産取得税、固定資産資産税、都市計画税に係る特例

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 2 7 日公布・施行

(地方選挙)

12 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

概要 特定被災区域内にある地方公共団体のうち平成 7 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は平成 7 年 6 月 11 日となった。

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 1 3 日公布・施行

(免許の有効期間延長など)

13 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法

概要 震災被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等を行う。これにより平成 7 年 1 月 17 日以降の満了日について、平成 7 年 6 月 30 日まで有効期間延長が可能となった

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 1 日公布・施行

14 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律

概要 罹災都市借地借家臨時処理法適用地域に、震災発生当日に住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が震災に関する紛争につき民事調停を申し立てる場合は申立手数料を免除する

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 1 7 日公布・施行(平成 7 年 1 月 17 日に遡及して適用)

15 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律

概要 罹災による被害で債務超過となった法人に対しては一定期間破産宣告をすることができない(平成 9 年 1 月 16 日まで)

大阪府、兵庫県に本店が所在する株式会社、有限会社については、最低資本金に関する猶予期間延長

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 2 4 日公布・施行

(雇用対策)

16 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法

概要 被災地域のうち失業者が多数発生あるいは発生するおそれがある地域で実施する公共事業について、労働大臣は使用される労働者数とそのうちの被災失業者数との比率(吸収率)を定めることができる

公布日・施行日 平成 7 年 3 月 2 4 日公布・施行

2 震災復興を目的とした阪神・淡路大震災復興基金の創設

震災による、被災者の救済と自立支援、被災地域の総合的な復興対策を、行政施策を補完しつつ、長期的・安定的、機動的に進めるため、兵庫県と神戸市の出資により財団法人 阪神・淡路大震災復興基金が設立され、その基金（本報告書では復興基金と略する）により各種の補助や利子補給等が行われている。

復興基金の創設自体、甚大な被害が発生した被災地の復興を図るための特例措置となっている。また、復興基金の実施するその各種支援事業自体が震災復興のため特別に設けられた特例措置となっている。

復興基金の支援事業は平成9年11月現在で107事業であるが、設立以降事業を順次追加してきている。平成10年3月の理事会においても事業の追加、拡充が決定され、復興への支援が行われている。

事業の種類

- ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- ・被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- ・被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- ・被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- ・その他、被災地域の早期かつ総合的な復興に貢献する事業

個々の支援事業等の項目

住宅対策

被災者住宅購入支援事業補助

被災者住宅再建支援事業補助

住宅債務償還特別対策（二重ローン対策）

県・市町単独住宅融資利子補給

民間住宅共同化支援利子補給

小規模共同建替等事業補助

隣地買増し宅地規模拡大利子補給

被災マンション建替支援利子補給

定期借地権方式による住宅再建支援事業補助

大規模住宅補修利子補給
被災マンション共用部分補修支援利子補給
高齢者住宅再建支援事業補助
高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業
中高年自立支援金（被災中高年恒久住宅自立支援制度）
生活福祉資金貸付金利子補給等
災害復興準公営住宅建設支援事業補助
特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助
被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給
学生寄宿舍建設促進利子補給
被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助
宅地防災工事融資利子補給
被災宅地二次災害防止対策事業補助
復興まちづくり支援事業補助
復興土地区画整理事業等融資利子補給
景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助
総合住宅相談所設置運営事業補助
ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助
災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助

生活対策

生活対策支援金
生活復興資金貸付金利子補給等
ふれあいセンター設置運営事業補助
応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
健康づくり支援事業補助
アルコールリハビリテーション事業補助
健康アドバイザー設置事業補助
生活復興相談員設置事業補助

いきいきライフサポート事業補助
「こころのケアセンター」運営事業補助
コミュニティプラザ医療相談事業補助
「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助
災害復興ボランティア活動補助
元気アップ自立活動補助
フェニックス・ステーション設置・運営事業補助
生活支援マネジメントシステム事業補助
被災地しごと開発事業補助
被災地求職者特別訓練事業補助
いきがい「しごと」づくり事業補助
被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助
地域集会所再建費補助
復興地域コミュニティ拠点設置設置事業補助
私道災害復旧費補助
住宅再建型宅地整備事業補助
民間防犯灯復旧費補助
小規模共同作業所復旧事業費補助
医療関係施設復興融資利子補給
医療情報ネットワーク整備事業補助
消費生活協同組合貸付金利子補給
災害復興公営住宅等空家入居者支援事業

産業対策

政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給
緊急災害復旧資金利子補給
環境衛生金融公庫融資利子補給
環境事業団融資利子補給
農林漁業関係制度資金利子補給
港湾運送事業者等復興支援利子補給

民有海岸保全施設復旧融資利子補給
事業再開等支援資金利子補給
本格復興促進支援利子補給
地域産業活性化支援事業補助
商店街・小売市場復興イベント開催事業補助
被災商店街コミュニティ形成支援事業補助
震災復興高度化促進事業補助
商店街・小売市場共同施設建設費補助
被災商店街復興事業補助
店舗共同化促進利子補給
小規模製造企業復興復興促進事業補助
観光対策推進事業補助
産業復興ベンチャーキャピタル制度
新産業構造拠点地区進出企業賃料補助
新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給
被災者雇用奨励金
雇用維持奨励金
新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業（特別会計事業）

教育対策

私立学校復興支援利子補給
私立学校仮設校舎事業補助
文化財修理費助成事業補助
歴史的建造物修理費補助
私立登録博物館修理費補助
私立博物館類似施設修理費補助
被災地芸術文化活動補助

その他

震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助

平成 9 年 11 月現在で終了している事業

生活対策

外国人県民救急医療費損失特別補助

被災外国人県民支援活動補助

阪神・淡路大震災被災者支援県民会議運営補助

仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助

産業対策

商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助

路線バス災害復旧費補助

テレビCM放映事業補助

会議、大会等誘致奨励金交付事業補助

観光復興リレーイベント開催事業補助

教育対策

私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助

私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助

私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助

私立博物館相当施設修理費補助

その他

追悼行事関連文化復興事業補助

平成 10 年 3 月開催の理事会で決定された復興基金事業の追加・拡充等

住宅対策の追加事業

被災宅地二次災害防止緊急助成

産業対策の追加事業

被災商店街空き店舗等活用支援事業

共同店舗実地研修支援事業

生活対策の拡充事業

災害復興ボランティア活動助成

生活復興県民ネット設置運営事業等補助

生活復興相談員設置事業補助

いきいきライフサポート事業補助

アルコールリハビリテーション事業補助

「こころのケアセンター」運営事業補助

フェニックス・ステーション設置運営事業補助

3 激甚災害の指定等

国は、阪神・淡路大震災の被害の甚大性に鑑み、「阪神・淡路甚災害についての激甚災害の指定及びこれに対して適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 7 年 1 月 25 日）により、阪神・淡路大震災を激甚災害に指定するとともに、当該災害に適用すべき措置として、①公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助、②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、⑤中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間の特例、⑥事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、⑦中小企業者に対する資金の融通に関する特例、⑧公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、⑨私立学校施設災害復旧事業に対する補助、⑩市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例、⑪母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例、⑫罹災者公営建設事業に対する補助の特例、⑬小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、⑭雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の措置を指定している。

なお、上記の激甚災害の指定を待たず、平成 7 年 1 月 20 日に「平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」が閣議決定され、特に緊急に実施する必要がある政府系金融機関による中小企業者等に対する低利融資及び中小企業信用保険の特例措置が行われている。

激甚災害の指定を受けることにより、通常災害に比して種々の特例が適用されることとなり特に甚大な被害を被った都市基盤の災害復旧に役立っている。震災直後の要望の中には、激甚災害の指定を受け補助率の嵩上げ等が行われたことにより、実現した要望もある。

3 調査による各種特例措置の内容

第1部 市民の日常生活に不可欠なソフト面の復旧・復興

住民票関係

住民異動届の手続き簡素化(国自主)

市民が現住所地から転出する場合、従前は住民票のある区の区役所に転出届を出し、区が転出証明書を発行し、新しい住所地に転出証明書を添えて転入届を提出していた。震災特例により被災地から転出する場合、転出届なしに、転入届を転入先の市町村に提出することにより住所を変更することが可能となり、緊急時における被災者の手続面の負担が軽減された。

諸証明手数料の無料化(市負担軽減)

住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録済証明書等市民が区役所で受ける行政証明の一切について神戸市手数料条例に基づき、証明手数料が無料とされた。被災者が各種申請のため諸証明を必要とする場合が多く、経済的負担が軽減された。平成7年5月から一定の目的に使用する場合に限り、無料とする取扱いに変更され、平成7年度末まで継続された。

戸籍謄抄本等の戸籍手数料の無料化（国自主）

被災地の住民が被災により死亡した者が記載されている戸籍の謄抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を請求する場合、証明書手数料が無料となり、住民票の写し等の行政諸証明発行手数料同様、市民の経済的負担が軽減された。

北区・西区の出張所の諸証明発行業務拡大（市手続き簡略化）

従前は北区・西区の出張所では、行政諸証明の発行は有野出張所を除けば自区分のみ取り扱っていた。震災後は被災者が北区・西区の仮設住宅に住所異動届をせず入居し、仮設

住宅近くの出張所で、各種の証明を申請することが予想されたため、出張所においても他区の諸証明も取り扱うこととなり、被災者が区役所まで出向くことなく出張所で戸籍謄抄本や住民票の写し等の発行が受けられるため利便性が向上した。

消費生活関係

生活物資の安定確保への配慮（国要望）

市民生活の安定のためには、生活物資の安定的な確保が震災直後の緊急課題であることから、生活物資の被災地への優先的供給などについて要望した。

国では、生鮮食料品などの生活物資の安定供給を関係業界団体などへ要請したほか、生活物資などの輸送ルートの確保や運輸関係の業界団体への輸送体制整備の要請などが行われた。

物価の安定・物価監視の実施(国要望)

震災後の便乗値上げなどの防止のため、生活物資の価格調査・監視と建築資材等の安定供給と値上がり防止などを要望した。

国では、関係自治体と連携して、生活物資などの需給・価格動向の調査・監視を強めるとともに、関係業界団体などに対して安定供給の確保及び便乗値上げ防止などの要請が行われた。

保健・医療関係

被災診療所・施術所等の開設手続き等の特例（県自主）

震災によって、医療機関の相当数が診療不能になるなど、医療の確保に支障が生じている地域において、地域の医療を確保するため、全半壊をした医療機関に代替する仮設の建築物等において診療等をする場合について、当面の措置として下記の特例措置が県より認められた。なお、この権限は平成9年4月より市の権限となっている。

1 診療所廃止開設手続き

震災により開設者が死亡し、他の者が診療所を引き継いで開設する場合について

- ・開設者死亡届け及び診療所開設届けは、その事由が生じた日から10日以内に届けなければならないが、震災特例によりその事由が生じた日から10日以上経過しても認められることとなった。

- ・開設者死亡から診療所開設まで、若干の期間が生じたとしても、開設者死亡の日の翌日をもって開設したものとして扱い、その旨の届出を受理することとなった。

診療所が震災により使用不能となり、当該診療所の開設者が他の場所において開設する場合について

- ・診療所廃止届及び診療所開設届は、その事由が生じた日から10日以上経過することもやむを得ないこととなった。

- ・近隣において開設する場合は、診療所廃止から診療所開設まで、若干の期間が生じたとしても、診療所廃止の日の翌日をもって開設したものとして取扱い、その旨の届出を受理することとなった。

これは、空白の期間ができると保険医療機関の指定を再び受ける必要が生じ、通常は指定に1か月近くかかるところを引き続き保険医療機関として活動できるようにするための措置である。

診療所が震災により使用不能となり、修理等に要する期間中、近隣に仮移転する場合

- ・特に長期にわたらない限り、診療所廃止・開設の手続きは行わなくても差し支えないものとなった。

- ・仮に移転した診療所は、旧の診療所と同一のものとみなし、「診療所施設所在地等の改称届」を提出させることになった

定員を越えた収容について

被災者を収容するために、定員を越えて収容することは、臨時応急の場合でありやむを得ないものであることとされた

2 施術所等廃止開設手続き

施術所等が震災により使用不能となり、開設者が他の場所において開設する場合の関係法令上の手続きは、診療所と同様とすることとされた

施術所等が震災により使用不能となり、修理等に要する期間中、仮に移転する場合も、診療所と同様とすることとされた

以上のような手続きの簡素化により、近隣への仮移転が容易になり、地域医療の確保

に役立つことになった。

老人保健法に基づく健康診査の費用徴収（一部自己負担金）の免除（国要望）

老人保健法に基づく健康診査の費用徴収（一部自己負担金）の免除を要望し、認められた。保健事業の対象となる者又はその者の扶養義務者が下記に該当すると認めた者については、健康診査の費用徴収を免除できることとなった。

- ・住家の全半壊、全半焼の損害を受けたこと
- ・死亡し、又は重篤な傷病
- ・事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと
- ・その他特別の事情が認められること

平成7年12月31日までの特例措置

老人保健法に基づく健康診査には基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の6種類がある。国の制度では受診者より一部負担金を徴収することになっているが、神戸市では基本健康診査、乳がん検診については無料としており、この分については市の単独負担であった。震災特例により、一部負担金の費用徴収免除に係る費用についても国庫補助の対象となり、財政負担が軽減されるとともに、従前から一部負担金を徴収していた診査についても健康診査の費用徴収免除により被災者の経済的負担が軽減された。なお、平成6年中に神戸市が各避難所で実施した基本健康診査についても同様の取扱いが行われた。

予防接種法に定める定期予防接種取扱期間の延長（国自主）

予防接種法は、平成6年10月に一部改正が行われ、一部は改正内容が施行されていたが、平成7年1月時点では神戸市はジフテリアと破傷風の2種混合の予防接種を小学校6年生に実施する義務があり、平成7年1月から2月にかけて学校での集団接種を予定していた。震災が1月17日に発生し、被害の大きい学校等では定期接種ができない状態となった。小学校6年生の3月31日までが定期予防接種の期間となっているが、従前ではその期間を過ぎると任意接種となり接種料が有料となるとともに接種によって発生したいわゆる健康被害に対して行政が補償を行えないこととなる。

また、風しんの予防接種は、予防接種法改正前では中学生の女子に定期予防接種を行うこととなっていたが、法改正により平成7年4月より接種義務の時期が引き下げられ男女とも生後12月から89月の子に実施することとされた。生後89月を過ぎると定期接種が受けられなくなるが、平成7年4月・5月時点では生後89月になる子が定期予防接種を受けられる状況であるかどうか危惧されていた。

国からの通知により震災特例として定期の予防接種として取り扱うこととされた。定期予防接種期間の延長により震災後接種できなかった対象者に接種機会を設けることができ、任意接種となった場合の被災者の費用負担や健康被害に対する公的補償の対象外化を避けることができた。

震災により神戸市外に一時居住した場合の予防接種手続簡素化（国自主）

従前は、定期予防接種を居住地以外で受けることを希望する対象者は居住地の長から予防接種実施依頼書を入手し、それを希望地の長に提出して接種を受けることが、定期予防接種として取り扱われるために必要であった。

震災特例として国からの通知により予防接種実施依頼書がない場合においても、希望地の長は被災者からの申し出をもって居住地からの予防接種実施依頼があったものとして、予防接種を実施して差し支えないこととなり、住民票を移さず一時的に市外に居住している被災者が予防接種を受ける場合の手続きが簡素化された。

災害救助法による埋葬の特例（国要望）

埋葬に関して災害救助法の適用を受けるのは10日間であったが、適用延長を要望し、認められた。また業者委託による埋火葬費、遺体保管料及び他都市への遺体の輸送費に対する災害救助法の適用を要望し、認められた。

遺体及び遺族搬送時の優先通行（今後要望）

阪神大震災規模の巨大災害では死者の数も膨大となり被災地の斎場のみでは全ての火葬に対応できないため他都市斎場への遺体の搬送・火葬が必要となってくる、阪神大震災で

は交通事情の極端な悪化からパトカーの先導や自衛隊の協力を得て遺体の搬送が行われたが、より迅速な遺体搬送手段の確保のため遺体及び遺族の搬送時に道路の優先通行ができることを要望していくべきと思われる。

地域福祉関係

各区社会福祉協議会での「ふれあいのまちづくりA型事業」の補助採択（国要望）

国庫補助の「ふれあいのまちづくりA型事業」は、「市区町村事業」を3年間実施した際に適用されるものであるが、震災により地域コミュニティが崩壊し、その再生を早急に図るため、「ふれあいのまちづくりA型事業」の適用を通常より1年前倒しで、さらに全区に採択されたことは異例の措置であり、手厚い支援となった。

区ボランティアセンター設置に対する全区補助の採択（国要望）

震災を契機として、神戸市では全区にボランティアセンターを開設している。区ボランティアセンター設置事業に対する補助は、通常1ヶ所が対象であり、全区補助対象とされたことは異例の措置であり、手厚い支援となった。

施設福祉関係

老人ホームのショートステイ枠の拡大（国要望）

被災した要援護高齢者に対し、緊急的に老人ホームのショートステイ枠の拡大をして受入れることを要望し、認められた。緊急ショートステイのため各施設が枠の拡大を行い、さらに、市内施設だけでは不足するため市外の施設においても受入れが行われた。この取扱いにより要援護高齢者の震災直後の生活の保障を行うことができた。

緊急ショートステイ利用高齢者の措置定員を超えた措置の特例（国要望）

緊急ショートステイを利用した高齢者のうち家庭復帰が困難な者について、施設の措置定員を超えた措置の実施を要望し認められた。緊急ショートステイを利用した者で、平成

7 年 4 月以降特別養護老人ホーム等への入所措置が必要と認められる者については、特別養護老人ホーム等のショートステイ専用ベットや共用設備を活用して、入所定員の 10 % を上限として、措置による入所の特例取扱が可能となった。当初平成 8 年 3 月末までの措置とされていたが、延長要望を行い平成 10 年 3 月末まで特例措置が継続されることとなった。

高齢者の被災者について社会福祉施設利用に係る費用徴収金の特例（国要望）

被災者の社会福祉施設利用に係る費用徴収金の減免について要望し、認められた。従前、利用者については、前年所得、扶養義務者については前年課税額により費用が徴収されているが、原則となる、震災後、他の社会福祉施設と同様に費用徴収の全額を限度として減免の措置を講じて差し支えないこととなった。この減免措置は平成 7 年 1 月から平成 8 年 3 月まで継続された。

国民健康保険関係

国民健康保険の保険料減免及び一部負担金免除に対する財政支援措置（国要望）

被災者の緊急医療の確保と経済的負担軽減を目的とする一部負担金免除及び保険料減免措置を実施するにあたり、従来国庫補助対象となっている減免制度では、国保加入世帯の約半数以上の世帯が甚大な被害を被ることになった阪神淡路大震災では十分に機能しないため、所得基準の引き上げ、実施期間の延長等をはじめとする適用範囲の拡大、減免措置実施に伴う経費に対する財政支援を要望し、補助対象範囲の拡大及び全額国庫補助金による補填が実現された。

市民所得の低下に伴う保険料減収に対する財政支援措置（国要望）

国民健康保険料は、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割額とから成っており、このうち所得割については、当該年度の市県民税額を算定基礎としているが、阪神淡路大震災に伴う雑損控除等の額が多額となることにより、平成 7 年度以降の市県民税額が大幅に減少し、結果的に保険料の大幅な減収を招くことが見込まれることになった。

この保険料減収については、震災直後より国に対して長期的な財政支援について要望し、認められた。

入院時の食事に係る標準負担額免除措置と財政支援（国要望）

入院時の食事にかかる標準負担額として、患者は1日につき600円の自己負担が必要となっている。（震災当時）

国民健康保険法では、標準負担額の免除規定がなかったためその創設と財政支援を要望し、それを受け、阪神・淡路財政特例法の中で医療保険関係の特例措置が設けられ、当初平成7年4月末まで免除が行われ、更なる期間延長を要望して5月末まで免除が実施され、全額国庫補助金により補填された。

被災による被保険者証の提示不能者に対する特例措置（国自主）

家屋の焼失等により医療機関に被災者が被保険者証を提示出来ない場合、住家が全壊（焼）、半壊（焼）の被災、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病のいずれかの申立てをした場合は、氏名、生年月日、住所、加入保険名等の申告のみで保険診療扱いする特例が講じられた。

国民健康保険以外の保険制度での減免制度の創設（国自主）

阪神淡路大震災の復旧等のため制定された阪神・淡路財政特例法の中で、健康保険の一部負担金免除の特例と健康保険の入院時食事療養費の額の特例が定められた。これにより一部負担金については、平成7年5月末まで（但し、市県民税非課税者は12月末まで）、入院時の食事にかかる標準負担額については、平成7年5月末までの免除が可能となり、保険料についても免除が可能となった。

保険料災害減免及び一部負担金等免除の実施（市負担軽減）

被災者の緊急的医療の確保と経済的負担軽減を図るため、国からの通知に基づき神戸市

国民健康保険条例の改正と阪神・淡路大震災に伴う国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免の特例に関する規則を制定し、一部負担金免除及び保険料減免の災害特例措置を実施した。

保険料減免措置は、地震発生以後の納期にかかる保険料と平成7年度保険料が対象となり、一部負担金免除措置については、震発生以後最大平成7年12月末まで実施した。

<保険料災害減免制度概要>

- ① 義務者が震災により死亡した場合 全額免除
- ② 義務者が震災により生活保護を受けることとなった場合 全額免除
- ③ 義務者が震災により障害者となった場合 10分の9軽減
- ④ 住宅・家財に損害を受けた場合

前年中の合計所得金額	損害の程度が 半壊・半焼 の世帯	損害の程度が 全壊・全焼 の世帯
500万円以下	2分の1軽減	全額免除
500万円超 750万円以下	4分の1軽減	2分の1軽減
750万円超 1,000万円以下	8分の1軽減	4分の1軽減

- ⑤ 農作物の減収額が3割以上で前年中の合計所得額が1,000万円以下かつ農業所得以外の所得が400万円以下の世帯について保険料の10分の2から10分の10を減免。

<一部負担金等免除制度概要>

【免除対象者の要件】

- ① 震災により住家が全半壊、全半焼の被災をした方。
- ② 震災により世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った方。
- ③ 震災により世帯主が現在業務を廃止し、又は休止している方。
- ④ 震災により世帯主が現在失職し、収入のない方。

【一部負担金の免除措置の期限】

対 象 者	免 除 期 限
-------	---------

上記の免除要件の①若しくは②に該当する者	平成7年12月31日
上記の免除要件の③若しくは④に該当する者	平成7年 9月30日

なお、入院時の食事にかかる標準負担額免除は平成7年5月末まで。

保険料減免の職権適用（市手続簡略化）

被災者の申請手続きの負担を軽減するため、罹災証明書発行台帳などにより、被災程度等が区役所等で把握できる世帯については、職権による減免適用が行われ、世帯主からの申請が不要となった。

保険料納期限延長措置（市負担軽減）

国民健康保険料は年10回に分けて徴収されるが、震災後の納期限が到来する平成6年度保険料第8期と第9期の2期分の保険料納期限が平成7年3月末まで延長された。

また、第8期から第10期までの3期分について、口座振替による保険料引落としが停止され、納付書納付に切り換えられた。

国民健康保険納付証明書発行手数料の免除（市負担軽減）

神戸市全体の諸証明手数料免除の一つとして国民健康保険納付証明発行手数料の免除が行われた。

福祉医療関係

老人保健医療における特例（国自主）

国民健康保険と同様に、震災特例により一部負担金の支払免除や入院時食事療養に係る標準負担額の免除が行われた。また老人訪問看護療養費に係る基本料金の免除が行われた。これらにより、被災者の経済的負担が軽減され、受診が容易になった。

国民年金関係

国民年金法定納期の延長（国要望不可）

震災により保険料の納付が遅くなるケースが多くなると考えられることから、短期給付の支給要件の妨げとならないように、法定納期の延長あるいは短期給付の納付要件の緩和などの特例的な措置を要望したが、認められなかった。

過年度保険料の取扱い期間延長（国要望不可）

国民年金の過年度保険料については、納付期限の翌日から 2 年を経過したものは、時効により納付することができなくなるが、震災による所得の減少等により被災者が収められない場合について取扱期間の延長を要望したが認められなかった。

死亡届・未支給年金請求事務の簡略化（国要望）

国民年金受給者の震災による死亡に関し、死亡あるいは未支給年金についての遺族の届出等が困難な状況にあるため手続きの簡素化を要望し、認められた。死亡届については、死亡日、続柄が確認できればよいこととなり、遺族の手続き面の負担が軽減された。

国民年金裁定請求時の添付書類の省略（国要望）

基礎年金裁定請求時に身分関係を明らかにする書類として戸籍謄本を添付することとされているが、被災により添付が困難な場合があるため添付書類の省略を要望し、認められた。身分関係の確認は、住民票で確認できれば可能となり、戸籍については、市区町より職権で提出されている。これにより、現地で入手できる住民票で請求ができることとなり被災者の手続き面の負担が軽減された。

現況届の一括証明（国要望不可）

被災した受給権者については、従来の方法では現況届の提出が困難な状況であるため、社会保険庁から市に対して、受給権者の生存証明を一括して照会する方式をとることを要

望したが、認められなかった。

老齢福祉年金証書回収の簡略化（国要望不可）

老齢福祉年金受給者は、高齢であり、さらに震災後の状況の中で証書の回収が困難になると考えられることから、定時届を簡便な方法で行うことを要望したが、認められなかった。

老齢福祉年金(障害基礎年金)の所得制限撤廃(国要望不可)

被災者については、老齢福祉年金及び 20 歳前障害等による障害基礎年金の所得制限を撤廃することを要望したが、認められなかった。

証書再交付事務の簡略化・迅速化（国要望）

震災により国民年金証書を紛失した受給権者の証書再交付について、手続きの簡略化、処理の迅速化を図り、年金の受領に支障をきたさないよう要望し、認められた。本人確認ができれば、どここの社会保険事務所でも再交付できることとなり、震災により住居の変更があっても迅速に対応できるようになった。

第 3 号被保険者特例届出勤奨の実施時期の変更（国要望）

平成 6 年の国民年金法改正に基づき、第 3 号被保険者特例届出について社会保険庁から届出勤奨が実施される予定であったところ、震災の影響で受付窓口が混乱しており、受入体制が整っていないことから、実施時期について配慮してもらうよう要望し、認められた。届出勤奨の時期を遅らせることにより、震災直後の受付窓口の混乱に拍車をかけることを防ぐことができた。

年金担保貸付、年金住宅貸付、年金教育資金の活用(国要望不可)

年金担保貸付、年金住宅融資、年金教育資金の貸付条件を緩和するなどして、震災の救援制度として活用することを要望したが、認められなかった。

オンライン開発経費に対する交付金の増額（国要望）

震災時に開発中であった神戸市の国民年金オンラインについて、震災により開発経費が増えることが見込まれることから、交付金の対象とすることを要望した。平成 7 年度については、約 7 割の年度当初の交付額に加えて、精算交付段階で国庫委託金の増額があった。

国民年金保険料免除の特例（国自主）

災害救助法の適用を受けた地域の被災者である第 1 号被保険者について、免除申請に関する特例が設けられた。従来は、世帯の前年所得の審査が必要であるが、この審査を省略できることとなり、また申請書への国民年金手帳の添付も省略できることとなった。その他、申請手続きが遅れた場合にあっては、やむを得ない事情があると認められるときは、平成 6 年 12 月以降の月を始期とする期間に係る保険料が免除されることとなった。

その他親が被災した場合の学生たる被保険者等の保険料についても準じた措置がとられることとなった。

児童福祉関係

避難所や公園での移動児童館の実現(国要望)

避難所での生活を余儀なくされ、精神的に不安定になっている児童に対し、遊びの提供等心のケアを行う必要があったため、児童館職員等が避難所やその近隣公園へ出かけていく必要があった。これに関する経費を国へ要望し、特別に補助が認められた。

全半壊の児童クラブへの助成実現（国要望）

施設が全半壊した児童クラブに対し、遊具等の備品を新たに整備する必要があるため

補助を要望し、子どもにやさしい街づくり事業の特別事業として補助金が得られた。

全半壊児童福祉施設の入所児童に対する二重措置の実施（国要望）

避難先の施設でも措置費を支弁するため、全半壊施設の入所児童に対する二重措置を要望し、承認された。

全半壊児童福祉施設の定員設定に関する特例の実施（国要望）

全半壊施設の定員設定に関する特例を要望し、承認された。これは措置費の算定基礎となる定員設定について震災前の規模を認めるもので、これにより施設の措置費収入の減少を防ぐことができるため全半壊施設の再建に役立った。

学童保育事業助成に関する特例（市負担軽減）

学童保育事業費助成要綱を改正し、被災による人口減少で学童保育児童数が減少した場合においても、助成金の前年度並みの確保が行え、施設の存続に役立つこととなった。

児童福祉施設の措置費に関する徴収金の免除（国自主）

各種の措置制度共通の特例として児童福祉施設費用徴収金の免除が行われた。

児童扶養手当受給資格の特例（国自主）

震災により、住民票を動かさずに仮設住宅や親戚宅等に被災者が入居している場合もあること等から、従前は住民票を動かさないと児童扶養手当の受給が認められないところ、震災特例により現住所と住民票の住所が異なる場合でも、申立書により、現住所での受給が認められることとなった。子供の学校の関係等で住民票を移すことができない場合等も多く存在したため、実態に応じた対応ができることとなった。

保育所関係

保育所措置費の特例取扱い（国要望）

震災により、地域の保育需要の減少、施設の損壊等により休止又は著しい定員割れ、避難所の併設により受入れが著しく制約を受けた保育所に対し、震災前の措置児童数により、措置費を支弁するよう要望し、認められた。（平成7・8年度）なお、平成7年1月から3月の期間は特に要望せず実施されている。これにより震災により一時的に児童数の減少した保育所の保母等の人員を確保することができ、将来の児童が被災地に帰ってきた場合の保育ニーズに対応できることとなった。

震災に伴う児童の保育所への緊急仮入所（国自主）

震災により、一時的に避難・疎開した児童や新たに「保育に欠ける」状態となった児童に対し、手続きを簡略化して、市町間における措置の委託・受託を柔軟に対応した入所措置が行われた。具体的には以下のとおりである。

入所手続き

被災地で措置されていた児童：従前は措置している市町からの委託により受入れが行われるが、特例により委託、受託の手続きは後日行うこととし、保護者からの確認は措置されていた保育所名等必要最小限に止められた。

被災地の措置外児童：保育所に通っていなかった児童、一時的に祖父母宅等に預けられた児童について、保育所への入所希望がある場合は、住民票異動の手続きなしに受入れられることとなった。

定員枠

既に、定員まで入所措置をしている保育所について、従前は年度途中の産休明けと育休明けに限って認められていた緊急入所枠（定員の15%増まで）を拡大適用して震災による児童の受け入れができることとなった。

これらにより、震災後の混乱期に入所手続きが簡略化され迅速かつ柔軟に児童の保育を確保することができた。

阪神大震災に係る保育所措置費算定に関する特例（国要望）

保育所に対する措置費の算定においては、定員が増えれば保育単価が下がる仕組みとなっているが、緊急入所により定員を上回る児童の受け入れを行った場合においても、認可定員区分による従前の保育単価で措置費が支弁されるよう要望し、認められた。これにより保母等の職員の確保ができることとなった。

保育料の減免についての特例（市負担軽減）

保育所の費用徴収制度（いわゆる保育料）の減免については、従前は、神戸市では市基準により、市単独負担で減免を行っていた。保育料は前年の所得階層に応じて決定されるため震災による所得激減など通常では対応できないケースが発生した。

震災特例として以下のような措置がとられた。

- ・平成7年1月から3月の保育料免除

1月分の保育料 全員につき全額

2月・3月の保育料

保育所のり災と保護者のり災に応じて、全額免除と2分の1減免が行われた。

この減免に要した額は国庫補助の対象とされた。

- ・平成7年度の保育料

国からの通知により、震災により前年より所得が急激に減少した場合は、所得階層区分を変更することにより保育料を引き下げることが認められた。これにより保護者の住宅が全・半焼、全・半壊の場合はB階層と認定し、保育料0円の実質全額免除となった。

- ・平成8年度以降の保育料

災害等不明の止むを得ざる支出が必要となり、保育料の負担が困難と認められる場合はB階層と認定している。また止むを得ない失業・事業の倒産・疾病及びこれらに類する事由により世帯の収入が前年に比べて著しく減少した場合は、事由の発生以降3ヶ月間の収入を基に収入決定を行い、保育料階層区分を変更している。

障害者福祉関係

施設措置・ショートステイ・補装具等の徴収金減免の特例（国自主）

他の措置費関係徴集金と同様、震災による減免措置が行われた。これらにより被災障害者の経済的負担が軽減された。

緊急ショートステイの実施と定員を超えての施設入所措置（国自主）

震災により在宅生活の継続が困難であったり、避難所での生活に困難を感じる障害者を、施設において緊急ショートステイで受け入れられた。その際には国からの通知に基づき各施設のショートステイ定員を超える受け入れが行われた。その後、帰宅等の目処がたたない障害者について市外施設への入所措置とともに、市内施設へ入所定員枠を超えた入所措置が行われた。これらにより障害者の措置ニーズに柔軟に対応することができることとなった。

迅速各種施策の申請手続きの簡素化（国自主）

施設の入所措置や補装具・日常生活用具の利用等の手続きについては、国からの通知により給付決定、委託契約の締結等の事務処理は事後的に行うなどの弾力的な対応が可能となった。これにより迅速なサービス提供ができることとなった。

身体障害者更生資金貸付返還金の納期限延長（市負担軽減）

神戸市では条例に基づき、身体障害者又は身体障害者が属する世帯の主たる生計者に対し、更正に必要な資金を貸しつけているが、その貸付返還金について、平成7年1月から3月までの3ヶ月分について、償還の延期を行った。また被災により返済に困難が生じた場合には申請により平成7年1月分以降の返還金納期限が1年間延長されることとなった。これにより震災後の混乱期に負担を増やすことをさけることができた。

神戸市心身障害者扶養共済制度掛金の減免（市負担軽減）

神戸市心身障害者扶養共済制度の障害者を扶養している者が納付する掛金について、共済制度条例施行規則に基づき、平成7年1月から5月にかけて全壊世帯7割、半壊世帯5割の災害減免が行われ、その後再審査により經常の減免へ引き継がれた。この減免は市単によるものである。これにより障害者を扶養する被災世帯の経済的負担が軽減され、障害者の将来の生活の糧となる年金の給付を確保することができるようになった。

被災小規模作業所等への再開補助制度の創設（市負担軽減）

障害者小規模通所訓練事業補助金交付要綱を改正し、従前は、開設費補助金の制度はあったものの、再開に対する補助金の制度がなかったため、震災を契機に再開に関する補助制度が創設された。また、復興基金においても小規模共同作業所復旧事業費補助の制度が創設された。

在宅重度障害者デイサービス事業補助金交付要綱の補助対象であるデイサービス事業所についても同様の対応が行われた。

災害給付・貸付関係

生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）による特別貸付（小口資金貸付）の創設（国要望）

県から国に対して被災者の緊急的な生活支援のために「緊急生活資金制度（給付金）」の創設と資金確保・簡易手続きについて要望した結果、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害に際し、実施した「生活福祉資金の特例措置」と同様の貸付制度の実施が決定され、平成7年1月27日から2月9日まで実施された。

特例措置としては

- ・資金は従来国3分の2、県3分に1を、国4分の3、県4分の1として実施
- ・対象者は低所得者に限定せず
- ・貸付金額は10万円以内（特例的として20万円）
- ・償還期間は5年以内として、据置期間については当初1年以内とされ、後に被災者の状況を考慮して2年以内に延長された

- ・貸付手続きも簡素化され、原則として添付書類は必要としない、連帯保証人の設定については、特別な事情がある場合は特例的措置を講ずるなどの措置がとられた
- ・資金交付は受付日の翌日

災害援護資金貸付制度の支給要件の緩和と貸付の再開（国要望）

災害弔慰金の支給に関する法律により災害援護資金の貸付が行われた。これについては、支給要件の緩和や被災者の自立再建期に合わせて貸付期間の延長が行われた。

貸付の据置期間については3年のところ震災特例により5年に延長された

災害援護資金の使途については、申告が必要であったところ、貸付金を生活の建て直しに使用するものと認められることから、貸付申込みに際し資金の使途の申告を要しないこととされた。

貸付対象となる被害の認定については、申告に基づき、必要な調査をして確認することとなっていたが、官公庁が発行する被災証明書が添付されていること若しくは市町村の被災台帳を確認すること等により被害の認定を行うことができる場合には、調査を省略できることとなった。

貸付には連帯保証人を立てることが必要であり、連帯保証人は原則として借受人と同一市町村

に居住するものとされていたが、連帯保証人の住所要件は市外でも可となった。

これらの、貸付要件緩和等の震災特例措置により平成7年3月24日から4月30日の期間で受付が行われた。

その後も貸付再開と要件緩和の要望が行われ、平成7年10月末までの受付延長と第1次の受付で借入限度額まで借入しない場合の限度額までの追加借入が認められ、平成7年10月2日から31日までの期間で受付が再開された。ただし、第1次の貸付で特例として認められた、資金の使途の申告を要しない取扱いは適用されないこととなった。

生活福祉資金災害援護資金貸付制度（社会福祉協議会事業）の要件緩和と貸付の再開（国要望）

生活福祉資金貸付制度の1項目として設けられている貸付制度で、貸付対象となる被

害については、弔慰金法による災害援護資金の対象とならない比較的軽微な損害を受けた世帯を対象としたものである。これについても貸付要件緩和等を要望し、要件緩和と貸付再開等の震災特例があった。

- ・資金は従来の国3分の2、県3分に1を、国4分の3、県4分の1として実施
- ・据置期間を1年以内から3年以内に延長、償還期限も7年以内から8年以内に延長された。
- ・連帯保証人の住所要件は市外でも可とされた。
- ・所得要件については、原則平成5年所得としつつも震災により失業した場合には特例を認める

これらの、貸付要件緩和等の震災特例措置により平成7年5月12日から7月31日の期間で受付が行われた。

その後も被災者の自立再建期に合わせた貸付の再開と貸付要件緩和の要望が行われ、平成7年10月末日までの受付の延長が認められ、所得については原則6年所得とし、震災による失業特例を引き続き適用することが認められた。これにより災害援護資金貸付と同一の期間で第2次の受付が行われた。

生活福祉資金特例貸付制度（転宅費）の拡充（国要望）

平成8年6月に発表された「住宅復興プログラム」を受けて、仮設住宅等から恒久住宅への移転が本格化していくのに対応して、支援制度を要望し、転居費の調達が困難な世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の特例として創設された。これは転居に必要な引越し費用、家具等購入費に限り、50万円を限度に貸し付けるものである。

貸付要件等に以下のような特例が設けられた。

- ・貸付限度額 28万円を50万円に拡充
- ・償還期間 3年6ヵ月以内を6年以内に延長
- ・利子補給 復興基金から全額利子補給
- ・連帯保証人 1人設定（連帯保証人が得られない場合には一定の審査のうえ、債務保証制度の利用可）

平成8年8月29日から平成11年3月31日までの期間で受付が行われている。

復興基金の積み増し（３，０００億円）による被災者支援制度の拡充（国要望）

阪神・淡路大震災復興基金を増額して得られる基金運用益を用いて、貸付制度の新設・利子補給、及び高齢者に対する生活再建支援金制度が創設された。その内容は以下のとおり

* 兵庫県生活復興資金貸付制度の創設

生活復興・再建に必要な資金を融資する制度の創設を要望し、平成８年１２月に兵庫県予算による金融機関との協調融資制度と復興基金による利子補給制度の事業化が決定された。

- ・貸付対象 前・半壊の被災で総所得が６９０万円以下の世帯主又は生計維持者
申込み時２０歳以上で他の資金の借受け状況などから返済が可能な者
- ・貸付限度額 制度開始当初１００万円でのち３００万円に拡充
- ・償還期間 １００万円以内は６年以内（うち据置１年以内）
１０１万円以上は７年以内（うち据置１年以内）
- ・利子補給 復興基金から全額利子補給
- ・保証人 １人設定（金融機関の審査のうえ、保証人を省くことも可）

平成８年１２月１６日から平成１１年３月末までの期間で受付が行われている。平成９年２月と４月には要件緩和も行われている。

* 被災高齢者世帯等生活再建支援金制度

高齢者世帯・要援護世帯等の自立再建のための支援金制度を要望し、平成９年１月に実施骨子が国で決定され、平成９年３月の復興基金理事会で実施が決定された。

- ・給付対象 世帯主が６５歳以上の世帯・要援護世帯
住家が全壊の世帯・半壊で解体済の世帯
平成１２年３月末までに恒久住宅に移転した世帯
世帯員全員が非課税の世帯
以上の全てに該当する世帯
- ・支給額 月額２万円（単身世帯１万５千円）に従前地交流費加算：月額５千円
- ・支給期間 原則５年間以内

- ・支給月等 原則年2回（8・2月）

以上の内容で平成9年4月25日から平成12年4月28日までの期間で受付が行われている。

本制度については、下記の被災中高年恒久住宅自立支援制度の実施にあわせて要件変更が行われた。従前は年齢による経過措置が図られていたが、65歳に達してからの申請受付を変更し、以下の者申請可能とする制度要件の緩和が行われた。これは本制度が被災中高年自立支援制度よりも従前地交流費加算の給付があり有利なため65歳に達していなくともそれに近い年齢の者にも支給対象を広げるものである。

- ① 昭和7年4月3日から昭和8年4月2日までに生まれた者 4年支給
- ② 昭和8年4月3日から昭和9年4月2日までに生まれた者 3年支給
- ③ 昭和9年4月3日から昭和10年4月2日までに生まれた者 2年支給

（平成9年12月1日より実施）

既存基金の有効活用策として、先に実現した高齢者自立再建支援金に加えて、被災中高年・中所得者層までを対象とした支援制度の創設を県・復興基金に要望し、その後関係機関との調整を経て平成9年10月に復興基金理事会で制度の創設が決定された。

- ・給付対象 世帯主が45歳以上の世帯・要援護世帯

住家が全壊の世帯・半壊で解体済の世帯

平成12年3月末までに恒久住宅に移転した世帯

世帯員全員の総所得合計額が507万円以下の世帯

以上の全てに該当する世帯で、「被災高齢者世帯等生活再建支援金」の受給

世帯でない世帯

- ・支給額 月額2万円（単身世帯1万5千円）
- ・支給期間 原則2年間以内
- ・支給月等 原則年2回（8・2月）

以上の内容で平成9年12月1日から平成12年4月28日の期間で受付が実施されている。

義援金の早期交付と住宅再建等幅広いニーズに対する交付（義援金募集委員会要望）

早期の義援金交付を義援金募集委員会へ要望し、第1次配分として住家損壊・死亡者見舞金の交付が平成7年2月6日から行われた。

住宅再建に対する義援金助成を要望し、平成8年4月1日から既存の住宅助成に対する義援金が持家修繕と民間賃貸住宅入居に限って交付していたものを自宅再建の場合にも拡大された。

義援金交付計画の見直しによる幅広い対象への早期交付を要望し、義援金募集委員会の計画見直しにより2回にわたって生活支援金の交付が行われた。（対象：全半壊被害で生計維持者の総所得が690万円以下の世帯）

住宅助成義援金の申請期限延長（義援金募集委員会要望）

住宅再建が未着手の世帯も残っていることから住宅助成義援金の申請期限延長を要望し、平成10年3月末から平成11年3月末に1年延長された。なお他の義援金についても平成11年3月末が申請期限となった。

災害救助法適用関係

災害救助法の特別基準の設定(国要望)

災害救助は国の責任において実施されるが、知事は国の機関として全面委任を受けている（災害救助法第2条）。

知事はその権限の一部を市町村長に委任できることになっており、兵庫県は原則として全ての権限を委任していた。

震災前の兵庫県の市町長に権限を委任する規則によれば以下の知事の権限が市町長に委任されていた。

- 1 避難所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産

- 6 災害にかかった者の救出
- 7 災害にかかった住宅の応急修繕
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

しかし、市町長に権限を委任する規則の一部を改正する規則（平成7年1月17日施行）によれば、「平成7年の兵庫県南部地震による災害に係る本則各号に掲げる救助の実施（広域にわたるものに限る。）に関する知事の職権は、本則の規定にかかわらず、知事がこれを行う」とあるため、応急仮設住宅に関しては、委任から除かれ、知事の権限となった。

救助の実施について

救助の程度、方法等については、知事が応急救助に必要な範囲において、予め厚生大臣の承認を受け、災害救助法施行細則（兵庫県規則）で一般基準が定められている。

そのため、委任された救助については、同細則で定められた範囲内で実施することが原則とされている。ただし、災害の種類、態様によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合に、その都度、都道府県を通じて厚生大臣に協議して、災害の実情に即した救助を実施するため個々の救助項目ごとに定める特別基準があり、阪神大震災では被害があまりにも甚大であったため県規則で定める一般基準では対応できず兵庫県を通じて厚生省との協議により様々な特別基準が定められた。

特別基準の設定は年度ごとに定められるため、同一の項目でも平成6年度と平成7年度では基準が異なる場合もある。これら特別基準の設定により、大災害に対応した災害救助が可能となった。主な特例基準の設定は以下の表のとおりである。

災害救助法による特別基準の設定（平成6・7年度）

救助種目	項目	一般基準	特別基準
避難所の設置	期間の延長	7日間	6年度 74日間 7年度 142日間
	限度額引き上げ	100人当たり 13,000円	6年度 23,000円 7年度 52,650円
応急仮設住宅の設置	着工期間延長	20日間	6年度 74日間 7年度 133日間
	面積基準引き上げ	26.4㎡/戸	6年度・7年度 29.16㎡/戸
	入居者に対応した建設供与	基準なし	1K、地域型 民間アパート等賃貸住宅
	基準単価引き上げ	1,390,000円/戸	6・7年度 2,867,000円/戸
	エアコンの設置	なし	7年度 89,610円/戸 高齢者、障害者等に限る
	供与期間	2年以内	9年度末まで (再延長の見込み)
	撤去費・現状復旧費	認められていない	撤去費・現状復旧費も対象となった
炊き出しその他食品の供与	期間の延長	7日間	6年度 74日間 7年度 142日間
	基準単価引き上げ	1人1日 850円	6年度 1,200円 (3月10日より) 7年度 1,200円
飲料水の供給	期間の延長	7日間	6年度 74日間

被服・寝具等生活必需品の給与	期間の延長	7日間 0日間	6年度 74日間 7年度 156日間
医療	期間の延長	0日間	6年度 74日間
災害にかかった者の救出	期間の延長	3日間	6年度 30日間
災害にかかった住宅の応急修理	期間の延長	1か月間 1か月間	6年度 74日間 7年度 98日間
学用品の給与	期間の延長	10日間	6年度 70日間
埋葬	期間の延長	10日間	6年度 74日間 7年度 29日間
死体の搜索	期間の延長	10日間 10日間	6年度 74日間 7年度 29日間
死体の処理	期間の延長 限度額引き上げ	10日間 2,800円/体	6年度 41日間 6年度 14,222円/体
輸送			下記の項目は一般基準ではなく特別基準設定
	物資の輸送		6年度・7年度 緊急物資基地の設置

	医療人員の 輸送		6年度 医療・救護ス タッフ用船舶 基地の設置
	期間の延長		7年度 259日間
	物資基地の 原形復旧		7年度 緊急物資基 地の撤去
	警備員の 雇上げ		7年度 物資管理の ため
人夫賃			下記の項目は一般基 準ではなく特別基準 設定
	警備員の 雇上げ		仮設住宅受付会場警 備
			食料の管理及び整理

公害認定患者補償給付関係

公害認定患者への補償給付等の円滑な実施（国要望）

公害認定患者への補償給付等の円滑な実施を要望し、認められた。公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正が行われ、震災により、認定更新申請手続きができなかった者の救済が図られた。また補助金の増額も行われた。

駐輪場無料開放等

有料自転車駐車場の無料開放（市負担軽減）

震災による交通機関の途絶や放置自転車撤去作業の困難さのため、また、自転車・原付の利用を側方から支援する必要があったため一時的に有料自転車駐車場の無料開放を実施し、交通機関の復旧等に応じて順次有料化が再開された。

神戸市道路公社有料道路の無料開放（市負担軽減）

震災直後の公共交通機関と代替道路の被災の中で「料金を徴収しない告示（昭和 31 年建設省告示 1695 号）第 6 号・火災その他異常な事態の発生により、当該他の道路の通行が危険となり、当該道路の通行を余儀なくされる場合」を根拠として約 1 ヶ月半の神戸市道路公社無料開放が行われた。その後も、一定期間救援物資等の運搬のため災害派遣等従事車両証明書又はがれき等運搬のため災害廃棄物処理承認券を携帯する車両については、料金免除措置が行われた。

その他日本道路公団、阪神高速道路公団等の有料道路についても、災害派遣従事車両の通行料免除が行われた。

排水設備修繕貸付金関係

排水設備修繕貸付金制度の償還開始日の延長（市負担軽減）

震災で多くの家庭の排水設備が被害を受けたが、当面の市民の経済的負担を軽減するため従来からの排水設備の修繕工事に対する無利子貸付の利用を P R し、またその償還開始日を平成 8 年 4 月まで延長した。

消防・防災関係

消防・救急業務用無線局の使用する全国共通波の増波等(国要望)

阪神大震災では、全国から多数の消防隊が応援に駆けつけ合同で消防・救助活動が行われたが、全国域で共通使用できる全国共通無線波が 150.73 MHz のみであったため、無線通信が輻輳し、活動に支障が生じたことから全国共通無線波の追加を要望し、認められた。郵政省の無線局免許等審査要領の一部改正がなされ、併せて、消防・救急業務で使用する全国共通の周波数が 2 波増波され、計 3 波使用できることとなった。これにより大規模災害時に不可欠な広域応援活動における通信状況が改善された。

防災福祉コミュニティ育成事業の創設(市負担軽減)

神戸市では震災からの教訓を活かし、さらに高齢社会に対応した防災のため、災害発生時においても地域の強い連帯感のもとに、市民が主体となり適切な防災活動及び福祉活動を展開できるよう、平常時から防災活動や福祉活動など地域活動に積極的に取り組むコミュニティを防災福祉コミュニティとして育成する事業が創設された。防災訓練・防災学習会・その他先進的活動に要する経費の助成や防災資機材の配備を行うとともに市民防災リーダーの育成や消防職員地区担当制の導入により支援が行われることになった。地域の自主防災についての意識が高揚するとともに、自主防災活動が推進され、地域の防災力に役立っている。

震災直後におけるガソリン等の燃料供給に関する緩和（必要とされた規制緩和）

震災直後においては、消火・救助活動、遺体・緊急物資輸送等によりガソリン需要が急増する。このため緊急車両や仮設住宅への燃料供給や燃料を供給する危険物施設(主に給油取引所)の早期改修が必要であることから以下のような規制緩和が必要と考えられている。

- 1 災害活動車両への燃料の供給と避難所等への燃料の応急的な供給に対する規制緩和
- 2 震災により一部損壊した危険物施設（営業用給油取扱所）の改修と復旧までの健全

な設備の使用に関して、書類手続き簡素化や事後承認を行うなどの規制緩和

3 建物解体現場における重機等への給油等、危険物の仮取扱行為に対する緩和

水道関係

淀川及び武庫川からの緊急取水（国・県要望）

震災後、復旧の進展に伴い給水区域の拡大と漏水により配水量が急増する一方となり、水源確保の必要が生じた。緊急措置として淀川からの緊急取水を要望し、認められた。緊急措置として、淀川水系神崎川の神戸市の工業用水道の取水施設を上水道用としても利用し、既得水利権量を上回る 150,000 立方メートル/日以内の取水ができることとなった。

また、北区でも千苅貯水池の貯水量が減少し、夜間断水が避けられない状況となったところ武庫川からの緊急取水が認められ約 20,000 立方メートル/日以内の取水ができることとなった。

これらの緊急取水により水源不足による断水を避けることができ、市民生活の安定を確保することができた。

水道料金の減免等（市負担軽減）

震災後の水道料金に関しては、納期の延長や基本料金の減免等が行われ、市民負担が軽減されている。主な特例措置は以下のとおりである。

① 水道料金の納期延長等

- ・震災前に検針済の未請求料金の請求については、通常の納期より 2 ヶ月延長し、平成 7 年 3 月 28 日から行われることとなった。
- ・震災により 2 ヶ月間検針が中断したことにより、次回検針分は 4 ヶ月分の使用量となるため、4 ヶ月水量を 2 分の 1 の水量に分けて、2 期分として料金計算が行われた。2 期分の水道料金請求については、検針の 1 ヶ月後とその翌月とに分けて請求が行われ、基本料金の減免は、前期分(1 ヶ月後)の料金計算から免除が行われた。

② 基本料金の減免

- ・震災により全市域に断水が発生し、約 1 ヶ月間にわたる断水が想定されたため、全市一律 1 ヶ月の基本料金の免除が行われた。仮復旧が平成 7 年 2 月末にできなか

った場合は、諸事情を勘案し、市の調査及び使用者からの申出により、基本料金の2ヶ月免除が行われた。

- ・震災が原因で宅地内等で、多くの漏水が発生して通常の生活で使用した以上の使用量となっている場合は従量料金の減免が行われた。また震災による断水のため、不特定多数の市民に生活応急給水として水道水を提供した場合も減免が行われた。

③ 罹災家屋等廃止・中止に伴う清算料金の免除

倒壊・焼失等により家屋等の給水装置が使用できない場合や水道メーターの破損、建物の立ち入り禁止等により水道メーターの検針ができない場合は、前回検針から震災当日までの精算料金が免除された。

④ 工業用水道料金の減免

工業用水道については、条例により時間ごとの責任水量制となっているが、断水期間の料金については徴収しないこととされた。

公営交通関係

営業収入減少に対する補てん措置及びそれに対する交付税措置(国要望不可)

高速鉄道事業、自動車事業とも施設の損壊による乗客数の減少により営業収入が減少して運賃値上げにつながることを懸念し、一般会計からの営業収入補填措置及びそれに対する交付税措置を要望したが、認められなかった。高速鉄道事業では一時的な増収となり、自動車事業では営業収入の減少が施設の損壊に起因しないこと、また、民間バス事業者とのバランスの問題もあり、実現は難しい状況である。

学校教育関係

被災児童・生徒の校区外就学についての特例（市規制緩和）

市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、学校教育法施行令の規定により市町村教育委員会は就学すべき学校を指定すべきとされている。神戸市は神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則により生活の本拠のある校区の学校を指定するのが原則になっている。

震災では、仮設住宅への入居等により住民登録地と現実の居住地が別になったケースも

多数発生し、児童・生徒の就学を確保することが課題となった。神戸市では居住地を変更せざるを得なくなった被災児童・生徒の就学について、可能な限り保護者・児童生徒の意向に沿って従来の在籍校でも転居先の学校でも就学が実現することを認め、手続面等でも簡略化の特例措置が行われた。これにより被災児童・生徒の就学の機会を確保することができることとなった。

（仮設住宅入居者等の特例措置）

神戸市では、やむを得ない事情で実際の住居が住民登録地と異なっている場合は、生活の本拠のある校区の学校を指定していることから、「仮入学」として、実際に居住している校区での就学を認めており、震災で転居を余儀なくされた校区外の仮設住宅入居者等に適用された。

また、転居前の校区の学校（震災以前の住民登録地の校区の学校）に就学を希望する場合は、希望する学校へ申請することにより、校区外から通学する特例が認められた。

（就学事務の簡略化）

また従前は保護者が児童生徒を区長の指定する以外の市立の学校に入学させようとする場合はその理由を具し、関係校長（2校）の副申を添えて、住所地を所轄する区役所に申請する必要があった。被災者の申請手続きの負担を軽減するため手続きの簡略化が行われた。

・保護者が原籍校（震災以前の住民登録地の校区の学校）に就学を希望する場合

住民票を移し、校区外に居住している場合は希望校の校長の副申のみで申請ができることとなった。

住民票を移さずに、校区外に居住している場合は原籍校に「被災児童生徒校区外就学申請書」を提出し、校長の承認が得られれば認められることとなった。

・保護者が受入校に就学を希望する場合

住民票を移さずに一時的に受入れをしている児童生徒が、新学期後も引き続き就学を希望する場合は受入校が認めることとなった。

特例就学援助の実施（市負担軽減）

就学援助は学校教育法に基づき生活保護世帯に準じる世帯の児童生徒の就学を支援するため学用品費などの援助を行うものである。神戸市就学援助規則に基づき神戸市が認定を行っている。

通常は所得基準に照らして就学援助の認定を行うところ、国や県からの通知もあり平成 6 年度在學生に限り、震災により住家が全半壊した世帯や収入が激減している世帯の児童生徒に対して、従来とは別の特例就学援助が行われた。

支給額 学用品費等 小学校 25500 円 中学校 38300 円

その他 通学費、給食費、医療費等

既に就学援助を受けている場合も被災した場合はこの特例就学援助を受けることができる。多数の児童生徒が援助の対象となり就学継続の一助となった。

特例奨学金(被災生徒修学援助金)の支給（市負担軽減）

従前から神戸市では奨学金条例により、市内に居住する高校生、高専生のうち、「生活保護世帯又はこれに準じる世帯の子弟」に奨学金を支給していた。通常は所得基準により認定を行うが、震災特例として平成 6 年度在校生に限って「授業料の免除」と同じ要件に該当する場合は所得基準によらず認定が行われた。また神戸市被災生徒修学援助金交付要綱が制定され 公立高校で月額 5,000 円、私立学校で月額 10,000 円の奨学金が卒業時まで支給されることとなった。これらの措置により修学援助の対象とならない高校生等の修学継続の一助となった。

市立学校の授業料等の免除（市負担軽減）

市立幼稚園の保育料と市立高専・高校の授業料については、条例及び施行規則により従来から経済的に困窮している園児・生徒に対して減免を行っていた。震災では「家屋の全半焼・全半壊」、または「保護者の長期入院・死亡、失業等」の要件に該当すれば平成 7 年 1 月から平成 8 年 3 月の授業料等について全額免除が行われた。

入園料や高専・高校の入学選抜料・入学金については減免規定がなかったため条例・規則が改正され平成 7 年度の入園料等が授業料等の免除と同様の要件に該当すれば全額免除された。

被災者の経済的負担を軽減し教育を受ける機会を確保する一助となった。

また兵庫県立高等学校等の入学考査料、入学料、授業料についても同様の免除措置がとられている。

公立義務教育諸学校の教職員定数の弾力的運用（国要望）

震災に伴い一時的に市外へ転出した児童・生徒の住宅の復旧や確保による年度途中の復帰に対応する教職員定数算出の弾力的運用を国や県に要望し認められた。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の改正及び関連省令が制定され、平成 7 年度に限り、基準日現在(4 月 9 日)に転出している児童・生徒について一定の復帰率（省令により 98.3）を乗し、在籍するものとみなした学級編制及び教員配置が認められ、転出した児童・生徒が安心して復帰できるような学校側の受け入れ体制が確保できた。

教職員定数の震災対応特別加配（国要望）

被災児童・生徒の状況の把握に努め、心のケアを推進するなど、支援体制の整備を図るとともに、仮設住宅を含めた地域との連携を図り、震災経験を生かした防災教育を進めるため教職員定数の特別加配を国、県に要望し認められた。

これは指定校に「教育復興担当教員」を配置するもので、平成 7 年度以降継続されている。被災した児童・生徒の多い学校を中心に配属された教育復興担当教員は、カウンセリングや転出している児童・生徒との連絡等被災児童・生徒の教育環境の向上に役立っている。仮設住宅から公営住宅への転居が本格化することに伴う児童・生徒の環境の変化によって心のケアに対するニーズは今後も増え続けることから毎年度特別加配の継続を要望している。

被災学生に対する授業料等の減免（市負担軽減）

被災学生の経済的負担を軽減するため、他の市立学校同様神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則により、神戸市立外国語大学と看護短期大学の授業料・選抜料・入学金の免除が行われた。

被災受験生に対する特別入試の実施（国要望）

被災受験生に対する配慮として、国等に働きかけ、全国の多数の大学で特別入試が実施された。（特別入試実施決定 国立大学 95 大学 375 学部、公立大学 48 大学 107 学部 合計 143 大学 482 学部）これにより被災した受験生の受験・進学のを確保するの役に立った。

被災留学生への支援（国要望）

被災した留学生への支援を要望し、（財）日本国際教育協会が、住居が全壊・全焼した留学生に対して各大学を通じて 10 万円を支給する支援が行われた。

第2部 市民生活や経済活動を支える公共施設や道路等ハード面の復旧・復興

市民文化施設等

市民文化施設の復旧に対する国庫補助の新設（国要望一部不可）

区民センター等の市民文化施設の建設については、国庫補助制度がなく神戸市の単独事業で建設され、災害復旧に関する補助制度もなかった。災害復旧に関し国庫補助を要望したところ市民文化施設の災害復旧全体に対する補助制度は認められなかったが、文化庁の補助制度として収容人員 300 人以上の大規模ホールの復旧に関する補助制度が認められた。具体的には、東灘区民センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、神戸文化ホール、須磨区民センター、西区民センターのホール及びそれに付随する部分の復旧に国庫補助が認められた。これにより神戸市の財政負担が一部軽減された。

勤労者福祉施設の復旧に対する国庫補助の新設（国要望一部不可）

勤労会館等の勤労者福祉施設の建設については、国庫補助制度がなく神戸市の単独事業で建設され、災害復旧に関する補助制度もなかった。災害復旧に関し国庫補助を要望したところ勤労者福祉施設の災害復旧全体に対する補助制度は認められなかったが、市民文化施設同様文化庁の補助制度として収容人員 300 人以上の大規模ホールの復旧に関する補助が利用できた。具体的には勤労会館、六甲道勤労市民センター、新長田勤労市民センターのホール及びそれに付随する部分について国庫補助が認められた。これにより神戸市の財政負担が一部軽減された。

青少年施設の復旧に対する国庫補助の新設(国要望不可)

青少年施設の建設については、国庫補助制度がなく青少年会館は神戸市の単独事業で建設され、災害復旧に関する補助制度もなかった。市民文化施設と同様に建物・設備・備品の災害復旧に関し国庫補助を要望したが認められなかった。なお、青少年会館にはホールがなく、勤労会館等に適用されたホール部分の復旧補助もないため、災害復旧債を充当することにより復旧が行われた。

交通公園の復旧に対する国庫補助（国要望一部不可）

園児・児童を対象に交通安全教育を行う施設である本山交通公園が、震災により交通安全教育用の体験学習コースが隆起陥没し、使用不能の状況となった。交通公園に対する災害復旧制度がなかったため補助を要望したところ交通安全教育を所管する総務庁からの補助は認められなかったが、建設省の都市公園の災害復旧費補助を利用することができた。これにより神戸市の財政負担が一部軽減された。ただし、管理棟などは都市公園部分とみなされないため、災害復旧債を充当することにより復旧が行われた。

コミュニティ施設である地域集会所を民間が再建する場合の補助（国要望不可）

神戸市では地縁による団体が建設する地域集会所の建設経費等を市が補助することにより、地域活動の拠点としての地域集会所の整備・充実を図ってきた。被災した地縁による団体が建設した地域集会所について、建物全壊の場合は建設費補助を、その他は損壊の程度により、改築費・修繕費の補助を要望したが認められなかった。復興基金により地域集会所再建費補助の制度が創設され、これにより、復旧に関する地縁による団体の負担が軽減された。

屋外彫刻の復旧・保存に対する助成補助（国要望不可）

彫刻によるまちづくりにより市内に358点の屋外彫刻が設置されたが、震災により彫刻本体あるいは台座の損壊、また周辺建築物の倒壊に伴う撤去・再建作業において移設・一時保管の必要なものが生じた。損壊した彫刻本体・台座の復旧費の助成、周辺状況による彫刻の一時撤去・保管にかかる費用の助成を要望したが認められなかった。

神戸市生活情報センターの機能回復（国要望不可）

市民の消費生活を支える生活情報センターの所在するビルが損壊し、損壊した商品検査機器の復旧等機能回復に対する財政支援を要望したが、認められなかった。

領事館再建

総領事館の再建支援（国要望不可）

神戸市内にある6つの総領事館等は自国民の保護、本国との連絡等重要な機能を担っており、早期再建の支援を要望したが、認められなかった。

保健・医療関係

公立病院災害復旧国庫補助の拡大（国要望）

公立病院の災害復旧国庫補助に関しては通常災害の場合事業費の2分の1が予算補助されていた。病院事業の激甚災害対象事業への組み入れ及び市民病院の施設・設備・医療機器等の早期復旧に対する国庫補助等の財政支援を要望した。その結果以下のような財政支援の拡大が行われた。

阪神・淡路財政特例法により事業費の3分の2が国庫補助となり補助率の嵩上げが行われた。

さらに地方公営企業に係る災害復旧事業について、公営企業負担額の2分の1の額を基本として一般会計からの特別の繰出制度が創設され、その財源に単独災害復旧事業債が充当されることとなった。

病院事業に対する地方財政措置としては国庫補助の対象とならない医師宿舍等の施設及びエレベーター、医療機器等の設備については、通常の建設、改良を行う場合における一般会計からの繰出し等の助成措置との均衡を考慮して定める額全額について、まず、一般会計から特別の繰出を行うこととし（初期投資との均衡）、さらに残り2分の1の額についても、繰出を行うことができることとなった。具体的には医療機器等の整備等建設改良に要する経費の3分の2が病院事業会計に繰出される。

これら特例措置により、病院の災害復旧事業費については、国庫補助負担基本額については国3分の2、一般会計6分の1、病院事業会計6分の1の負担となり、また、医師宿舍、エレベーター、医療機器等の単独事業については初期投資との均衡による一般会計繰出3分の2、一般会計繰出6分の1、病院事業会計6分の1の負担となり病院事業会計の財政負担が軽減された。

被災医療機関に対する災害復旧制度の拡充（国要望）

震災に伴う救急医療において民間医療機関の果たした役割は大きくその復旧支援を国に要望し、以下のような制度の拡充が実現した。

医療施設等災害復旧補助について従前は公的病院が対象（補助率 2 分の 1）であったところ民間病院でも政策医療を担う病院（輪番制病院）等に対象が拡大された。

また、在宅当番制等参加診療所や被災を受けた病院について近代化施設整備補助金の適用が新たに認められた。

また低利融資制度及び復興基金による利子補給制度が創設された。

市営斎場の復旧に関する財政支援（国要望）

公立斎場の災害復旧に関しては、従来の制度では 2 分の 1 の国庫補助が認められていた。一層の財政支援を要望し、今回の震災限りの特例として阪神・淡路財政特例法により激甚災害法による災害復旧する施設と横並びの 3 分の 2 の国庫補助率となり、財政負担が軽減された。

市営墓園の復旧に関する国庫補助制度の創設等の財政支援（国要望一部不可）

墓園の災害復旧に関しては、従前は国庫補助制度は存在しなかった。財政支援を要望し、補助制度の創設は認められなかったが、建設省の都市施設災害復旧事業が墓地公園も対象となることから都市計画決定された鶴越・舞子・西神の 3 墓園については公園の災害復旧の一環として補助対象事業になり財政負担が軽減された。

多くの墓石が倒れたがこれは個人財産ということで復旧は認められず、各使用者が対応することとなった。

民営墓園の復旧に関する国庫補助制度の創設又は融資等の財政支援（国要望不可）

民営墓園も被災し、災害復旧に関する財政支援の要望があり、国庫補助制度の創設又は融資等の財政支援を要望したが認められなかった。

廃棄物処理施設関係

廃棄物処理施設災害復旧にかかる財政的支援（国要望一部不可）

クリーンセンターや清掃事業所等の災害復旧に対する財政的援助に対し、以下のような要望が行われた。

所要の補助予算額の確保を要望し、予算が確保された。

清掃事業所・処理施設用地にかかる護岸・廃棄物積出し基地の補助対象化等補助対象事業・補助対象経費の拡大を要望し、清掃事業所は補助対象に認められなかったが、東クリーンセンターの護岸は補助対象となり、大阪湾フェニックス計画の廃棄物積出し基地も補助対象となった。その他、苅藻島の空缶リサイクルセンターも認められた。

廃棄物処理施設災害復旧に対する補助率の引き上げを要望し、事業費の2分の1補助から10分の8補助へ、かつ起債充当率100%になり元利償還の95%が交付税算定の際算入されることとなった。

補助関連手続きの弾力的運用を要望し、迅速な手続きをとってもらえた

激甚災害特別財政援助の適用についても要望したが、認められなかった。ただし、災害廃棄物処理事業と異なり、別途補助率の嵩上げが実現している。

廃棄物処理施設等の機器法定点検期間延長、収集車両車検期間の延長等特例的運用（国要望）

ボイラー、蒸気タービン、クレーンなどの法定定期点検の期間延長を要望したが、神戸市の廃棄物処理施設では法定点検期間を延長せずに点検を完了できた。また収集車両の車検は1年に1回必要であるが、1月中に車検が必要な車両については1ヵ月の延長が認められた。

廃棄物収集にかかる中継地（土地）の確保（国要望不可）

震災直後からいわゆる一般ごみも大量に発生し、その仮置場を確保する必要があったことから、中継地の確保について国に要望したが、適地がなかった。

環境監視関係

環境監視体制復旧に係る財政的支援（国要望）

公害検査機器等の復旧に対する財政支援を要望し、認められた。従前は 2 分の 1 の補助率であったが、平成 6 年度補正予算で公害分析設備災害復旧補助金が創設され、補助率 3 分の 2 の財政支援が認められた

農業関係

農業用施設復旧に関する補助制度の拡充(国要望)

農業用施設（ため池、パイプライン、農道等）の復旧について、激甚法の適用等、補助制度の拡充を要望し、阪神・淡路財政特例法により補助の拡充が行われた。

農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設（国要望一部可）

農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設を要望したが、既存の補助制度である農業農村活性化農業構造改善事業に震災復興関連事業が追加され、農業公園の自然環境活用センターが対象となった。

公共土木施設関係

公共土木災害復旧事業の査定事務の簡素化（国自主）

公共土木施設災害復旧事業については、激甚災害に指定され、災害復旧事業債の対象となった。河川、道路等は従前からの対象であるが、被災箇所があまりにも多い、被災工種が単独では採択されないものが多い、被災範囲の決定が困難である、多大な被災総額が予想されるため、できるだけ災害復旧事業として採択してもらう必要があるなどから通常の査定方式では処理困難であり、建設省河川局からの通知により査定事務の簡素化が行われた。これにより、復旧工事に早期に着手できることとなった。

・総合単価使用限度額

現行 1,000 万円未満から 5,000 万円未満に拡大

- ・災害復旧事業への採択にあたって大蔵省への保留解除協議が必要となる 1 箇所の決定
見込金額

現行 2 億円以上が 4 億円以上に緩和

- ・机上査定限度額

現行 200 万円未満／箇所が 1,000 万円未満／箇所に引き上げ

- ・事前協議要件

申請額 1. 5 億円以上、事前着工 1,500 万円以上から 申請額 3 億円以上、事前着工 3,000 万円以上に緩和（ただし、路面オーバーレイ及び堆積物の除去のみ）

その他、次のような査定方法、採択工種により幅広い対応が図られた。

- ・原単位方式による査定（査定設計積算の簡素化）

舗装、側溝等の道路災害の特に激甚な地域に対して、査定設計書作成の簡略化を目的として、原単位方式査定が適用された。（ただし、橋梁、擁壁等の構造物については従来方式で箇所災として査定が行われている。）

原単位方式とは、一定区間の幹線道路、及び 2 車線以上の道路に囲まれた一定範囲の生活道路について、あらかじめ定めた被災率とそれに対応した平均単価（複合）を適用して査定設計書を作成する方式である。

申請区間（区域）の設定：申請区間の設定は路線別に概ね 1 km を標準とする。

ただし、生活用道路等の場合は 2 車線以上の道路に囲まれた区域を標準とする。

現地調査の指標：現地調査は「液状化によるうねり等」「クラック」「路面の沈下」等の状況を把握する。

現地調査に基づき、被災ランクを決定する。

A ランク：復旧面積が概ね 70 % 程度以上の場合

B ランク：復旧面積が概ね 50 % 程度の場合

C ランク：復旧面積が概ね 30 % 程度以下の場合

積算手法：道路規模により 4 種類に分類し該当単価を適用する

主要幹線道路 4 車線以上

幹線道路 2 車線、歩道有

準幹線道路 2 車線、歩道無

原単位方式の採用により従来の被災箇所を一か所ごとに査定する方法ではなく、路線と面で大きな単位で査定が受けられることになり、実施計画協議、事前協議も不要であるため、早期に復旧工事に着手できた。当初査定金額と現実の工事費とのズレは設計変更で対応していくことで修正ができた。

道路復旧関係

道路の災害復旧に関する補助事業採択の拡大（国自主）

道路の災害復旧に関する補助事業採択の特例として、以下のような基準が示され、補助事業の対象が拡大され財政負担が軽減された。

液状化対策費は災害復旧費とする

オーバレイの採択（応急仮工事）

共同溝、キャブシステムの採択

駐車場の採択（道路管理者が設置したもので、道路附属物に該当する施設に限る）

土地区画整理事業等により建設された道路で、道路法未認定であるが、協定書に基づき引き継ぎがなされている道路の採択

道路区域にかかる倒壊家屋の撤去は、応急本工事として取扱い、兵庫県、神戸市は、各土木事務所管内 1 件工事として取り扱うことができる

被災した橋梁については「橋梁工事」ではなく「道路工事」を適用する等の採択基準が示された。

民間街灯災害復旧に対する助成（市負担軽減）

夜間における交通の安全と犯罪の防止を目的として、民間街路灯に助成金を交付して、市民負担の軽減を図っていたが、これら従来から助成を行っていた街路灯のうち、震災により被災したものの災害復旧工事に対しても、添架式は6分の5以内で 12,500 円、独立式は4分の3以内で 44,100 円を限度として神戸市と復興基金による助成制度が新設された。

私道復旧に対する助成制度の新設（市負担軽減）

従来より用地の関係や構造的な欠陥等で公道化できない私道については、その舗装等に要する費用の助成が行われていたが、今回、地域住民の生活環境の早期回復を支援するため、被災した私道の復旧に対して、従来の制度の助成率をアップした神戸市私道災害復旧工事助成制度が新設された。

（対象私道）

幅員が概ね2m以上あること（側溝を含む）

不特定多数に利用されていること

両端が既存の公道・私道に接しており、行き止まりでないこと等

（助成額）

神戸市の設計・積算基準に基づく工事費用の6分の5を助成（復興基金による補助金を含む）

また、公共下水道が敷設されている場合は、さらに上記費用の12分の1を助成

下水道関係

処理場・ポンプ場の災害復旧事業査定事務簡素化（国要望）

下水道施設の復旧は建設省都市局の都市災害復旧事業費補助の予算費目により補助を受けることになるが、災害査定事務については、建設省河川局（震災当時）の要綱等に基づくことになっている。

処理場・ポンプ場等の設備の復旧に関しては、通常は処理場、ポンプ場など一つの施設単位で災害査定が行われるため、査定金額の確定に時間がかかるが、今回の震災では、ある程度まとまった単位の設備ごとに査定を受けることができた。これにより早期に復旧工事を行うことができた。

下水道管渠の災害査定の改善（国要望中）

管渠の復旧に関しては、道路災害の査定で採用された原単位方式の採用は、地下にあるため確認ができないことから採用されず1件ごとの査定となった。

査定期間が歴年の1年と定められていたため、目視により調査した管渠で被害の可能性のある部分にテレビカメラ調査区域を限定する必要があった。

また予算措置の問題についても、被害調査の進捗に応じた柔軟な予算措置による新たな制度が必要との認識を持っている。

目視調査による被害確認には限界があり、現在、査定を受けることのできなかった管渠の被害が顕在化してきており、問題点になっている。

災害査定制度の改善に向けて建設省と大都市で研究会を設けて協議が行われている。

復旧工法等に関する特例（国要望）

管渠復旧の際に、耐震性強化が図れることからコンクリート管（ヒューム管）を塩化ビニール管に変更する工事については、単価についても差がないため補助対象として認められることになった。

管渠復旧の単位につき、1スパンのマンホールからマンホールまでの30m単位での復旧を希望していた。管1本ごとの復旧が原則であるが現実の工事では管渠は2m単位になっているが、管の両側は隣の管と結合されているため最低でも被災した管渠とその両側の管渠の計6m単位で工事を行うことが認められた。

激甚災害法による補助率の適用（国要望）

下水道施設の復旧財源に関しては、他の都市施設同様、激甚災害法による補助率の嵩上げが行われた。

一般会計からの繰り出しと災害復旧事業債の発行許可（国要望）

公営企業会計に対し、一般会計からの繰り出しが行われた。

国庫補助事業の場合

処理場及び污水管渠の場合、災害復旧事業費のうち、国庫補助金部分を除いた公共団体負担分の2分の1が一般会計から繰り出され、残りの2分の1が公営企業会計の負担となった。一般会計負担分、公営企業会計負担分のそれぞれについて災害復旧事業債の発行が

認めらることとなった。

雨水管渠の場合、災害復旧事業費のうち、国庫補助金部分を除いた公共団体負担分全額が一般会計から繰り出されることとなった。またその負担分について災害復旧事業債の発行が認められることとなった。

地方単独事業の場合

処理場及び汚水管渠の場合、災害復旧事業費のうち、2分の1が一般会計から繰り出され、残り2分の1を公営企業会計が負担することとなった。

雨水管渠の場合、災害復旧事業費の全額が一般会計から繰り出されることになった。

これらについても、災害復旧事業債の発行が認められた。

公園関係

都市公園の復興事業にかかる補助制度等の拡充（国要望）

災害に強いまちをつくるため、都市公園の復興事業にかかる補助制度等の拡充を要望し、以下のような制度面の拡充が行われた。

①防災緑地緊急整備事業の拡充

大震災時における避難地を早急に確保するため、緊急に整備の必要な防災公園の予定地について「防災緑地緊急整備計画」に基づき、都市開発資金により公園用地を先行取得するとともに、防災上最小限必要な施設を補助事業等により整備する防災緑地緊急整備事業につき以下のように制度が拡充された。

広域避難地（面積10ha以上）に加えて、一次避難地（面積1ha以上）となる防災公園等の整備が認められた。これは、近隣住民の緊急的な避難地、物資の供給所、消防活動の拠点等一時避難地となるとなる都市公園基地（面積1ha以上）が新たに防災公園の対象となった。また補助対象に災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽）が追加された。

都市開発資金による用地の先行取得を行い、用地の買戻しの前に防災上必要な施設を整備できるものであるが、震災後の平成8年度に災害応急対策施設を補助対象に追加し、平成9年度には都市開発資金の対象都市のうち人口10万人以上の都市が対象都市に追加され、また一次避難地が対象に追加されるとともに、災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性

貯水槽)が補助対象に追加された。

ただし、神戸市では後述の「防災公園の整備の推進」により事業を進めており、この制度は利用していない。

②グリーンオアシス緊急整備事業の創設

広域避難地となる防災公園等の避難圏域において500㎡以上の低・未利用地の機動的な買収と多様な緑地(グリーンオアシス)の整備を推進して地区全体の防災性の強化と生活環境の向上を図るために、平成7年度から平成9年度まで(のちに3年間延長)、グリーンオアシス緊急整備事業が創設された。

要件としては

- 1 3箇所以上の緑地の整備
- 2 対象事業の1箇所あたりの面積が500㎡以上
- 3 地区全体の用地買収面積が1,000㎡以上

補助率は用地費の3分の1、施設費の2分の1

この事業は、比較的面積の小さい街区公園等に対しても補助金の導入を認めており、住民にとって最も身近な防災拠点としての公園整備に役立っている。

また、早期整備の見地から、都市計画上の手続きについて、簡素化されており、機動的な用地買収や施設整備を行うことができることとなった。

地区単位で一括採択され、現在(六甲山手、御影、松本、名谷、東部新都心)で事業が行われている。

③水と緑のネットワーク公園整備事業の創設

都市内の河川、水路等の水辺空間等と一体となって水と緑のネットワークを形成する地区において、多様な公園・緑地を地区単位の一括採択で整備する事業が平成9年度に創設された。

対象都市

DID 地区を有する都市(神戸市も該当)

地区の要件

100ha 当たり延長1km以上の密度の良好な水辺環境のネットワークを形成しうる複数の水路等を有する地区で、DID 地区を含む概ね300から500haの地区であること

などが要件となっている。

事業箇所の要件

上記地区内の水路等または水路等に隣接した水辺空間において3箇所以上の緑地の整備を行う地区であること

箇所当たりの面積要件

対象事業の1箇所当たりの面積が500㎡以上であること

補助率は用地費の3分の1、施設費の2分の1

この制度が創設されたことにより、河川緑地軸の整備等に役立っている。現在市内2地区（都賀川、新湊川）が設定されている。

この事業についても前述のグリーンオアシス事業同様比較的面积の小さい公園、緑地等に対しても補助金の導入が認められているとともに、都市計画上の手続きについても簡素化されている。

④防災公園整備事業の拡充

広域避難地(面積10ha以上)に加えて、一次避難地(面積1ha以上)となる防災公園等の整備が認められた。これは、近隣住民の緊急的な避難地、物資の供給所、消防活動の拠点等一次避難地となる都市公園(面積1ha以上)が新たに防災公園の対象となった。また、補助対象に災害応急対策施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽)が追加された。

神戸市では一次避難地となる都市公園として、西郷川河口公園や苔谷公園等を整備している。

また災害応急対策施設として、耐震性貯水槽を須磨海浜公園や磯上公園等に設置している。

震災復興記念公園の設置（国要望中）

神戸市は震災復興記念公園の設置について、国営公園化や特段の財政支援措置、復興特定事業への位置づけを要望した。国営公園化は実現せず、特段の財政支援措置も認められなかった。しかし、復興特定事業への位置づけに関しては、検討委員会において「引き続き検討を行う事業」と位置づけられている。

今後も引き続き復興特定事業への正式な位置づけについて働きかけを行うとともに、事

業を進めていく上での財政面をはじめとする様々な支援を要請していく。

都市災害復旧事業

都市災害復旧事業の補助対象拡大と補助率アップ（国要望）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、第76条において都市計画法第11条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる都市施設で政令で定めるものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内で10分の8を補助するとされ、激甚災害法の対象となっていないが、阪神大震災の被害の実情等を踏まえ、特段の財政援助が必要なものについて、今回限りの特例措置として、既に激甚災害法において設定されている補助率とバランスのとれた率で補助を得られるものである。

具体的には、道路のうち道路法の規定による供用開始の告示がなされていないもので、都市計画法の規定による都市計画の告示のあったもの及び土地区画整理事業により築造された、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの、鉄道事業法に規定する鉄道施設で、道路と鉄道とを立体交差するもののうち、鉄道事業法の規定による検査を終了していないもので、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの、都市公園法施行令に掲げる施設で、一定の公園等に設けられたもののうち、地方公共団体が管理するもの、都市計画法の規定により指定された都市計画区域内にある排水施設のうち、地方公共団体が管理するものと政令で定められ、管理者への引き継ぎが完了していない都市計画道路や公園が多数該当した。

震災特例の適用期間・単年度予算主義（今後の要望）

都市災害復旧事業の震災特例が1年間の限定であるところ、事業量が膨大であるため3年から5年程度に延長する必要がある。また単年度予算主義についても3年から5年程度の期間の予算処理に変更する必要がある。

狭小道路整備

住宅再建型道路整備助成制度の創設（市負担軽減・基金要望）

住宅の再建に併せて狭小道路の整備を支援する助成制度が創設された。従前は、私道舗装に関する助成制度のみがあったが、震災後は私道復旧に関して震災特例による助成制度（私道災害復旧助成）が設けられるとともに住宅再建型道路整備助成、狹隘道路環境整備事業が設けられた。（私道災害復旧及び住宅再建型道路整備助成は神戸市と復興基金から）これにより住宅再建に併せて道路整備を行う場合に支援することが可能となり、市街地の細街路の整備が促進されることとなった。

制度の概要は以下のとおり

住宅の再建等に併せて、私道を整備する場合：舗装、側溝築造等に必要な費用の3分の2助成（住宅再建型道路整備助成）

震災で被害を受けた私道を復旧する場合：舗装、側溝築造等に必要な費用の6分の5助成（私道災害復旧助成）

幅の狭い公道（幅員4m未満）に面する敷地での住宅の再建等で、建築後退等により道路用地が生じ、その用地を神戸市に寄付する場合：神戸市が土地の寄付を受け、道路として整備（狹隘道路環境整備事業）

幅の狭い公道（幅員4m未満）に面する敷地での住宅の再建等で、建築後退等により道路用地が生じ、その用地を神戸市に寄付しないで、自ら整備する場合：舗装、側溝築造等に必要な費用の3分の2助成（住宅再建型道路整備助成）

消防庁舎

消防庁舎の再建・復旧にかかる国庫補助の創設（国要望）

震災で倒壊した消防庁舎の再建・復旧にかかる経費に対する国庫補助を要望し、認められた。消防庁舎については、従前の災害復旧国庫補助制度では補助対象となっていなかったが、消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱が改正され、震災特例として消防庁舎が補助率3分の2の補助制度が創設された。防災に不可欠な消防活動の拠点である消防庁舎の本格復旧に必要な市の財政負担が軽減された。

水道関係

水道施設の災害復旧に対する財政支援の拡大(国要望)

阪神大震災は、激甚法に基づく激甚災害に指定されたが、水道施設及び工業用水道施設は特別財政援助の対象施設ではないため、激甚法なみの高率の国庫補助や補助対象施設拡大等の財政支援の拡大を要望し、認められた。阪神・淡路財政特例法に水道施設及び工業用水道施設の災害復旧に関する補助が盛り込まれるとともに、一般会計繰出制度が創設される等の支援の拡大が行われた。主な内容は以下の通りである。

水道施設の災害復旧に関する補助率が2分の1から10分の8となり、耐震性を高める災害復旧も補助対象となった。また、残り10分の2についてもその2分の1が一般会計から繰入れられることになった。

給水装置は、これまで補助対象となっていなかったが、新たに第1止水栓までの部分が補助対象となった。補助率は2分の1で、残りの2分の1についてもその半분이一般会計から繰り入れられることになった。

また、その他単独事業についても事業費の2分の1が一般会計から繰り入れられた。

工業用水道施設については、災害復旧に対する補助基準そのものがなかったところ水道施設の災害復旧と同様の補助制度が設けられた。

水道料金の減収に対して歳入欠陥債発行等の財政支援を要望し、資金手当債（減収ほてん債）の発行が認められた。また資金手当債の元利償還金に対する財政支援も要望したが、資金不足に対する利子補給について一般会計からの繰入れが認められた。

他都市からの応援経費に対する特別交付税算定の対象項目の拡大を要望し、認められた。他都市応援に係る旅費、手当、宿泊費等について特別交付税措置が行われ、水道事業会計も一般会計同様いわゆる持ち出しがなくなり、財政負担なく応援を受けることができた。

大容量送水管の建設に対する財政支援(国要望一部可)

神戸水道の復興のため、大容量送水管の建設に対する財政支援を要望した。その結果、大容量送水管整備モデル事業として補助率3分の1で市境から東灘配水場までの区間が採択された。この大容量送水管は最終的には奥平野浄水場まで結ぶ計画となっている。

水道施設の耐震化に対する財政支援（国要望）

水道施設の耐震化に対する財政支援を要望し、新たに、補助率 2 分の 1 の基幹管路整備事業が認められた。また上水道安全対策事業が創設され、配水管の耐震化による上積み事業費の 4 分の 1 について一般会計から繰り入れがあり、その 2 分の 1 に普通交付税が措置されることとなった。（上水道安全対策事業の事業期間は平成 12 年度まで）

復興給水本管整備事業の創設（市負担軽減）

震災復興に伴い、給水工事費の市民負担軽減を図るため、道路部分への布設替えが必要な共用の給水管について一定の条件を満たし、給水管の維持管理上、有効と判断される場合、布設替え工事費の 2 分の 1 を市民が負担することにより、道路に配水管（給水本管）が布設できることとなった。従前は公道に面していない住宅は公道下の配水管まで個人で給水管を付ける必要があったが、工事費の 2 分の 1 の負担で復旧が行えることになり、被災者の経済的負担が軽減された。（事業期間は平成 11 年度までの予定）

公営交通関係

高速鉄道事業災害復旧に対する財政支援の拡大(国・県要望)

阪神大震災は、激甚法に基づく激甚災害に指定されたが、高速鉄道施設の復旧は、激甚法に基づく特別財政援助の対象施設ではないため、財政支援の拡大を要望し、認められた。鉄道事業の災害復旧に関しては、鉄道軌道整備法に基く国の災害事業費復旧補助が事業費の 4 分の 1 の補助として従前から存在していた。

県要望の結果、鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要綱が制定され、事業費の 8 分の 1 の県補助が行われることとなり、その財源に関しては兵庫県に対し、繰出債の元利償還金に対する普通交付税措置が行われることとなった。

一般会計からの特別繰出し制度の創設

被災施設の早期復旧を図り、住民サービスの維持を図るとともに、公営企業の経営安定を図るため、基本的には災害復旧事業に要する経費のうち、公営企業が負担すべき額の 2 分の 1 を一般会計から一括して繰出す制度が阪神・淡路財政特例法により創設された。そして高速鉄道事業の場合、通常の建設、改良を行う場合における一般会計からの繰出し等

の助成措置との均衡を考慮して定める額全額について、まず、一般会計から特別の繰出しを行うこととし（初期投資との均衡）、さらに残りの額の 2 分の 1 についても繰出しを行うことができるとされた。具体的には以下の額が一般会計から繰出しできることとなった。

国庫補助負担金を伴う公営企業災害復旧事業

ア 国庫補助負担基本額から国庫補助負担金の額及び次のイの額を控除した額の 2 分の 1 の額

イ 通常の建設・改良に係る助成措置との均衡を考慮して定める次の額

国庫補助基本額の 2 分の 1 の額(国庫補助見合い分 4 分の 1、初期投資との均衡による増分 4 分の 1)

国庫補助負担金を伴わない公営企業災害復旧事業

券売機・改札機の修繕、車庫の外壁改修等鉄道軌道整備法に基く災害復旧事業の対象とならない事業の復旧費用の 2 分の 1

これら一般会計からの繰出しの財源については、ア、イともに繰出債の元利償還金に対する普通交付税措置が行われることとなった。

これらの特例措置により、鉄道軌道整備法等に基づく災害復旧事業については、国庫補助金 4 分の 1、県補助金 8 分の 1、一般会計補助金(繰出し)2 分の 1、高速鉄道事業会計 8 分の 1（地方公営企業災害復旧事業債を発行）、国庫補助負担金を伴わない公営企業災害復旧事業については一般会計補助金(繰出し)2 分の 1、高速鉄道事業会計 2 分の 1（地方公営企業災害復旧事業債を発行）の負担となり、高速鉄道事業会計の財政負担が軽減された。

自動車事業（バス事業）の災害復旧に対する財政支援の拡大（国要望）

阪神・淡路財政特例法により、高速鉄道事業と同様に、災害復旧事業費の 2 分の 1 を一般会計から自動車事業会計に繰出す制度が創設され、残り 2 分の 1 について地方公営企業等災害復旧事業債を充当して、公営企業負担となった。一般会計の繰出しの財源は単独災害復旧事業債が充当され、その元利償還には普通交付税措置がある点も同様となる。高速鉄道事業と比べ、国庫補助金及び県補助金がないものの、一般会計からの繰出し措置の創設により、自動車事業会計の財政負担が軽減された。

学校施設関係

児童・生徒少数校における災害復旧補助対象面積の特例（国要望）

学校園の災害復旧においてける補助対象となる建築面積は、被災面積とともに震災直前の児童・生徒数、学級数をもとに算出される。そのため旧市街地などの生徒数が近年減少していた学校では、補助対象の面積が被災面積より少なくなることになる。そこで、理科室等学校機能的に不可欠な諸室の確保のため、通常の基準以上の補助対象面積による補助を要望し、認められた。これにより必要な面積まで補助対象面積の特例加算が行われ、教育に必要な機能が確保されることとなった。

復旧せず解体のみを行う学校園の解体費用の補助対象化（国要望）

災害復旧の原則は現状回復であり、従前は被災建物の解体のみであれば補助の対象とならなかった。今回、将来の学校統廃合を考慮して解体のみを行いたい学校の解体費用を補助対象とすることを要望し、認められた。全額神戸市が解体費用を負担するところこれにより財政負担が軽減された。

大規模補修及び避難所運営による教室不足解消用仮設教室設置の補助対象化（国要望）

学校園改築のための仮設教室の設置費用は補助対象となるが、それ以外は認められていなかった。改築のためだけでなく、大規模補修及び避難所運営による教室不足解消のための仮設教室の設置経費も復旧に要する経費として補助対象化を要望し、認められた。これにより全額神戸市が設置費用を負担するところ財政負担が軽減された。

仮設教室の空調設備補助対象化（国要望）

仮設教室の空調設備は補助対象外であった。仮設教室の使用が長期にわたることが想定されたため、空調設備の設置費用の補助対象化を要望し、認められた。これにより夏季・冬季の児童・生徒の教育環境が確保され、市の財政負担も軽減された。

新築復旧補助単価決定方法の改善（国要望）

従来の学校図の新築復旧単価は、県別基本単価に実際の杭工事費用等を考慮して予算の範囲内で決定された金額を加算して決定されている。この補助単価決定方法の改善を要望し、認められた。すなわち、基本単価自体が増額されるとともに、実際の工事費用でなく見込み額をもとに、加算額をあらかじめ決定するという方式が採用され、これにより、予算の範囲内という制約がなくなり、補助単価の改善と早期の補助金額決定が実現した。

激甚災害法の適用による災害復旧補助率の嵩上げ（国自主）

激甚災害法による指定が神戸市についてなされたことに伴ない災害復旧補助率が通常の3分の2から0.88に嵩上げされ、これにより学校施設復旧に要する財政負担が軽減された。

外国人学校の再開支援（国要望）

外国人学校については、学校教育法第83条による各種学校扱いとなっており、災害復旧に関する補助制度はなかった。外国人学校は阪神間に居住する外国人にとってはなくてはならない施設で、神戸の国際性を象徴する大きな要素であった。学校再開支援のため施設復旧に対する支援等を要望し、私立学校と同様に応急仮設校舎をはじめ施設復旧に対し2分の1の国庫補助が行われた。さらに日本私学振興財団への国の追加出資により財団の施設復旧資金の長期低利貸付の対象が拡大され、外国人学校の施設復旧も融資の対象となった。

また復興基金より、仮設校舎助成（8分の1補助）、上記の日本私学振興財団からの貸付金に対する利子補給（2.5% 5年間）、授業料軽減支援（軽減額の80%補助）、教育活動復旧費補助（教育用備品）などの支援がある。

これらの措置により外国人学校の再建が促進されている。

社会教育施設関係

公立社会教育施設災害復旧補助対象施設の拡大（国要望）

激甚災害が発生し、激甚災害法第16条の適用が政令で指定され、その施設の設置者である地方公共団体が「特定地方公共団体」として指定された場合には、復旧費の3分の2が国庫補助の対象となっていた。従来、公立社会教育施設では、激甚災害法対象施設は、公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館及び青年の家であったが、今回の震災では新たに、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設を補助対象施設として追加することを要望し、認められた。。これにより婦人会館、自然の家等の復旧が補助対象となり財政負担が軽減された。

社会教育施設の復旧対象の拡大（国要望）

社会教育施設の災害復旧に際して、従前は適用の例がなかった図書館の返却不能図書や水族園の魚類等の水族の復旧も復旧事業の補助対象とすることを要望し、認められた。これにより復旧に必要な市の財政負担が軽減された。

同一の社会教育施設に対する2年度にわたる補助申請（国要望）

大規模な社会教育施設では応急復旧を実施し、その後本格復旧を行う必要があり、同一施設について平成6年度と平成7年度の2年度にわたる補助申請を要望し、認められた。

社会教育施設復旧に関する建物補助単価額改善（国要望不可）

公立社会教育施設の復旧費は激甚災害の適用が行われた場合、復旧費の3分の2が国庫補助されるが、復旧費の算定には公立学校施設の単価を準用し算定が行われる。社会教育施設の場合は、公立学校施設に比べて実際の工事費用は高くなってしまうことから補助単価額の改善を要望したが、認められなかった。

私立博物館の復旧支援（国要望不可）

阪神大震災では、私立博物館の多くも被災し復旧が必要となった。復旧支援を要望したが、認められなかった。そのため復興基金により私立登録博物館修理費補助、私立博物館類似施設修理費補助の制度が創設され支援が行われている。

文化財関係

国指定重要文化財災害復旧事業に対する補助率の引き上げ（国自主）

国指定重要文化財の修理に関しては文化財の所有者が事業主体となり国、県、市がその修理費用の一部を助成している。国の助成要綱では災害に伴う復旧は別に定めるとされており、今回の震災では復旧費用の70%から85%となり、通常の修理に対する助成率50%よりも嵩上げされた。残りの費用を所有者、県、市の3者で均等に負担しているため、所有者の負担が軽減され文化財の復旧が促進されるとともに、県、市の財政負担も軽減された。

伝統的建造物災害復旧事業に対する補助率の引き上げ（市負担軽減）

伝統的建造物の修理に関しては神戸市伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱により神戸市が助成率を決定し、神戸市助成金の2分の1を国が負担するという制度になっている。通常の修理の場合、費用の3分の1を所有者が負担し、残り3分の2を神戸市が助成するところ、今回の震災では神戸市が助成率を90%に引き上げ所有者の負担は10%ですむこととなった。また神戸市助成に対する国の負担割合が増やされるとともに県も随伴負担することとなり市の財政負担も軽減された。

第3部 復興まちづくり、公営住宅等市民の住まいの確保、住宅や店舗の再建

倒壊家屋の解体・撤去

地震により損壊した、建物等は、従前は公的な関与は想定されておらず、所有者責任で解体撤去が行われていた。今回の震災では、被災者の負担軽減と早期の復旧・復興のため特例措置が採られた。個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に廃棄物処理法の災害廃棄物処理事業として所有者の承諾のもとに市町の事業として行い、公費負担（国庫補助 2 分の 1）の対象とされること及びガレキ等の処理に対し自衛隊の協力が得られることとなった。

災害廃棄物事業に関する財政的支援（国要望一部不可）

補助対象事業・補助対象経費の拡大を要望し、ガレキの撤去のみでなく、家屋解体まで補助対象事業が拡大された。

補助率の引き上げについて、現行 2 分の 1 補助の引き上げを求めたが認められなかった。

所要の補助予算額の確保及び補助関連手続きの弾力的運用を要望し、ほぼ予算の確保が実現し、補助関連手続きについても弾力的運用が行われ、手続きが迅速となった。

災害廃棄物処理事業について、激甚災害特別財政援助の適用を要望したが、認められなかった。

道路上の倒壊家屋撤去工事の査定（国要望）

ビルや一般家屋が道路上に倒壊したものについては、道路交通に支障を生じたため、道路法 68 条（非常災害における土地の一時使用等）に基づく処置として、特に重要な幹線道路上の倒壊家屋について撤去指令を出した。その後道路等の公共施設と関連するなど一般住民の危険を回避することを目的とするものは公共関与で処理することとされ、倒壊家屋の撤去も公共土木施設災害復旧事業の対象と認められ国庫負担の対象となった。

民地内の倒壊家屋の撤去は厚生省所管の災害廃棄物処理事業で実施されたため、二重採択防止のため土木局（現建設局）と環境局で協定が結ばれた。実際の工事にあたっては、道路区域のみ作業することは困難なため、一部民有地も含めて撤去し、後で費用按

分している。

災害廃棄物の処理・処分体制の確保（国要望）

災害廃棄物の迅速な処理のため、新たな海面埋立により処分を行うものについて、環境影響実施要綱の弾力的運用、安定型産業廃棄物処分場としての取扱いとすることを要望し、認められた。これにより、ポートアイランド（第2期）、六甲アイランド南、摩耶埠頭再開発、新港突堤再開発の埋立に震災ガレキを用いるにあたり、迅速な対応がとられた。また水質を悪化させる可能性が少ない安定型産業廃棄物処理施設として取り扱われたことにより埋立予定地への迅速な搬入が可能となった。

ただし、環境影響評価の弾力的運用に関しては、神戸市として要望の念頭に置いていた摩耶埠頭(18ha)、六甲アイランド南(27ha)等の海面埋立は、運輸省アセス要綱の規模要件 50ha 及び廃棄物処理場の設置に関する厚生省要綱の要件 30ha よりも小規模であったため、要望の実現・未実現は実務上影響はなかった。

倒壊木造家屋等から生じる可燃性災害廃棄物の処理のための焼却施設、コンクリート塊等のリサイクル施設、海上輸送のための輸出基地の整備を要望し、認められた。ポートアイランド（第2期）の仮設焼却施設や海上輸送用の5箇所の積出し基地が整備された。施設整備の財政支援と国有地の岸壁の使用を要望し、認められた。ただし、要望項目中コンクリート塊等のリサイクル施設は建設されなかった。

災害廃棄物の収集運搬に係る許可手続きの弾力的運用を要望し、認められた。

倒壊家屋等の解体撤去費の助成制度及び費用弁償制度の創設を要望し、倒壊家屋の所有者に直接助成する制度や費用弁償の制度は認められなかったが、神戸市が3者契約等工夫をして救済をはかったことにより趣旨は満たされた。

特定建設作業の実施の届出期限の緩和（国自主）

建物解体作業は振動規制法第14条、騒音規制法第14条に規定する特定建設作業に該当し、作業開始の7日前までに氏名、施設、工作物の種類、作業の種類、騒音防止の方法等を届け出なければならないが、震災復旧のための建物解体は同条ただし書の「災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない」

との規定を適用して届出期限が緩和された。これにより解体作業に緊急に着手することができることとなった。

家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策の公費負担（国要望）

家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策につき対策の強化が行われた。一方アスベスト対策に係る費用についても解体・撤去工事の一環として公費負担の対象とし、所有者負担が不要となる措置が採られることとなった。

開発指導要綱

神戸市開発指導要綱の一部改正(市規制緩和)

神戸市の開発指導要綱は、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、良好な住環境を守りつつ宅地開発に伴う開発者の負担を軽減し、低廉な住宅供給の促進を図ることを目的として改正が行われた。この改正は平成 6 年 12 月に内容が決定され、平成 7 年 4 月 1 日施行とされた。その後、平成 7 年 1 月 17 日に阪神大震災が発生し、緩和された開発指導要綱が、開発者負担を軽減し、震災後の低廉な住宅供給の促進に役立つこととなった。

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 適用対象

開発指導要綱の適用対象は 30 戸以上の住宅建設事業であったが、対象戸数が原則として 40 戸以上の住宅建設事業に緩和された。

(2) 人口計画

人口密度の算定における 1 戸当り人員について、集合住宅 3.5 人、独立住宅 3.7 人を集合住宅 3.0 人、独立住宅 3.5 人とに改められた。

(3) 公園

- ① 土地区画整理事業区域や面的な開発行為を完了した区域など、計画的な公園整備が完了した区域で行う 2 次開発については、すでに計画された戸数から 40 戸以上増加する開発行為又は住宅建設事業に限り、増加人口 1 人当たり 1 m²以上の公園整備が求められることになり、公園の追加整備が必要な 2 次開発が限定された。

- ② 人口集中地区（DID 地区）内の容積率 400%以上の地区では、公園整備面積の上限を開発区域面積の 20%としていたが、容積率に関わらず 6%に引き下げられた。

(4) 公益施設用地負担

- ① 公益施設用地負担については、計画人口密度の区分に応じ開発区域面積に対する譲渡面積割合が定められているが、この割合が全区分各々2 分の 1 引き下げられた。例えば開発区域における 1ha 当り人口密度が 100 人未満の場合 2%の負担率が 1%に軽減された。

- ② 公益施設用地を神戸市が譲渡を受ける場合の 1 m²当りの購入単価についてm²当り 1 万円であったところ 2 万円に増額された。

また、各種の負担金についても、適用対象及び人口計画変更により負担金の軽減が図られることとなった。

民間宅地関係

宅地防災工事費に係る住宅金融公庫融資条件の緩和（国要望）

安全な宅地の確保のため、宅地防災工事費に係る住宅金融公庫融資条件の緩和を要望し、その結果、住宅金融公庫の災害復興宅地融資制度（受付期限平成 10 年 1 月 16 日）が新設されると共に既存の宅地防災工事資金融資の融資限度額が工事費の 9 割か 7 4 0 万円のいずれか低い額であったところ、工事費の 9 割か 1 0 3 0 万円のいずれか低い額となり、融資限度額の増額が図られた。

新設の災害復興宅地住宅融資は、阪神・淡路大震災限りの制度であり、従前からある宅地防災工事資金融資と比較して、改善勧告又は改善命令を必要とせず、宅地のり災証明又は改善要請で足り、貸付利率、返済期間、無担保融資額、必要月収等の点で利用しやすくなっており、1 年間の元金据え置きも利用可能である。

危険宅地の復旧に対する助成制度の創設（国要望不可）

危険宅地の復旧に対する助成制度の創設を国に要望した。これは個人補償になるという考えから国や自治体による助成制度は実現しなかったが、阪神・淡路大震災復興基金の制度で、被災宅地二次災害防止対策事業補助制度及び神戸市と住宅金融公庫の宅地復旧に係

る融資への利子補給制度が新設されている。

被災宅地二次災害防止対策事業補助制度は、宅地融資を受けられない宅地所有者等が、震災で被害を受けた宅地の擁壁について、危険物の除去や応急復旧工事をする場合、復興基金から工事費の一部が補助されるものである。

補助対象となる工事

- ・ 危険物除去工事：崩壊擁壁の除去及び安定法面の設定
- ・ 応急復旧工事：二次災害を防止することができる工事

鉄筋コンクリート添打、フリーフレーム等その他補強工事を含む

補助率・補助限度額

対象工事費が

- ・ 300万円まで 1/2
- ・ 300万円を超え500万円まで 3/4（超える部分）

（合計 補助限度額は300万円）

補助対象者

1 対象工事費が300万円以下（以下の3点全てに該当）

- ① 神戸市から改善勧告または改善要請
- ② 宅地擁壁の被災度が大きく、そのまま放置すると二次災害の恐れのある宅地の所有者等（個人に限る。）
- ③ 宅地融資を受けられない者（次のアからウのいずれかに該当）
 - ア 70歳以上の高齢者で、返済能力のある震災時同居の相続人がいない者
 - イ 復旧工事費が宅地の担保能力を上回る者
 - ウ 月収が、融資の返済能力に満たない者、または、既に他の融資を受けているためこれ以上の返済能力のない者

2 対象工事費が300万円を超え500万円までの場合

上記の①から③の全てに該当し、かつ二次災害防止工事が困難等特別必要と認められる者（事業期限平成9年度までを平成11年度まで2ヶ年延長するよう要望している。）

3 宅地融資への利子補給

神戸市既成宅地防災工事貸付金（後述）、住宅金融公庫の宅地防災工事資金、災害復興宅地資金の利用者で、ローン契約を済ませた者に対して復興基金により利子補給を行

う。当初5年間は、年利率が0%になるように利子補給を行い、6年目から10年目は1.0%の利子補給を行う。(受付期限が平成10年1月16日から平成10年3月31日に延長され、現在さらに2年間の延長を要望中)

危険宅地、擁壁等の解体及び除去に係る費用の助成（国要望不可）

震災により生じた民間危険宅地、擁壁等の解体及び除却に係る費用の公的助成を要望したが、個人補償になるという考えから国や自治体による助成制度は実現しなかった。ただし、後述のように危険性の除去の点から梅雨に入る前に二次災害防止のため、神戸市が被災宅地に対する応急措置事業を直接施行事業で行った。

民間被災宅地に対する応急措置（市負担軽減）

被災した宅地の擁壁等で崩壊するおそれがあるものについて、第三者に対する危険を軽減し、もって市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、所有者が復旧工事を実施するまでの間に神戸市が直接応急措置を実施した。

要件

阪神大震災により被害を受け、宅地造成等規制法に基づく改善勧告・改善命令又は行政指導としての改善要請を受けたもので、二次災害防止策が必要と市長が認めるもの

対象者

市に対して応急措置の申出のある個人で関係権利者の施行同意を得られる者で、かつ世帯人員に応じた所得制限を満たすもの

応急措置の範囲

仮排水工、崩土・被害擁壁の除去及び切土、崩壊防止のためのネット工、土のう、シート張、土留め柵工

宅地融資制度貸付額の拡大及び条件の拡充（市負担軽減）

震災前からの神戸市既成宅地防災工事貸付金の対象工事に「のり面保護工事」などの追加、貸付限度額の増、貸付利率の低率化や貸付範囲を工事費の1割から工事費の範囲内で

500万円以内に拡大するなど、市民からの擁壁改修のための資金融資の要望に応えるため平成7年2月と平成8年5月に制度の充実が図られた。住宅金融公庫の宅地防災工事資金融資制度が宅地造成工事規制区域内、災害復興宅地資金融資が阪神大震災による被害を受けた地域であるのに対し、神戸市の制度は市全域を対象としている。

震災に伴う住宅再建に係る開発許可制度の運用基準の創設（市規制緩和）

被災市民が協調して住宅等の再建を行う場合で、計画的な道路整備が図られる等の一定の要件を満たす場合には、都市計画法の開発許可制度の趣旨に照らして、開発行為に該当しないものとして取り扱うこととなった。以下の要件全てに該当する行為は都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないこととされた。

- 1 被災した市民が、協調して住宅等を再建する目的で行うもの
- 2 少なくとも1戸以上が、自己用の住宅等の再建を目的とするもの
- 3 再建前後で、戸数に変更がないもの
- 4 再建を行う区域内又は区域に接する道路が、建築基準法又は道路法に基づき、幅員4m以上の道路に整備されることが確実なもの
- 5 宅地の造成が、切土により高さが2mを超えるがけを生じないもの、盛り土により高さが1mを超えるがけを生じないもの、かつ、切土、盛土又は切盛土をする面積が500㎡を超えないもの
- 6 当該再建が、神戸市の「道路整備型グループ再建制度」の対象となることが確実なもの

開発行為に該当しないものとして取り扱うことにより開発許可申請等の必要がなくなり早期の再建を図ることができる。

再開発型開発行為の運用の緩和（市規制緩和）

市街地においてビル建設を目的とする開発行為や土地区画整理事業の計画的な開発が行われた区域における二次的な開発行為（再開発型開発行為）が、都市計画法に規定する開発行為に該当するか否かの判断基準を定めた。

（対象区域）

市街化区域

（開発行為に該当しない行為）

再開発型開発行為であって、以下の要件すべてに該当する行為は開発行為に該当しないものとする事となった。

- 1 公共施設の整備の必要がないと認められるもの
- 2 従来の敷地の境界変更について、既存の建築物の除去や、へい、かき、さく等の除却、設置が行われることにとどまるもの
- 3 宅地造成工事の許可不要の基準にとどまる行為

すでに周辺に道路や公園の整備が行われているものについて、開発許可申請を不要とするものであり、各公共施設管理者等へ市が照会をし、その回答に基づき判断を行う。

この基準により開発許可の必要件数が減り、旧市街地、新市街地の二次開発例えば、旧市街地でのマンション建設や新市街地の住宅団地における第2期建設事業などの建設着手が早期にできるようになった。

市街化区域内住宅再建困難者に対する市街化調整区域内建築許可（市規制緩和）

被災者が、市街化区域内での再建が一時的に困難で、恒久的な建築物を再建するまでの間、応急的に仮設建築物等を市街化調整区域に建築しようとする場合、以下の全ての条件に該当すれば、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱う運用基準が神戸市開発審査会において設けられた。

- 1 開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがない
- 2 災害により、従前の建築物等が全部又は一部滅失した場合で、従前の敷地の一部で恒久的な建築物等を建築するまでの間、応急的な仮設建築物等を必要とし、かつ従前の敷地で応急的な仮設建築物等を建築することが困難
- 3 原則として、許可を受けた日から起算して2年以内に市街化調整区域内の建築物等を除去
- 4 災害が発生した区域及びその隣接する区域
- 5 許可に係る予定建築物等の用途が、災害を受けた建築物等と同等の用途か、又は居宅
- 6 規模及び構造は、2年間で撤去することを前提とした建築物等で、必要最小限の

規模で撤去が容易なもの

また、恒久建築物についても震災前から土地を所有している場合で、被災者自らが居住する戸建て専用住宅に限り建設できる基準が新たに設けられた。

市街地調整区域内では一切の建築物が建築できないというのではなく、法律に基づき開発審査会の議を経て建築を認める場合等がある。これは、震災により個人の戸建専用住宅及び仮設の住宅や工場を市街化調整区域に建設できる基準を新たに定めたものである。

被災者が行う開発許可、宅造許可申請手数料の免除（市負担軽減）

り災証明の添付により被災者が行う開発許可、宅造許可申請手数料が免除された。事業者が営利目的で行う事業の申請については従前どおり手数料を徴収している。

被災宅地の復旧、復興に要する費用の助成（震災時必要）

被災宅地の復旧、復興に関しては貸付制度の拡充等により支援が行われているが私有財産の管理保全是、当該個人の費用と責任において行うべきものであるという原則及び被災者と非被災者との公平性の問題があるものの、危険性の除去と被災者の住宅再建支援のため被災宅地の復旧、復興に要する費用の公的助成が必要であったと考えられる。

危険宅地、擁壁等の解体に係る費用の助成（震災時必要）

危険宅地や擁壁の放置は周辺に危険をもたらすことから公費による助成を要望したが、認められなかった。そのため復興基金による工事費の助成や利子補給が新設されている。被災宅地の復旧、復興同様私有財産の管理保全是個人の責任で行うものという原則はあるものの、助成制度は必要であったと考えられる。

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（県事業）の対象拡大（国要望）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基き従前より災害が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業があ

った。阪神大震災では宅地擁壁等の被害が甚大で大きな社会問題となった。これらの復旧について何らかの対応を要望したところ、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和することにより、従前は自然崖のみが対象であったところ人工崖も対象に拡大して事業が実施された。本格復旧と受益者負担金が必要である点が、神戸市の実施した被災宅地の応急措置と異なる。制度としては県事業であるが、実務は神戸市が実施している。

復興土地区画整理事業と公園

震災復興土地区画整理事業内公園の公共施設管理者負担金の対象面積拡大(国要望)

土地区画整理事業は、3%以上の公園面積をとることが土地区画整理法で定められているが、1%は減歩で生み出し、残りを公共施設管理者負担金(以下公管金という)で設置するという仕組みになっている。

震災復興区画整理は、旧市街地での区画整理であり、減歩により公園を生み出すことは被災者により多くの減歩を求めることになる。被災者の負担軽減のため、公管金対象面積を従来の地区面積の1%以上の公園面積から増加する全公園面積に拡大することを要望し、認められた。これにより被災者の減歩に関し公園に関する算定が不要となり、減歩の緩和に役立つこととなった。

公管金補助の執行時期の早期化(国要望)

公管金補助の執行時期は、従前は事業計画決定後となっていたが、都市計画決定後に早めることを要望し、認められた。このため平成7年度補正予算で多額の予算が付くこととなった。震災復興区画整理事業については、都市計画決定後に減価補償金買収が行える特例が創設されたことから、買収用の財源が必要となり、公管金補助の早期執行によりその財源が賄えることとなった。

復興土地区画整理区域内の街区公園の補助対象面積要件の緩和(国要望)

街区公園の補助対象面積については、従前は面積2,500㎡以上の街区公園が対象となっていた。公管金に係る公園に関しては面積要件を引き下げることを要望し、平成8年度よ

り認められた。これにより面積 2,500 m²未満の街区公園の設置に関しても補助が出ることになり、事業計画決定に関する自由度が高められ、住民の意見もより事業計画に反映されやすくなった。

予算単年度主義の見直し（今後の要望）

公管金の補助金の早期執行を要望し、認められたが、復興区画整理事業は長期にわたるものであり、公園管理者から公管金として区画整理事業者に支出しても事業者側で消化できない状況となっている。移転補償金の支出についても平成 10 年度から 13 年度がピークになると考えられているが、区画整理事業者はその財源確保に苦慮している。現行の制度では区画整理事業の年度計画に沿って公管金を執行していくことができないため、復興用の特別会計の設定など区画整理事業者の長期的な資金需要に対応した公管金の執行ができるよう制度の改正が望まれる。

住宅のブロック塀の生垣化

戸建住宅等の生垣・緑化助成制度の拡充(市負担軽減)

神戸市公園緑化事業等基金を活用した民有地緑化推進の一環として戸建住宅の生垣化助成制度が昭和 59 年度から実施（春秋年 2 回募集）されてきたが、これは工事費の 2 分の 1 を 10 万円を限度として助成するものであった。震災では樹木による延焼防止効果なども認められたことから従来の制度を拡充して民有地緑化の推進が図られている。

平成 7 年度については、1 年限りの運用として、主に倒壊したブロック塀の生垣化を促進するため、年 3 回の募集が行われ、10 万円を限度としてブロック塀撤去費用の全額と 5 万円を限度として生垣化費用の 2 分の 1 について助成が行われた。

その後平成 9 年度より、以下のような拡充が行われた。

- 年 2 回の募集を通年募集に
- 震災復興促進区域内にある又は半壊以上の戸建住宅での生垣化について、植栽工事費の 3 分の 2 まで助成するとともに、助成限度額が 15 万円に引上げ
- 震災復興促進区域にある小規模共同住宅（敷地面積 500 m²未満）も生垣助成の対象（植栽工事費の 3 分の 2、助成限度額 22 万 5 千円）

- 震災復興促進区域の戸建住宅と小規模共同住宅の壁面や屋上の緑化についても助成対象

これらの震災後の特例措置や対象拡大により特に震災復興促進区域内での助成が増加し、民有地の緑化が推進されている。

風致地区内の規制

風致地区内における建築等の規制に関する許可基準の緩和（市規制緩和）

風致地区は、都市計画法により自然環境の保全と開発の調和を図るために、定められている制度で、昭和45年に風致地区内における建築等の規制に関する条例が制定され、昭和57年には条例に基づき地区の種別が指定されている。

風致地区内の被災建築物の再建について震災の特例として以下のような許可基準の緩和が行われた。

適用基準について

- 地震により被災し、建替えを行う建築物であること
(建築年次が昭和45年12月以前であること)
- 狭小宅地であること
- 従前建築物の規模、状況が確認できる図書の提出があること
- 施主から特例適用の要望書の提出があること

特例許可基準について

- 従前建築物の高さ、建ぺい率などを超えないこと
- 敷地について、植栽等により風致の維持に有効な措置が行われること

これらの基準を満たすものについては、許可申請毎に審査、指導が行われ、規制緩和が行われている。この特例措置により昭和45年の風致地区条例制定以前に建設された、いわゆる既存不適格の建築物の再建が可能になり、被災者が元の土地に建物を再建するのに役立っている。

風致地区の種別の見直しによる規制緩和（市規制緩和）

神戸市の風致地区は10地区、9, 215haが第1種・第2種・第3種の3つに分け

て指定されている。

種別指定は昭和 57 年に行われ、段階規制が導入されているが、それ以降の急速な市街化の進展等により、山麓部での住宅地の風致地区への侵入などによる指定種別の不適切化などの問題点が発生していた。

そこで従来の土地利用状況を主とした種別の指定方針に加え、客観的な風致評価基準を作成し、平成 9 年 3 月に必要な種別の見直しが行われた。この種別見直しにより規制の緩い第 3 種風致地区の面積が増加し、高さ制限が緩和されることなどにより同じ面積の敷地であってもマンション建設等では建設戸数を増やせることとなり、住宅戸数の増加に役立っている。

都市計画道路の予定地内での建築許可

都市計画法第 53 条建築許可の運用拡大（市規制緩和）

都市計画道路の予定地内で建築物を建築する場合、都市計画法第 53 条により木造、鉄骨造等の構造で、階数が 2 階建て（地階を含まず）までに制限されていたが、震災特例の運用拡大により、新たに用途地域が住居系地域内の路線においても、一定の条件の下で、3 階建て建築物が建築できるようになった。

- ・震災復興促進区域内の都市計画道路で、都市計画決定後 20 年以上を経過し、また、事業着手が近い将来に見込まれていない路線
- ・従前の延べ床面積が確保できない、被災建築物の建て替え、改築
- ・都市計画道路の区域外の敷地のみでは、目的とする建築物を建築することが著しく困難な場合
- ・建築物の都市計画道路区域内の部分が容易に分離できるよう、設計上の配慮がなされていること
- ・3 階建築物の構造が木造、鉄骨造、その他これらに類する構造で、容易に移転若しくは除却できるもの

鳴尾御影線、御影山手線等 10 路線の 8, 320m の区間が対象であり、平成 8 年 4 月から平成 11 年 3 月末までの特例措置となっている。

地区計画

神戸インナーボーナス制度による容積率アップと共同化の促進（市規制緩和）

神戸インナーボーナス制度は、市民にわかりやすいよう、神戸市で名称を付したもので、用途別容積型地区計画を積極的に活用して、インナー地域への住宅供給を促進させることを目的に定められている。

この制度は、用途地域が住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域で、広い道路に囲まれたある程度まとまった面積がある地域において住民合意による容積率、敷地面積の最低限度、壁面位置等を制限し、建物全体に対する住宅部分の比率に応じた容積率割増しを行うもので、指定容積率の最高1.5倍まで容積率が緩和される内容となっている。神戸市では震災前より地下鉄海岸線の沿線の地域においてこの制度の積極的活用を目指しを認めインナーシティでの居住促進の支援を行っていたが、震災後においては震災復興促進区域全体に適用を拡大することによって震災により減少した旧市街地での住宅の供給促進を支援している。平成10年3月時点で長田区の御蔵通2丁目地区と浜山地区において利用されている。

住宅市街地総合整備事業の震災特例による補助率のアップ

建設省の要綱による補助制度である住宅市街地総合整備事業について、震災後数次にわたる要綱改正が行われ震災特例による補助率の引き上げが行われた。

まちづくり団体関係

まちづくり助成対象団体及び助成内容拡大（市負担軽減）

神戸市は震災前から住民の自主的なまちづくりを促進するためまちづくり団体に対する助成を行ってきたが、震災復興のため要綱を定めて特例措置を実施している。

助成対象団体の特例

震災復興土地区画整理事業区域、震災復興市街地再開発事業区域等において以下の団体のうち、助成を行う必要があると市長が認める団体

- 1 地区を代表する組織として、まちづくりの推進を組織的、継続的、計画的に行おうとする団体（以下「まちづくり団体」という。）
- 2 市街地再開発事業又は地区修復保全事業の実施の準備を目的として、街区単位又は街区相当規模の地区において、地区内権利者によって構成され、かつ、地区内権利者の

相当部分が加入又は賛同し、規約又は定款を定めて地区整備事業計画の作成、権利調整の実施等の事業を行う団体（以下「準備組合」という。）

助成内容の特例

1 まちづくり団体においては、助成対象として認められる費用の合計額以内でかつ、地区面積及び地区世帯数によって算出する額を限度とする。（20万円から100万円）

2 準備組合においては、助成要綱に定める費用の合計額の2分の1以内でかつ、地区面積に1ヘクタール当たり100万円を乗じて得た額を限度とする。

震災特例は平成7年4月から平成10年3月末までの3年間

まちづくり団体への支援の拡充を行うことにより復興土地区画整理事業区域及び復興市街地再開発事業区域内から住民によるまちづくりの提案が出され、事業計画に反映されている。

震災復興土地区画整理事業

被災市街地復興促進地域内で施行される土地区画整理事業の特例の創設（国自主）

1 法制度

平成7年2月26日に施行された「被災市街地復興特別措置法」は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地においてその緊急かつ健全な復興を図るために制定されたものであり、その特徴としては、①被災地復興のための新しい都市計画制度として「被災市街地復興促進地域」（土地区画整理事業等の事業が都市計画決定されるまで建築行為を制限（災害発生から最長2年間））を創設、②被災市街地復興推進地域内で施行される事業（土地区画整理事業、第二種市街地再開発事業）の制度拡充、③復興に必要な住宅供給を推進するための措置が挙げられる。

なかでも、被災市街地復興促進地域内で施行される土地区画整理事業（復興土地区画整理事業）の制度拡充の主な内容は以下のとおりである。、建築行為を制限が制定され、被

（1）復興共同住宅区

復興に必要な共同住宅の立地を促進するための復興共同住宅区の設定及び宅地所有者の申し出による集約換地を可能とした

（2）清算金住宅

住宅の建設を容易にするため、宅地所有者等の申し出により、施行者が建設又は

取得する住宅を施行地区内外において提供可能とした

(3) 公営住宅等用地を保留地として確保

権利者の同意を得て、公営住宅、福祉利便施設等の用地を保留地として確保することを可能とした

2 補助制度

国庫補助制度としては、以下のような制度拡充が行われた。

(1) 一般会計

主要な幹線道路が整備済である地区を対象に、国の一般会計からの新たな国庫補助制度が創設された

(2) 道路整備特別会計

①面積要件の緩和

補助採択の地区面積要件が5haから2haに緩和された

②道路最低幅員の引き下げ

補助基本額に算入される道路の最低幅員が12mから6mに引き下げられた

3 税制度

税制度の面においても、以下のような特例措置がとられた。

(1) 5000万円特別控除

都市計画決定後、事業計画の決定前の土地の先行取得について5000万円特別控除されるとともに、土地開発公社等による土地の代行取得についても5000万円特別控除及び軽減税率の適用がなされた

(2) 不動産取得税の非課税等

① 復興共同住宅区の土地の共有持分の取得について不動産取得税等の非課税

② 宅地所有者の申し出により施行者が清算金に代えて住宅を施行地区内外で提供する場合の住宅の取得について、譲渡取得税の繰延べ及び不動産取得税等の非課税

③ 公営住宅等及び福祉利便施設の用に供される保留地の取得について不動産取得税等の非課税

4 起債・交付税措置

国庫補助事業の裏負担である一般財源負担については、起債措置が90%されるとともに、うち交付税措置が80%されている

復興区画整理事業における補助率自体の嵩上げ（国要望不可）

復興区画整理事業においては補助対象の拡大等が行われているが、補助率自体は従前の区画整理事業の補助率と同じであるため補助率自体の嵩上げについて要望したが、実現していない。

震災復興再開発事業

被災市街地復興推進地域内で施行される市街地再開発事業の特例の創設（国自主）

1 法制度面

被災市街地復興特別措置法が制定され、被災市街地復興促進地域の指定制度が創設された、これは事業の特例の前提となるもので、この地域指定によって市街地再開発事業等の都市計画決定までの間の一定の建築行為の制限（災害発生後2年以内）も規定されている。ただし阪神大震災後の復興事業ではこの規定は適用されず、建築基準法に基づく建築制限及び建築制限の延長が行われた。

復興再開発事業においては、法律制度では管理処分制度の特例等は設けられず、第二種市街地再開発事業の施行区域要件の特例が創設されるに止まった。これは従前では安全上又は防災上支障がある建築物の棟数が全体の10分の9以上、又は一定規模以上の駅前広場等重要な公共施設の整備を伴うことが必要であった要件が不要となったものである。

2 補助制度面

国の財源により地域により一般会計と道路整備特別会計からの補助に分かれる。

震災以降新たに補助対象とされた項目

非常災害補助率の適用と期間延長 三分の一補助が五分の二補助となる

平成10年3月31日まで（1年延長の見込み）

補助対象項目の拡大としては

仮設店舗等設置費の限度額が2.7倍に

再開発地区計画に位置づけられた広場等2号施設の整備費（用地補償費、面積要件を1000㎡未満のものまで拡大）

避難所等として活用可能な集会所等の施設の整備費（用地費相当額を含む）

防音、防振工事に要する費用

耐震性貯水槽、備蓄倉庫の整備に要する費用

現場事務所の整備費

特殊基礎工事（免震構造工事を含む）に要する費用の一部

公的住宅等と公共公益施設をあわせて整備する場合の建築主体工事の一部

再開発計画、地区計画、沿道地区計画に位置づけられた地区施設の整備費（用地補償費を含む）

3 起債・交付税の特例措置

道路整備特別会計補助裏の一般財源負担について 起債措置90%うち交付税措置 80%

4 税制上の特例措置

- ・都市計画決定後・事業計画決定前の土地の先行取得について5,000万円特別控除
- ・土地開発公社等による土地の代行取得について5,000万円特別控除及び軽減税率の適用

優良建築物等整備事業（再開発型）

神戸市優良建築物等整備事業（優良再開発型）の震災特例（市規制緩和・負担軽減）

民間エネルギーを活用して、市街地の計画的な整備、土地の合理的かつ健全な高度利用の促進、都市機能の更新及び生活環境の改善を図る手法の一つである優良建築物等整備事業について、地区面積の緩和と補助率のアップ及び補助対象項目の拡大が行われている。

面積要件について地区面積1000㎡以上（市街地総合再生計画に係るもの等は500㎡以上）であったところ、地区面積500㎡以上又は敷地面積300㎡以上に緩和された。

補助率が3分の1から5分の2に引き上げられた。

消防施設、避難施設、監視施設、特殊基礎工事が補助対象に加えられた。

国際会館や海岸ビル等の再建に利用されている。

公営住宅等住宅供給関係

災害復興（賃貸）住宅の家賃低減化対策の実施（市負担軽減）

震災により経済的基盤に影響を受けた被災者や被災木造住宅に居住していた高齢者などが、適正な負担で恒久住宅に移り、生活基盤の早期再建と居住の安定を図ることができるよう、低所得者を対象とする震災特例の家賃減額制度が創設された。

対象者

災害復興住宅として供給される公営住宅及び再開発系住宅に入居する低所得の被災者のうち、平成10年度までに入居の決定がなされた世帯

実施期間

入居から5年間（ただし、平成7年募集の既入居者は平成8年10月から）

低減化方法

入居者の収入や住宅の立地条件・規模・経過年数に応じて段階的な入居者負担額を設定し、旧公営住宅法に基づく本来の家賃（災害公営住宅は2種扱い）との差額が減額されることとなった。一般減額と特別減額の2段階に分かれる。

一般減額

入居者の収入及び住宅の立地条件・規模等に応じて入居者負担額を設定し、本来の家賃との差額を減額

特別減額

収入が特に低いことなどのため一般減額後の家賃を負担することが困難な入居者を対象として別に定める減額基準に基づき、入居者からの申請により一般減額以上の減額を行う。これにより市街地の40㎡の公営住宅で6,600円という入居者負担額が実現した。

災害公営住宅等の入居者に対する家賃低減化対策への補助制度の新設（国要望）

被災者の生活基盤の早期再建と居住の安定を図るため、災害公営住宅等に入居する低所得の被災者を対象として上記の市が実施する「家賃低減化対策」に対して国の補助を要望し、認められた。

震災前より神戸市は市単独の家賃減免として政令月収 58,000 円以下の世帯に対して低所得者減免を行っていたがそれ以上の政令月収の世帯に対する減免制度はなかった。要望に基づき、阪神・淡路災害公営住宅等特別家賃低減対策費補助金交付要綱が制定され、入居者の収入等に応じた家賃の軽減措置に対し市の負担額の一定割合が補助されることになり、市の財政負担が軽減されるとともに政令月収 58,000 円をこえて 200,000 円未満の世帯に対しても家賃の減額が行われることとなったためより多くの被災者が減額制度の適用を受けることができた。

震災被害による市営住宅家賃減免（市負担軽減）

震災により被害を受けた市営住宅のうち、解体に至らなくても、被災により住宅の使用に著しい障害がある住宅については、震災の日以後応急復旧完了の日まで家賃が免除された。また震災被害のあった市営住宅のうち、構造補強等大規模工事を必要とする住宅以外で、被害費の程度が大きく、生活に著しい不便が生じていると認められる住宅に対して、生活状況等を考慮し、家賃の減額が実施された。その他エレベーター取り替え期間中の家賃が日割計算で免除されている。

公営住宅募集におけるグループ入居の承認（国要望）

公営住宅制度上、公営住宅への応募及び入居者の選考は世帯単位で行うこととされ、グループ単位での応募及び入居は公営住宅法上予定されていなかった。

被災高齢者の場合、仮設住宅で形成されたコミュニティや従前の近隣関係を公営住宅への入居後においても維持することの重要性が高いと考えられたため、複数の世帯が同一の団地に応募し、グループ単位で当落を決定する方式について、特例的な承認を要望し、認められた。平成 9 年 2 月の第 3 次一元募集からグループ募集が行われている。申込資格は応急仮設住宅入居者で、シルバーハイツ申込資格を有する世帯のみのグループまたはシル

バーハイツ申込資格者を有する世帯を含んだグループで、2 世帯から 5 世帯のグループとされた。仮設住宅入居者は公営住宅の入居が最終的には担保されていること及び被災者であることから、法律上は公営住宅法第 22 条の「特定入居」の一形態に当たり、通常の募集とは区別されている。被災者の様々なニーズに対応した募集形態を設定することにより仮設住宅入居者の恒久住宅への移転に役立っている。

被災市街地復興特別措置法制定による公営住宅入居資格の制限緩和（国規制緩和）

公営住宅法第 17 条により、公営住宅については若年単身者、政令で定める基準の収入を上回る者、住宅に困窮していることが明らかでない者は原則として入居資格がなかった。震災後に被災市街地復興特別措置法が制定され、平成 10 年 1 月 16 日まで入居資格の制限が緩和された。これにより、震災による住宅困窮者であれば若年単身者、政令で定める基準の収入を上回る者についても入居資格が認められ、被災者の住宅確保の選択肢を増やすことにつながった。

災害公営住宅建設費補助率の起債充当率の引上げ（国要望）

災害公営住宅の建設費については、国庫補助を除く市負担分の財源確保のため、建設補助率及び用地費の 85% について起債が認められていた。この起債充当率の引上げを要望し、認められた。建設補助率及び用地費の 100% について起債が認められ、当面の財政負担の軽減が図られた。

その他災害公営住宅に係る特例（国要望）

災害公営住宅に関して別記の特例の他、国への要望により以下のような措置が設けられた。

・災害公営住宅建設補助率の引き上げ

災害公営住宅の建設費の国庫補助については、通常災害の場合、建設費の 3 分の 2 であるが、建設補助率の引上げを要望し、激甚法の適用を受けたことにより建設費の 4 分の 3 補助となり財政負担が軽減された。

- ・家賃対策補助の拡充（基準額の引き下げ）

補助基準額について、被災者が入居する場合は、旧第 1 種住宅であっても、旧第 2 種住宅の基準を適用することとなった。

- ・家賃収入補助の拡充

従前は 3 分の 2 の補助率であったところ当初 5 年が補助率となった。

- ・建設費の国債化

従前は制度がなかったところ国債制度が認められた。

公営住宅等に係る公債費軽減措置(国要望)

災害公営住宅等の公債の元金据置期間等の延長を要望し、据置期間及び償還期間が延長された。

特定買取賃貸住宅、特定借上賃貸住宅制度の補助率の引上げ（国要望）

特定買取賃貸住宅購入費及び特定借上賃貸住宅共同施設整備費の補助率の引上げを要望し、特定買取賃貸住宅購入費の 4 分の 3、特定借上賃貸住宅共同施設整備費の 5 分の 4 補助に引上げられ、土地所有者等事業者の負担が軽減された。

住宅・都市整備公団から購入する特定買取賃貸住宅の購入費に関する特例（国要望）

住宅・都市整備公団のから被災者に住宅を供給するために購入する特定買取賃貸住宅の購入費について割賦により支払ができることを要望し、認められた。建物購入費の 4 分の 3 に国庫補助が入るため残り 4 分の 1 との用地費の全額を割賦により支払うことが可能となった。建物部分の返済期間は 3 5 年以内（据置 5 年以内）、用地部分の返済期間は 2 5 年以内（据置 5 年以内）とされた。これにより当面の財政負担が軽減された。

標準床面積未満の住戸の標準工事費算定補正率引上げ（国要望）

公営住宅建設費の補助については、各年度ごとに標準床面積と標準工事費が設定され補

助金算定が行われている。この標準床面積を下回ると規模補正が行われ、補助金の額が少なくなる仕組となっている。震災後の災害公営住宅については高齢単身者向け等床面積の小さな住宅も数多く建設していくため標準床面積算定の基礎となる専用面積が小さくなることとなる。このため、標準床面積を下回る場合でも、補助金の額が大幅に下がらないよう要望し、認められた。標準床面積未満の住戸の標準工事費算定補正率が引上げられた。これにより財政負担が軽減することとなった。なお、平成8年度からは全国を対象に標準工事費算定補正率が引上げられている。

公営住宅建設補助における繰越分単価の特例（国要望）

災害公営住宅の建設については平成6年度と平成7年度の国の予算で全戸数認められている。このうち平成6年度末成立した補正予算での建設費補助については予算成立時期との関係で繰越されることとなったが、このうち本省繰越分の単価について、単価の補正を要望し、認められた。繰越分については現実の発注が平成7年度となるため、平成7年度の工事単価を用いて補助金の算定が行われるようになり、財政負担が軽減された。

被災公営住宅再建に係る補助率の引き上げ（国要望）

激甚法の適用を要望し、激甚法が適用されたことにより被災した公営住宅の再建に関し、補助率の引き上げが行われ約80%の補助率となった。

電波障害対策の特例（市負担軽減）

震災前に市営住宅建設に伴い周辺地域の住宅の電波障害対策を行っていた。その周辺地域の住宅が震災により全壊等となった場合の取扱いについて、本来の電波障害対策は、障害の原因となる建築物の建設時に存在する住宅等の受信者に対する補償を行うものであるため、建替え等による幹線ケーブルから住宅への再引き込みや、新たな住宅への引き込みの工事費は、受信者の負担とされていた。今回の震災では特例措置として、周辺住宅が全壊等になり、応急的な住宅を建設した場合、震災後1年間に限り無償で引き込みを行っている。これにより被災者は将来の恒久住宅再建時との二重負担を避けることができた。

災害公営住宅建設に係る用地費補助の創設（国要望不可）

災害公営住宅建設に係る用地費に4分の3の国庫補助が得られるよう要望したが、認められなかった。

民間賃貸住宅に対する家賃補助の創設（国要望不可）

被災者が民間賃貸住宅入居の場合に家賃補助があたると要望したが、認められなかった。復興基金により民間賃貸住宅家賃負担軽減事業が創設され、家賃補助が行われることとなった。

既設改良住宅復旧に係る補助対象の追加と補助率の引上げ（国要望）

被災した既存の改良住宅の再建と補修について補助対象の追加と補助率の引上げを要望し、認められた。

再建の場合：地域改善に係る改良住宅の建設費の補助率が建設費の3分の2から10分の8に引上げられた。また新たに除却費、改良住宅用地所得造成費、その他土地整備費について補助対象が追加され、補助率が10分の8となった。

補修の場合：地域改善に係る改良住宅の補修費の補助率が3分の2から10分の8に引上げられた。

既設改良住宅建替事業用仮設住宅の設置（国要望）

既設改良事業住宅の建替えに関しては仮住居借上げ費用として民間住宅等を借り上げる費用が補助対象として認められていた。今回の震災では借り上げ住宅の確保は不可能であり、多くの建替事業用仮設住宅を建設する必要があったことから仮設住宅の設置に関する費用についても補助対象とすることを要望し、認められた。また建替事業用仮設住宅の建設費とともにエアコン設置費についても補助対象となり、財政負担が軽減された。

特優賃等賃貸住宅・住環境整備事業関係

特定優良賃貸住宅制度等の拡充（国要望）

中堅所得者に対する良質な賃貸住宅の供給促進を目的とした特定優良賃貸住宅制度の拡充について要望し、認められた。拡充内容は以下のとおり。

- ・特優賃供給事業のうち民間建設又は公社等建設のものについて最低戸数要件が10戸であったところ5戸に緩和された。これにより宅地規模の小さな市街地の被災地での賃貸住宅供給に役立った。（9戸以下の特優賃9棟76戸適用）
- ・民間建設特優賃の共同施設整備費の補助が、国3分の1、神戸市3分の1の計3分の2から、国5分の2、神戸市5分の2の計5分の4に上げられた。これにより全体建設費の1割程度が補助金で賄えることとなり、事業者負担の軽減による住宅供給促進に役立った。
- ・特優賃供給事業のうち民間建設及び公社等建設のもの等について、家賃対策補助の入居者負担額の基準値が引き下げられる（月15,200円減）とともに、入居者負担基準額の毎年の上昇（5%）が2年間据え置かれた。これにより入居者負担額が軽減されかつ、2年間据え置かれることになり被災者の経済的負担が軽減された。この措置は平成10年3月までの措置のため、平成10年4月からの2年間復興基金の家賃補助により入居者負担の激変緩和が行われる。
- ・特優賃供給事業のうち民間建設及び公社等建設のもの等について、入居者資格のうち所得基準の下限（平成6年度当時月186,000円）が撤廃された。平成6年度当時は収入分位25%から80%までの者に入居資格があったが、これにより0%から80%まで拡大され、所得の少ない者でも入居資格ができた。震災後早い段階での被災者の緊急の住宅確保に役立つとともに、新婚世帯など将来的に負担能力が上がると考えられる世帯の住宅確保に役立った。なお、全国的な制度改正として平成10年度から将来的に負担能力が上がると考えられる世帯については入居が認められることとなった。
- ・その他震災特例により復興から調査設計計画に要する費用助成や民間建設の場合の利子補給が行われている。認定基準についても敷地面積が300㎡以上から震災復興促進区域の場合は200㎡以上に、接道基準が幅員6m以上から震災復興促進区域の場合、幅員4m以上、道路から後退、空地を確保など建設基準の緩和が神戸市により行われている。これにより、市街地での建設が促進された。

特優賃住宅の復旧に対する利子補給制度の新設（市負担軽減）

震災により被災した民間建設の特優賃住宅の復旧に関して、金融機関の融資残高を対象として当初5年間2%の利子補給が神戸市単独の制度として新設された、これにより特優賃所有の民間事業者の負担が軽減され住宅ストックの復旧に役立った。

特定目的借上公共賃貸住宅制度の制度拡充（国要望）

地方公共団体・住宅供給公社による民間住宅の借上げによる特定目的借上公共賃貸住宅制度は、震災前から存在していたが、その対象は留学生等限られたものであった。制度の拡充を要望し、認められた。対象世帯に阪神大震災の被災者等が追加され、緊急に住宅を供給することに役立った。また、高齢者対応仕様及び緊急通報装置の義務づけがなくなり、共同施設等整備費の補助率が特優賃と同様に国5分の2、神戸市5分の2に引き上げられたため事業者負担の軽減による供給促進につながった。入居者負担の点については、家賃対策補助の入居者負担基準額の基準値（平成6年度 月 53,000 円）が第2種公営住宅の家賃対策補助の補助基準額（平成6年度 月 41,900 円）と同額に引き下げられ、入居者負担基準額の毎年の上昇（3%）が2年間据え置かれた。これにより被災者の経済的負担が軽減された。

なお、平成7年度からは国の要綱により特定借上賃貸住宅の制度が出来たことにより、特目賃の認定を受けた住宅は特借賃に切り替えられた。その後改正公営住宅法の施行により、借上・買取公営住宅が認められ、特借賃制度も廃止された。現在は、自治体が建設する公営住宅以外に、借上・買取公営住宅と認定を受けた特借賃が公営住宅階層の被災者向けに供給されている。

特定借上家賃対策補助の補助率引上げ（国要望）

特定借上家賃対策補助の補助率引上げを要望し、従前は20年間2分の1の補助率であったが、当初5年は4分の3、以後20年目まで3分の2の補助率に引き上げられることとなった。

優建・住市総・密集などの補助事業における共同施設整備費算出方法の簡略化（国要望）

優建・住市総・密集などの補助事業では、通路、エレベーター等の共同施設整備費に対して補助が行われる。要綱に定める積算方法が複雑で、申請者側、行政側双方の事務処理を軽減し、復興事業を早急に立ち上げられるよう、共同施設整備費算出方法の簡略化を提案し、認められた。震災特例として階数に応じて定められた数値を用いて供給処理施設等に要する費用を算出し、その他の費用を合算したものを共同施設整備費として算出できることとなり事務処理の煩雑さが一部緩和された。

コンサルタントの派遣への支援制度の新設（基金要望）

共同化による再建やマンション再建及びまちづくり等、計画作成に専門家による助言や権利者間の調整が求められている場合に地元の権利者を支援するため「こうべすまいまちづくり人材センター」が震災後に設けられ登録されている。

登録された専門家を地元からの要請に基づき派遣する経費の一部をまかなうため、復興基金に派遣費用の支援を要望し、「復興まちづくり支援事業」の一部として認められ認められ活用されている。また同事業で、地域のまちづくり団体への助成も可能となっている。

優建・住市総等の国の補助制度の要件に合わない住宅の共同化等への補助制度新設（基金要望）

敷地規模、接道条件等で優建等の国の補助制度の要件を満たさない、小規模な共同建替、協調建替等に対する補助制度の創設を復興基金に要望し、「小規模共同建替等支援事業として」認められた。支援の内容は以下のとおりである。

- ・対象 共同建替 敷地を合わせて、共同で再建する場合（共同住宅・連続住宅）
協調的建替 まちづくりに配慮したルールを決めて、個別の敷地で再建する場合（戸建住宅）
マンション建替 被災した10戸未満の小規模なマンションを建て替える場合

- ・ 補助の内容 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費を対象に補助率 3 分の 2 で限度額 2 6 0 万円

これにより小規模美な共同建替、協調的建替についても支援を受けることが可能となり接道不良・狭小宅地の解消、建物の不燃化等により防災性の高いまちづくりが行われるとともに、被災者の経済的負担の軽減に役立つこととなった。

隣地買増し、宅地規模拡大の支援の創設（基金要望）

従前は土地購入に対する利子補給の制度はなかった。市街地の狭小宅地で住宅を再建する場合、隣接宅地を被災者が買い増しすることにより宅地面積が広がり再建が可能になる場合がある。例えば、元の敷地が狭く、その敷地だけでは建築基準法上十分な広さの家が建たない、子が親との同居を考えているが、今の敷地では十分な広さの家が建てられない、家が建っていた敷地が建築基準法上の道路に接しておらず、元の敷地だけでは家が建たない場合などである。隣接地買い増しへの支援を復興基金に要望し、「隣地買い増し宅地規模拡大支援事業」として認められ、住宅再建を目的として被災者が隣接地購入のために借入れをする場合に利子補給が行われることとなった。これにより住宅再建に伴う被災者の経済的負担が軽減されることとなった。

新長田の「住宅再建相談所」の運営費及び住宅再建ヘルパーの派遣経費補助の創設（市負担軽減 基金要望）

復興住宅メッセ新長田会場が閉鎖され、平成 10 年度から「住宅再建相談所」としてスタートするが、その運営費及び住宅再建ヘルパー派遣事業経費の補助を復興基金に要望し、認められた。神戸市西部の市街地での住宅再建相談の体制が充実し、戸建住宅の再建に関しても専門家（住宅再建ヘルパー）の派遣が行えることとなり、被災者の住宅再建相談の充実が図られた。

定期借地権方式による住宅再建支援制度の創設（市負担軽減）

被災により住宅を失った市民で、年齢、収入等の制約により他の融資制度等の活用が困

難で住宅の再建ができない土地所有者を対象に、神戸市住宅供給公社が、土地を買い取り、住宅を建設し、再建分譲住宅として一括払い又は割賦の方法により分譲を行うが、土地付きでの購入が困難な人に対しては、定期借地権付再建分譲住宅として支払額の低減を図り被災者の住宅再建を支援する制度が創設された。これにより高齢のため融資を受けられないケースや土地に抵当権が付いているため融資を受けられないことにより再建を断念していた被災者の住宅再建が可能となった。この事業に必要な資金は神戸市から神戸市住宅供給公社へ融資されるが、利払いに必要な資金であり、住宅供給公社が設定する地代が利払いのため高額になることを避け、被災者の支払う地代が一般の定期借地の地代並みにできるよう復興基金からの補助を要望し、認められた。

高齢者向け不動産処分型特別融資制度の創設（市負担軽減・基金要望）

被災により住宅を失った高齢者（65歳以上）が、自ら住むための住宅を建設、取得するために必要な資金の融資で、最終的な元金の返済は、原則として担保不動産の処分による制度が創設された。

この制度を利用する高齢者の負担を軽減するため復興基金に利払いに対する利子補給を要望し、認められた。

この制度は、リバースモーゲージと通常の融資の考え方を複合化したものであり、そこに復興基金の利子補給を組み合わせている。その仕組みは土地を持っている高齢者が住むための住宅を再建（戸建て、共同建替え、マンション再建等）しようとする場合に、自己資金が少額であっても、所有地とその上に建つ住宅を担保にして、建設又は購入に必要な資金の融資を受け、死亡時等にその土地と建物を処分して借入金を返済するものである。

復興基金により当初10年間、3%の利子補給が認められたため、利払いの負担が軽減された分を元金の返済に充てる。11年目からは利子のみを支払う制度である。元本が減ることにより、11年目以降の金利負担が減り、被災者の負担が軽減されることになる。

この制度の創設により、65歳以上の被災者にも融資資格ができ、公営住宅の家賃負担並みで、自分の土地に自宅を再建することが可能となった。また、高齢のため分譲マンションの再建に参加できない高齢者を救済することもできるようになった。

住宅市街地総合整備事業・密集市街地整備促進事業・優良建築物等整備事業の共同施設整備費・調査費補助率の嵩上げ（国要望）

国の要綱による補助事業である住宅市街地総合整備事業・密集市街地整備促進事業・優良建築物等整備事業の補助率について共同施設等整備費に対する補助が従前は3分の2であったところ震災特例により5分の4に引上げられた。これにより事業者の負担が軽減されるとともに住宅の共同化等による良好なまちづくりの誘導が図られた。復興区画整理や復興再開発の事業区域をカバーする形で事業区域が設定されている場合もあり、住宅の共同化再建などに利用されている。

また調査費の補助率についても嵩上げが行われている。

優良建築物等整備事業の採択要件の緩和（国要望）

優良建築物等整備事業は、一定の空地確保などの要件を満たした優良建築物の建設を行う民間事業者や地方住宅供給公社に対して事業費の補助を行い優良な建築物の整備を促進する事業である。従前は区域面積 1000 m²以上が採択要件であったが、震災特例により区域面積 500 m²以上または敷地面積 300 m²以上に緩和された。これにより従前より小規模な建物も採択を受けることができるようになった。この制度は、住市総事業や密集事業のような面的整備事業と異なり、面的な指定が必要とされず建物単位の採択となるため、被災した市場の共同建替や被災マンションの再建などを支援する制度としても有効であり、採択要件緩和により多くの被災建築物の再建を支援することができた。

住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅建設に係る補助率設定の特例（国要望）

住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅に係る補助率については、通常の場合、2分の1であり、対象地区における不良住宅等の密集状況等が住宅地区改良事業又は密集住宅市街地整備促進事業の適用要件に合致する場合のみ3分の2となるが、被災した住宅を不良住宅とみなす特例により、3分の2の補助率が適用されることとなった。

住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅整備に係る起債措置(国要望)

住市総事業の従前居住者用賃貸住宅の整備に関して起債措置の特例を要望し、起債充当率100%の特例が認められた。

住宅市街地総合整備事業の従前居住者用賃貸住宅の特別家賃低減対策補助の創設(国要望)

住市総事業の従前居住者用賃貸住宅(直接建設型)の家賃対策補助の創設を要望し、従前は借上型につき2分の1の補助があったところ、直接建設型についても災害公営住宅等と同様に2分の1の特別家賃低減対策補助が創設され、補助裏についても地方交付税措置が行われることとなった。これにより最低家賃6,600円まで低減可能となった。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の制定(国自主)

マンションが被災により全壊して解体されると建物の区分所有関係は消滅し、再建を決議するには土地共有者である全員の合意が必要であった。震災後、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法が制定され、区分所有法同様5分の4の同意で再建が決議できることとなり、再建に向けての制約が緩和された。

住宅地区改良事業関係

住宅地区改良事業における一時収容施設関係の補助対象の拡大(国要望)

全面買収方式による住宅地区改良事業における一時収容施設(事業用仮設住宅)に関しては、従前は当初の建設費と経年変化に伴う補修について国庫補助の対象とされていた。震災により一時収容施設についても建替えや補修が必要になったことから補助対象の拡大を要望し、認められた。一時収容施設の補修・除却・再建についても補助が認められ財政負担が軽減された。

駐車場設置関係

共同住宅再建についての駐車場整備率の緩和（市規制緩和）

社会問題化している共同住宅等の建築に伴う路上駐車対策の一環として、一定規模以上の共同住宅等に対し、その敷地の属する用途地域と戸数に応じて一定割合の駐車場整備を求める「神戸市集合住宅駐車場整備基準」が平成3年から施行され、平成6年3月の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の制定に伴い、基準が条例に統合されるとともに、平成6年10月に基準の強化が行われていた。

日影規制の適用を受ける建物、住戸を10戸以上有する共同住宅・長屋、10戸以上のワンルームマンションが駐車場設置率の適用対象となる。用途地域別・戸数別に戸数の一定割合以上の駐車場設置を義務づけている。なお、ワンルームマンションについてはこの駐車場整備率を2分の1としている。

震災により整備基準施行前建築等のため駐車場設置基準をみたしていない共同住宅等を従前の戸数以内で再建する場合には、震災特例が設けられ、震災の日から3年以内に着工する場合については、駐車場整備率を現行の2分の1かつ従前の駐車台数以上とすることで整備基準を緩和している。これにより、共同住宅等の再建に伴う路上駐車場問題について建築主と近隣住民の調整を図り、再建を容易にした。（3年間の震災特例であったが延長されている。）

災害公営住宅等の建設についての駐車場設置率の緩和（市規制緩和）

新たな共同住宅を建設する場合は、上記の神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例に基づく駐車場整備率が適用される。これは公営住宅の建設等についても例外ではない。

しかし、災害公営住宅等被災者向け公的住宅の建設については、入居者に高齢者等が多く自動車の所有率が低いこと等を勘案して、震災特例として駐車場整備率を緩和している。これにより、被災者のニーズの高い旧市街地により多くの災害公営住宅の戸数を建設することができ、旧市街地に被災者が戻れることに役立っている。

建築物に附置すべき駐車施設の設置基準の緩和（市規制緩和）

駐車場整備地区や商業地域等特定地域内で、店舗や事務所、病院、遊戯場などの多数の

人々が集まる施設で一定以上規模の建築物を新築し、又は増築等をする際には、建築物に附置すべき駐車施設の整備に関する条例により、延べ面積に応じて駐車スペースの確保が義務づけられている。これは、公共団体が公共駐車場整備を積極的に進める一方、一定規模以上の施設については事業者側の駐車スペースの確保を求めるものである。

震災特例として、被災した建築物の建築主等が再建する場合に限り敷地規模により設置義務台数の全部又は2分の1を隔地に整備することが認められた。これにより敷地面積が小さい施設等は隔地に駐車場を確保することにより、現地で同規模の施設を再建できることとなり、商業施設やオフィスの復興に役立っている。

(3年間の震災特例であったが延長されている。)

建築確認申請等手数料

建築確認申請等手数料の免除（市負担軽減）

建築物及び建築設備の工事に着手する前に確認申請書を提出して、建築主事の確認を受けなければならない。この申請の際の手数料につき、建築主の罹災証明があり、原状復帰の再建である場合については、申請手数料が免除される震災特例が設けられた。これは、住宅か非住宅の再建かを問わず、現地以外の場所での再建についても免除され、罹災程度が一部損壊であっても免除される。このように被災者の住宅や店舗の再建に伴う建築確認申請手数料について幅広く免除を認めているため、被災者の再建に必要な経済的負担が軽減された。

住宅融資関係

神戸市災害復興住宅特別融資の創設（市負担軽減）

神戸市は震災前より住宅融資の制度を持っていたが、震災に対応して、災害復興特別融資が創設された。これは従前の融資に対して以下のような特例がある。

融資限度額の増：住宅取得について500万円、住宅改修について250万円増額

融資利率：制度創設以降も順次利率を引き下げ、平成10年度より年3.1%の低利

親孝行ローンの新設：被災者に高齢者が多いため、子が融資を受けて親の住宅を建設・修繕できる制度を新設

融資対象者の特例：全半壊だけでなく、一部損壊も融資対象を拡大軽微な修繕について、

被災による失業者の勤続要件を1年以上から3ヶ月以上に緩和
前年度の給与収入金額又は総所得金額が一定額以上の者について
も所得要件の撤廃により融資が可能となる

地主の承諾：軽微な修繕について、地主の承諾印が省略可能となる

元金据置期間の新設：3年間（修繕の場合は1年間） この間の金利は年3%

従前からの特別融資（老人同居、若年マンション等）の併用可能

復興基金による利子補給制度の新設

住宅融資を利用した場合、一定の条件を満たせば利子補給が受けられることになった

同基金による住宅債務償還特別対策助成制度（二重ローン助成制度）の新設

一定の条件を満たせば、震災前からの住宅ローンとの二重ローンに対する利子補給が
受けられることになった

これらの特例措置を含んだ災害復興特別融資制度創設により、被災による失業等の特殊
要因に対応して、広く被災者が融資を受けられるようになり、また低利率や復興基金から
の支援により住宅再建の経済的負担が軽減されている。

ひょうご県民住宅復興ローンの申し込み期限延長要望（県要望）

県に対しひょうご県民住宅復興ローンの申し込み期限を平成11年3月31日まで延長
してもらえよう要望し、県も予算要求していることから延長される模様である。

住宅金融公庫の災害復興住宅融資制度の延長（国要望）

震災により被害を受けた住宅の所有者等に対して、住宅を再建・購入等に際し低利な利
率等で実施する融資制度について期間の延長を要望し、当初の受付期間が1年間延長され
平成10年度末までとなった。

地对財特法を根拠とする住宅新築資金等貸付事業の貸付限度額の拡大（国要望）

国に住宅新築資金等貸付限度額の拡大を要望し、認められた。住宅が滅失した者に対し、
住宅新築資金の貸付限度額を710万円から990万円に、住宅の用に供する土地の取得

資金の貸付限度額を550万円から730万円に、住宅が損傷した者に対し、住宅改修資金の貸付限度額が430万円から490万円に上げられた。

住宅新築資金等貸付利率の引き下げ（国要望）

住宅新築資金等貸付の利率に引き下げを要望し、認められた。災害発生の日から、2年以内の申込みに限り3.5%から3.3%に引き下げられた。また、住宅新築資金及び宅地取得資金の据置期間中の利率が3.0%となった。

住宅新築資金等償還期間の延長（国要望）

住宅新築等資金の償還期間の延長を要望し、認められた。5年以内の元金据置期間を設けることができ、かつ、据置期間分について償還期間が延長できることとなった。また改修資金は1年以内の元金据置期間を設けることができることとなった。

新築する住宅の床面積規制の緩和(住宅新築資金等)（国要望）

融資対象となる住宅の床面積の規制を緩和することを要望し、認められた。融資の対象が125㎡以下の床面積の住宅であったところ、震災特例により125㎡を超える住宅が被害にあった場合においては、元の床面積まで融資の対象として認められることとなった。

元金据置期間の創設及びその間の無利子化(住宅新築資金等)（国要望不可）

住宅新築等資金の元金据置期間の創設及びその間の無利子化を要望し、元金据置期間の創設は認められたが、無利子化は認められなかった。

半壊世帯への融資拡大（国要望不可）

住宅新築資金の貸付対象を全壊世帯だけでなく、半壊世帯も対象とすることを要望したが、認められなかった。

「親孝行ローン」の新設（国要望不可）

高齢者の住宅復旧を支援するため、住宅新築等資金について、住宅金融公庫の「親孝行ローン」と同様の制度を創設することを要望したが認められなかった。

災害向住宅新築資金等貸付事業の貸付申込み期間延長（国要望不可）

災害向住宅新築資金等貸付事業の貸付申込み期間の延長を要望したが、認められず、平成9年1月16日で終了となった。

建築規制関係

建築基準法の弾力的運用（国要望）

復興推進のため、建築基準法を弾力的運用できるよう要望した結果、許認可制度についての通達が出され、国の考え方が示された。これを受けて、神戸市が建築基準法の弾力的運用を行い建ぺい率緩和等の制度・手法が、復興事業やまちづくりの推進に役立っている。

被災分譲マンション等の建替えに関する特例(国要望)

総合設計制度の特例

・容積率割増の特例

市街地住宅総合設計制度において、延べ面積の4分の1以上を住宅の用途に供する建築物につき容積率割増の特例が設けられているが、特に住宅比率が高い建築物については、現行の容積率に係る許可基準を超える割増を認めることが可能となった。

容積率割増しの算定

容積率の割増しの算定については、特定行政庁の判断により弾力的に取り扱うことが可能となった。

敷地面積要件

総合設計制度の対象となる敷地面積の最低限度は、建築基準法施行令第136条により、

特定行政庁が規則により数値を引き下げることができるとされている。必要に応じ、住居地域等における敷地面積の最低限度を500㎡とするなど引き下げが措置できることとなった。

日影規制について

日影規制については、建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる許可により日影条例の制限を例外的に取扱うことができるが、分譲マンション等の建替えに当たっては、さらに弾力的に許可制度を適用することが可能となった。

防災施設等に係る容積率の特例制度について

建築基準法第52条第8項第1号において、機械室等の部分の床面積の割合が著しく大きい場合の容積率の緩和が認められている。今回、分譲マンション等の建替えにおける防災性の一層の向上の観点から、自家発電施設、雨水貯留施設等についても対象として運用を図ることが可能となった。

壁面線指定による容積率の割増しについて

都市再開発法等の一部を改正する法律により建築基準法が改正され、住居系用途地域において壁面線が指定された場合、壁面線と道路境界線との間の部分を道路幅員に加えて制限を適用することができることとなった。

既存不適格建築物再建にあたっての建築基準法に基く各種許可制度等の運用（市規制緩和）

容積率等の既存不適格建築物については従前の規模等による再建が困難であり、被災市街地の復興を促進するため建築基準法に基づく各種許可制度等の拡充及び積極的運用が行われている。平成7年4月には、下記の基本要件に合致する建築物を対象に、以下のような措置が行われた。

- 震災により被災し再建を行う既存不適格建築物であること
- 再建により従前より市街地環境が改善されるものであること
- 震災の日から3年以内に着工するものであること

① 神戸市震災復興総合設計制度の創設

従前の総合設計制度の要件緩和及び容積率割増しの拡充が行われた

種類 低層住宅復興型（第一種住居専用地域）

中高層住宅復興型（第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域）

復興総合型（第一種住居専用地域以外）

主な緩和措置

・敷地面積要件の引き下げ

第一種住居専用地域 適用しないが 1,000㎡に

第二種住居専用地域、住居地域 1,000㎡が500㎡に

準工業地域、工業地域、工業専用地域 2,000㎡が500㎡に

・容積率の割増しを行ううえで必要となる有効公開空地率の最低限度の引き下げ

中高層住宅復興型及び復興総合型 現行制度の2分の1かつ20%以上

・前面道路幅員に係る要件の緩和

8mから6mに緩和（近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域）

・容積率算定の割増し係数の引き上げ

中高層住宅復興型 現行制度（一般型）の5倍、（市街地住宅型）の約3.3倍

復興総合型は現行制度の一般型、低層住宅復興型は現行制度の市街地住宅型と同様

・容積率の割増し限度の引き上げ

低層住宅復興型 基準容積率の1.75倍かつ震災前の延べ面積以下

中高層住宅復興型 震災前の延べ面積以下

復興総合型 基準容積率の1.5倍かつ+200%かつ震災前の延べ面積以下

② 日影規制、用途制限の許可制度の運用

限定的に運用が行われてきた日影規制、用途制限に関する許可制度の運用について、再建を行う基本要件に該当する建築物についても新たに許可制度の運用が行われることとなった。

戸建住宅の接道規定緩和（市規制緩和）

震災復旧のため、従前の居住者が引き続き居住する 2 階以下の戸建住宅に限り、避難上支障がない場合に、建築基準法第 43 条ただし書を適用して、2 m 接道規定の緩和が行われた。（3 年間の震災特例で現在延長されている）

共同住宅・長屋の接道規定の緩和（市規制緩和）

兵庫県条例の接道規定を満たしていない既存不適格の共同住宅や長屋を震災復旧のために従前と同程度のものに再建する場合に、4m の接道規定の緩和が行われた。

（3 年間の震災特例で現在延長されている）

用途不適格の建築物の建て替えに関する特例（市規制緩和）

震災復旧のため建て替えを必要とする建築物が、建築基準法第 48 条の適用につき既存不適格であった場合の建て替えについて以下のような特例が設けられた。

従前の建築物と用途、規模、構造の著しく異ならない建築物に建て替える場合は「改築」として取扱い、既存不適格建築物に対する制限の緩和を適用

従前の建築物と用途、規模、構造の著しく異ならない建築物に建て替える場合で、規模を大きくする場合は、従前の規模までは「改築」とみなし、床面積の増加する部分を「増築」とみなして、既存不適格建築物に対する制限の緩和を適用

（3 年間の震災特例で現在延長されている）

建ぺい率の緩和（市規制緩和）

建ぺい率を緩和するため、角敷地の指定が以下のように拡充された。

- ・ 広い道路に接する場合について敷地面積の上限を設けない
- ・ 地区施設に接する敷地を角敷地とする
- ・ 地区計画による制限区域内で一定の条件を満たす街区内の敷地を角敷地とする

日影規制の緩和（市規制緩和）

住居地域（指定容積率 300%）などの地域内で、地区計画が定められた区域では日影規制を適用しないことを条例で定めることができることとなった。

位置指定道路の基準の緩和（市規制緩和）

震災復旧のために行う位置指定道路で、やむを得ない場合には、すみ切り等の設置を要しないこととなった。（3 年間の震災特例で現在延長されている）

震災復旧に伴う仮設建築物の取扱い（市規制緩和）

震災復旧のために再建する仮設建築物についても一定の防火性能は求めるものの、建築基準法第 85 条第 4 項を適用して規制緩和が行われた。さらに後には求められる防火性能についても緩和が行われた。（3 年間の震災特例で現在延長されている）

仮設住宅取扱いの特例（市規制緩和）

神戸市が施行する復興区画整理事業市街地開発事業、住宅地区改良事業の区域内では、被災した住宅の建て替えについても建築基準法第 85 条第 4 項を適用して規制緩和が行われ、仮設住宅を許可することができることとなった。（3 年間の震災特例で現在延長されている）

確認申請等の取扱い(構造関係)の基準設定（市手続簡略化）

震災時に存在していた部分がある建築物について、大規模修繕、大規模模様替え、増築等の取扱いの基準が定められた。

昇降機の取り替え、改修等の確認申請等の取扱い（市規制緩和）

被災建築物の昇降機の取り替え、改修等の取扱い基準が定められ、建築基準法第 87 条の 2 第 1 項の確認申請を必要とする改修及び取り替えの規模、範囲・建築基準法第 12 条第 3 項に基き報告が必要となる改修及び取り替えの規模・範囲、審査基準・指導方針が定められた。(3 年間の震災特例で現在延長されている)

復旧のための建て替え等の場合のし尿浄化槽の取扱い(市規制緩和)

震災復旧のため、建て替え、増築等を行う被災建築物のし尿浄化槽の構造については、被災前の建築物と処理対象人員が大きく変わらないこと等の条件を満たす場合は、既存のし尿浄化槽の構造が認められることとなった。(3 年間の震災特例で現在延長されている)

インナー長屋改善制度の拡充（市規制緩和）

敷地単位での個別再建が困難な密集住宅地において、ルールに基づいた良好な建替を誘導・支援するため、平成 5 年より実施されている「神戸市インナーシティ長屋街区改善誘導制度」について以下の条件を満たし、市長が住環境上支障がないと判断した場合、「角敷地に準じる敷地」として建ぺい率 10 %を緩和する措置が平成 7 年 11 月より実施され、併せて適用対象地域の拡大等が行われた。

条件・ 地区計画により壁面の位置の制限などのルールを定めること

- ・ 街区（道路等で囲まれた一団の土地）が角敷地の要件に該当すること
- ・ 耐火性能の高い建築物（準耐火建築物など）を建築すること
- ・ 道路後退部分を整備すること

平成 9 年 1 月には地区計画の内容が条例で定められた 5 地区で制度拡充による運用が行われた。具体的には、復興区画整理事業地区 4 地区と野田北部地区において地区計画の区域内における「角敷地に準じる敷地」の区域指定による建ぺい率の 10 %緩和が行われ、また野田北部地区においては、街並み誘導型地区計画の適用により、認定を受けた建築物について前面道路幅員による容積制限の適用除外と道路斜線制限の適用除外が行われ、階建て住宅の建設が実現している。平成 10 年 3 月現在、12 地区で運用している。

地区計画の区域内における日影規制の適用除外区域の追加（市規制緩和）

日影規制は、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」により用途地域毎に定められているが、インナーシティ地域では、規制開始以前からの不適格建築物が多いことや、共同化すれば不利になるなどの障害があった。インナーシティ地域の復興のため下記の条件を満たし、市長が住環境上支障ないと判断した場合、日影規制の適用除外区域とできる制度が設けられた。（平成7年12月1日より）

- 条件 1 地区計画において「建築物の高さの最高限度」及び「壁面の位置の制限」が定められた区域内にあること
- 2 指定容積率300%以内の住居地域内、又は指定容積率200%の近隣商業地域内にあること

神戸市総合設計制度の拡充（インナー型市街地住宅総合設計制度の創設等）（市規制緩和）

総合設計制度は容積率制限や高さ制限に関する特例制度であり、特に、住宅供給を促進するため「市街地住宅総合設計制度」として一定の住宅を含む計画に対して特別の容積割増しが認められていた。ところがインナーシティ地域では比較的小規模な敷地が多いことから適用事例は少なかった。市街地の震災復興のため住宅供給や共同建替を支援する必要があることから、敷地面積等の要件の緩和や容積割増率の引き上げ等に配慮した「インナー型市街地住宅総合設計制度」が創設され、併せて、公開空地の評価の充実と、共同住宅の附属駐車場の整備に係わる特例が設けられることにより、総合設計制度全体の拡充が行われた。

1 インナー型市街地住宅総合設計制度の創設

① 適用区域

中央4区（灘、中央、兵庫、長田）及び重点復興区域のうち、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

② 敷地面積要件の緩和（用途地域に関わらずすべて500㎡に）

③ 最低有効公開空地率の引き下げ（例 建ぺい率60%で46.7%が36.7%に）

④ 容積割増率の引上げ（×1.5が×1.75に）

2 公開空地の評価の充実

① 公開空地の対象拡大

中庭や屋上庭園等で入居者等の特定多数の使用に係わるものについても有効な公開空地として評価する。(係数は0.3又は0.5)

② 公開空地の評価係数の拡充

- ・歩道とあわせた幅員が8m以上となる歩道状公開空地の評価係数を1.5から2.5に上げる。
- ・地域のまちづくり等に貢献する施設を公開空地と一体的に整備する場合に係数を1.2割り増す

3 共同住宅の附属駐車場の整備に係わる特例

共同住宅に附属する自動車車庫のうち、建築物の地下に設けられるもので容積率不算入の限度を越えるものについて容積率割増が行われた。

(参考)

神戸市震災復興緊急整備条例の制定

震災復興事業としての市街地と住宅との緊急整備を円滑に推進することにより、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目指すことを目的として神戸市震災復興緊急整備条例が制定され、平成7年2月16日に公布・施行された。(3年間の適用期限)
この条例に基づき震災復興促進区域、重点復興地域が指定され、建築行為の事前届出により災害に強いまちづくりに関する情報提供や建築主との協議が行われることとなった。

宅地分譲

新住宅市街地開発事業地住宅用地公募の特例(国要望)

新住宅市街地開発事業地の一般住宅用地について、被災市街地復興土地区画整理事業施行予定区域内の地権者のうち、土地区画整理法内90条の同意又は申し出による換地不交付の清算金に代えて住宅等を与えられるべき旨を申し出た者について、処分の相手方を当該地権者に限定して募集したい旨の要望を行った。特定地区に居住する者に限定して公募

することは認められないが、一般公募した上で、住宅地の困窮する度合等を考慮して、当該地区に居住していることを選考の一つの要件とすることは許されるとされた。そこで全半壊・全半焼の被災者に対し、当選率が一般の10倍になる優遇措置が実施され、被災者の住宅用地確保に役立っている。

消防設備関係

消防設備士講習の未受講容認(国自主)

消防設備士免状を有する者が受講しなければならない消防設備士講習は、消防法等の規定に基づき免状の交付を受けた日から2年又は講習を受けた日から5年以内に受講することとされているが、受講時期を迎える消防設備士が被災等により講習の受講が困難であると認められるときは、平成8年1月末までは違反点数の計上を行わないことができることとなり、消防設備士が被災により不利益を受けることを防ぐとともに、建築物・工作物の復旧・復興に不可欠な消防設備士の要員を確保するのに役立った。

消防設備点検資格者の再講習の受講時期の延長(国自主)

消防設備点検資格者免状の交付を受けている者は、交付を受けた日又は再講習を受けた日から5年以内に消防庁長官が指定する再講習を受講しなければ、資格が消失するが、受講時期を迎えた消防設備点検資格者が被災等により講習の受講が困難であると認められるときは、受講期限を平成8年1月末まで延長できることとなった。これにより消防設備点検資格者が無資格になることを防ぐとともに、施設に不可欠な消防設備点検資格者を確保することができた。

消防用設備等設置届及び工事着工届の添付書類の省略(国自主)

地震により被害を受けた防火対象物における消防用設備等について、その損傷を受けた部分の整備等を行う場合の消防用設備等設置届及び工事着工届について設計に関する図面等添付書類の省略が行われた。これにより届出事務の手続きが簡素化され、震災に係る消防用設備等の各種修復、再建が迅速化され、施設の応急復旧や早期復旧に役立つこととな

った。

被災した防火対象物における消防用設備等の点検報告時期の緩和(国自主)

防火対象物の消防用設備等に関しては、対象物により1年に1回もしくは3年に1回の点検報告義務がある。被災した防火対象物の消防用設備等については、点検・整備は必要とされたが、報告については手続き的なものであるためその時期については弾力的な対応がとられた。

建築確認申請に係る消防同意事務の簡素化（市手続簡略化内部）

建築確認申請に係る消防同意に関しては、建築同意事務等処理規程により一般住宅等については、消防署長同意が必要なため消防局経由で消防署等に送付して事務処理が行われていた。そのため消防同意に4日から7日を要していた。震災特例により一般住宅、仮設住宅、昇降機については消防署長同意が消防長同意(査察課長専決)となり本庁で一括処理されることとなった。これにより消防同意が2日から3日に短縮され建築確認が早期に行われることとなった。

仮設対象物への消防用設備等の設置の緩和（市規制緩和）

仮設の校舎、住宅、工場、市場の防火対象物については、法令によりその規模等に応じ消防用設備等の設置が義務づけられている。震災後これらの建物を早期に建設して使用することが必要となったため、指導指針が出され、特例的に設備設置の緩和が行われた。これにより仮設建築物の建設が迅速化された。

損傷した防火対象物を使用する場合の消防法令の緩和運用（市規制緩和・手続簡略化）

消防用設備等の機能が損なわれている防火対象物の使用は本来認められていない。今回の震災では、建物自体は使用できるが消防用設備等の機能が損なわれているものも多数発生した、継続して使用する必要がある場合も多かったことから、消防法令の特例運用基準

が定められ、消防用設備等を早期に改修するよう指導し、消火器等の増設など改修までの代替処置等を示すことにより継続して防火対象物の使用が可能となり、復興を促進することに役立った。また各種届け出については、状況等を把握するために必要な最小限の様式の提出で済むこととなったため、事業者の負担が軽減された。

埋蔵文化財調査関係

埋蔵文化財調査取扱いの緩和（国要望・規制緩和）

被災地内には埋蔵文化財包蔵地が多数あり、復旧・復興事業に伴い毎年 12 から 13 ヘクタールもの大量の発掘調査が生ずるものと予想された。埋蔵文化財保護と保護と復旧・復興事業の円滑な推進との整合を図るため文化財保護に関する特例措置を要望し、認められた。

当面の措置として平成 7 年 2 月の国からの通知により、平成 7 年 5 月末までに着工する復旧工事については文化財保護法による届出・通知は不要とする緩和措置がとられた。

平成 7 年 3 月には国より平成 7 年 6 月以降の埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針の通知が出され、それを受けて県が取扱い適用要領を定めて、県と災害救助法適用市町でマニュアルが作成され、それらに基づき埋蔵文化財発掘調査の緩和措置が行われた。

緩和措置の例としては、従前と規模・構造が変わらない建物等の建設、個人住宅・店舗・小規模又は簡易な集合住宅・事業所の建設、大規模な都市基盤整備事業で盛り土の場合などは調査不要となった。また、周知の埋蔵文化財包蔵地外の試掘調査については不要となった。これらの緩和措置により、復旧・復興事業が早期に着手できるようになった。

また発掘調査は教育委員会の専門の調査員が行う必要がある。発掘調査後工事にかかることから復旧事業推進のためには早期の調査が必要となってくる。専門の調査員の絶対数不足により発掘調査終了が遅れ、それによる復旧・復興の遅れが懸念されたが、全国各府県の教育委員会からの派遣職員の応援が認められ平成 7 年度以降、9 年度現在も派遣職員の応援を得ている。これにより大量の調査需要に対応し復旧・復興事業の円滑な推進に役立っている。

この特例措置は平成 10 年 5 月までの期間となっているが、延長を要望しており、埋蔵文化財発掘調査の緩和措置については延長される見込みである。

埋蔵文化財発掘調査費用補助金適用対象の拡大（国自主）

埋蔵文化財発掘調査費用に関しては、従前は個人住宅のみが補助対象であった。今回の震災では、復興関連事業の試掘調査については全事業、復興関連事業の本格発掘調査費用については、中小企業者まで補助対象が拡大された。これにより被災者の調査費用負担が軽減された。

埋蔵文化財発掘調査費用の国・県の補助率の嵩上げ（国・県要望不可）

震災復興のため発掘調査件数が増大し、神戸市の財政負担増大していることにより文化庁通知に基く発掘調査費用の国・県の補助率の引上げを要望したが、認められなかった。

その他

特定土地区画整理事業等のための土地譲渡に係る譲渡所得特別控除の延長（国要望）

震災特例により個人の有する土地が地方公共団体等買い取られる場合、平成7年4月1日から平成9年3月31日までの期間については譲渡所得の特別控除の特例として2,000万円の特別控除が適用されたが、その適用期間の延長を要望し、2年間の延長が行われ平成11年3月31日まで適用されることとなった。これにより地方公共団体が復興事業を進めるために必要な用地の確保の一助となった。

復興共同住宅建設における国土利用計画法届出対象のからの除外（市手続簡略化）

復興事業としての「共同住宅建替建設」において、密集住宅市街地整備促進事業・住宅市街地総合整備事業・優良建築物等整備事業制度については、国土利用計画法施行令第6条第11号を適用することにより国土利用計画法に基づく届出を不要とした。届出事務が不要となり事業者の事務負担が軽減された。

第4部 産業・神戸港の復旧と復興

環境衛生・食品関係

環境衛生金融公庫の災害特別貸付制度の新設（国自主）

公衆浴場等環境衛生事業者に資金を貸し付ける環境衛生金融公庫において災害特別貸付制度が創設された。また借入金に対する復興基金からの利子補給制度も創設され事業再建に役立っている。

公衆衛生関係許可手数料の減免（市負担軽減）

理容所、美容所、旅館業、公衆浴場等の許可申請手数料について神戸市の手数料減免の一環として減免を行い、営業者の負担軽減と早期の営業再開に役立っている。

神戸市環境公衆浴場設備改善資金利子補給に係る総借入枠の上限撤廃（市要件緩和）

衛生金融公庫より公衆浴場事業者が、設備改善や再建のために設備改善資金を借り入れた場合において神戸市独自の事業として要綱を制定して利子補給を行っていた。7年間にわたり利率上限4%までの利子補給を行い、1事業者2,100万円までで計2億円の利子補給ができることとなっていた。

震災により公衆浴場も大きな被害を受け再建や大規模補修のが増加すると考えられることから要綱改正により利子補給金総額の上限2億円を撤廃し予算の範囲内で利子補給をすることにされた。実際の事業者の選択としては復興基金からの利子補給が平成7年度から平成9年度までの3か年利用できるためまず復興基金の利子補給を利用し、その後に神戸市の利子補給制度を利用するケースが増えると考えられる。

支給総額の上限撤廃でより多くの公衆浴場が利子補給を受けられることになり、営業の再開に寄与することができる。

食品衛生営業許可有効期限の延長（国・県自主）

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法及び兵庫県条例である阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置条例が制定され、許可等の有効期限が平成7年1月17日以降に満了するものについて同年6月30日まで延長された。また、平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべき届出、報告等の義務が震災により履行されなかった場合において、その義務が同年4月28日までに履行された場合は、行政上又は刑事上の責任を問われないこととなった。

これらにより、震災後の応急復旧期に事業者が無許可状態になることが防止でき、届出、報告等の義務の猶予も行われたことから事業者の負担軽減や早期営業再開に寄与することとなった。

乳類等の販売業の許可の特例（国自主）

被災地域の日常の食生活に欠かすことのできない乳類等の生鮮食品の販売について、従前は一旦店舗が倒壊すると廃業扱いとなり、再建されれば保健所長が兵庫県知事の定める基準に合致しているかどうかの審査を行い許可を出してから営業が行えるため許可にともなう営業の空白ができてしまうところであったが、国からの通知により震災特例として以下の衛生上の措置を講じている場合、応急措置として新たな許可を必要とせず乳類等の販売が認められることとなった。

- ・乳類、魚介類、食肉販売業の許可を得ている店舗内での販売が震災により困難となり、当該店舗の周囲で販売する場合に限る。
- ・販売される食品はあらかじめ小売り形態に包装されたものに限る。
- ・販売される食品は冷蔵状態を保ちながら販売
- ・保健所に連絡し、衛生指導を受けた状態で販売

営業者の負担軽減と早期営業の再開に役立つこととなった。

環境及び食品衛生関係営業許可申請、届出手数料の減免（市負担軽減）

環境及食品衛生事業者は法律等の定めにより、営業許可申請等の場合に手数料が必要

であった。

震災で多くの事業者が被災し、被災事業者の営業再開等に伴う許可申請、届出の手数料を減免する特例措置が行われた。

減免率

全額免除

適用対象

(営業施設の条件)

震災当時、個人、中小企業に属する会社または各種組合法で定める組合で、営業許可又は確認を受けていた営業施設が被災し、当該施設を復旧し営業するにあたり、新たな営業許可、確認が必要な施設

営業許可又は確認を受けた営業施設が被災し、施設を復旧する間に仮設店舗で営業する場合は、仮設店舗も対象

(申請者の条件)

震災以前に営業許可、確認を受けていた個人又は法人が自ら申請を行った場合、又は震災以前に営業許可、確認を受けていた個人が震災に起因して死亡、ケガ等によりその配偶者、親、子から申請があった場合

適用条件の特例

以下の場合は上記の適用条件に関係なく減免

旅館業の地位の承継の承認申請

被許可者が震災により死亡した場合

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請及び確認規程変更認定

震災に起因して申請がなされた場合

適用期間

平成8年1月17日まで

手数料の返還

震災以後、正規の手数料を徴収しているもので適用要件を全て満たしているものについては、申し出により全額返還

運用等

業種の変更

業種間の変更は手数料を減免しない

減免の回数

既に受けている営業許可又は確認の1件ごとに最初の申請に限り認める

営業場所の変更

市内での営業場所の変更及び市外の営業施設で災害救助法適用地域で被災し新たに市内で営業を始める場合には、減免の対象とする

これらの措置により、被災事業者の経済的負担の軽減が図れ、営業再開を促進することとなった。

環境関係

産業廃棄物収集運搬業・中間処理業許可業者の許可期限の延長（国要望）

許可期限の延長を要望し、認められた。阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法のなかで有効期間が平成7年6月30日まで延長された。

民間工場等公害防止設備の修復等に対する経済的支援措置（国要望）

民間工場等の保有する公害防止施設の災害復旧に関し経済的支援を要望し、認められた。環境事業団による阪神・淡路大震災被災企業の産業公害防止施設設置に係る特別融資が創設され、融資返済に対する復興基金の利子補給も創設された。

公害関連法令に基づく届出事務の弾力的運用（国要望）

水質汚濁防止法等公害関連法令に基づき事業者から届け出る必要のある事項についての届出事務の弾力的運用を要望し、認められた。阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法が制定され、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法の特定施設の設置者の氏名等の変更又は使用を廃止したときの届出や設置者の地位を継承した届出は30日以内に行う必要があるとされているが、それが履行されなかった場合でも免責されることとなった。

瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）に基づく設置・変更・許可申請事務の弾力的運用（国要望）

瀬戸内法により第 5 条第 1 項の許可を受けた特定施設の早期復旧のため設置・変更・許可申請事務の弾力的運用を要望し、認められた。環境庁水質保全局長からの通知により瀬戸内法第 5 条第 1 項の許可を受けた特定施設の再建に際し、事業者が当該特定施設を以前と同様の事業活動を行うため使用するときは、特定施設の構造等の変更として取り扱うこととされ、設置の許可の告示・縦覧を省略することができ、円滑な施設の再建に役立った。（従来では約 90 日必要であったところ約 15 日に短縮できた。）

公害健康被害補償法に基づく汚染負担料負担金及び拠出金の減免(国要望不可)

公害健康被害補償法に基づく汚染負担料負担金及び拠出金の減免について、被災地に立地する被災事業所の支援のため要望を行ったが、減免は認められなかった。ただし徴収猶予の措置がとられている。

排水水質基準の適合義務の猶予(国要望)

水質汚濁防止法の適用に関し、排水水質基準の適用義務の猶予を要望し、認められた。水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準を定める総理府令の改正により有害物質 13 種の排水基準及び鉛・ヒ素で強化された排水基準の適用猶予期間（平成 6 年 2 月 1 日から平成 7 年 1 月 31 日）をこえた場合でも適合義務が猶予されることとなった。

浄化槽保守点検業者の許可等の有効期間の延長等(市規制緩和)

神戸市条例の兵庫県南部地震による災害に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置条例が制定され、条例に基づく告示により神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める点検業者の登録有効期間（3 年間）が切れた場合でも、平成 7 年 6 月 30 日までに登録更新手続きを行ったものについては、通常の場合の登録有効期限を有効期間とすることとなった。これにより、震災後の混乱期に許可が失効してしまうことを防ぐことができた。

商工業関係

工場等制限法をはじめ工場規制三法の緩和(国要望)

1 工場規制三法

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（以下「工場等制限法」という。国土庁所管）、工場立地法（通産省所管）及び工業再配置促進法（通産省所管）をいう。

2 工場立地法（通産省所管）

・ 概要

昭和34年に制定された環境の保全と工場の適性立地を目的とした法律で、全国一律に適用される。

敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場の新增設に対し、生産施設面積は業種により敷地面積の10%～40%に制限されるとともに、敷地面積の20%以上の緑地、25%以上のグラウンドや広場などの環境施設の確保が義務づけられている。

・ 震災特例

市街地の対象工場では緑地率等の確保が困難であり、新增設する場合に問題となっていた。

平成7年2月・4月に通産省から通達が出され、震災により倒壊又は損傷した生産施設のスクラップ&ビルドが行われる場合については、届出内容が不適合であっても、可能な限り緑地等の整備を行い、生活環境の観点から問題ないと判断できるときは工事が可能となった。

しかし、震災特例による通達においても、ビルト面積がスクラップ面積の範囲内であることなどの制約があり、産業基盤の早期復興を目指し、神戸市では生産施設面積率の見直し、環境施設面積や緑地面積の弾力的運用等を国に働きかけていた。

・ 法改正

工場立地法による規制の緩和については平成9年12月に法改正が行われ、平成10年1月31日から施行された。これにより、工場新增設に関する届け出の受理、勧告、変更命

令、緑地面積率の基準設定等を行う権限が、これまでの国・県から政令指定都市に委譲された。

主な改正内容は、

① 届け出先の変更(権限委譲)

特定工場(敷地面積 9,000 m²以上)の新・増設を行う場合の届け出の受理、勧告、変更命令等の事務が政令指定都市については国・県より市へ委譲された。

(現行)

敷地面積 50,000 m²以上は、国

敷地面積 9,000 m²以上 50,000 m²未満は、県

(改正後)

神戸市

神戸市

② 地域の実情に応じた緑地面積率等の設定

政令指定都市は、緑地面積率(敷地面積に対する緑地面積の割合)・環境施設面積率(敷地面積に対する環境施設面積の割合)について、国の定める基準の範囲内において、従来の全国一律の基準に代わって、地域の実情に応じて適用すべき「地域準則」を条例で定めることができることとなった。

(現行)

緑地面積率 20%以上

環境施設面積率 25%以上

(改正後)

条例で定めることにより 15%から
25%の範囲内で設定可能

条例で定めることにより 20%から
30%の範囲内で設定可能

※環境施設：緑地及び運動場、広場、体育館、噴水等

今回の改正により、工場の新增設に関して、地域の実情に応じた規制が可能になり、被災地の産業復興が促進されと考えられる。今後、緑地面積等について神戸市独自の条例制定を検討していく必要があると思われる。

・工業立地の適正化に関する条例(兵庫県条例)の適用

兵庫県がを昭和46年に制定し、敷地面積1,000m²以上の敷地面積の用地に新設、増設、変更の工場を設置する場合の届出を義務づけている。これは工場立地法においては届出の必要のない敷地面積1,000m²以上9,000m²未満の敷地面積の場合も該当するため、工場進出や増設を検討している事業者にとっては届出書類作成等が大きな負担となっている。なお条例の施行規則第8条により兵庫県に届け出る前に市町長経由とされて

いるが、条例の制定当時から比べ、神戸市においては産業の空洞化等が進展し、状況も変化しており、産業復興を進める上でも県条例は廃止するか、神戸市は適用除外とするなど規制緩和を進めるのが望ましいのではないかとと思われる。

3 工業再配置促進法（通産省所管）

- ・ 概要

過度に工業が集積している地域（移転促進地域）から工業の集積の程度が低い地域（誘導地域）への工場の移転及び誘導地域における工場の新増設を環境の整備等に配慮しつつ、工業の再配置を促進し、国民経済の健全な発展を図り、あわせて国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資することを目的として昭和47年に制定された法律。

- ・ 震災特例

工業再配置促進法については震災による特例はない。

- ・ 今後に向けて

移転促進地域、誘導地域を定め、前者から後者への移転についての加速償却・固定資産税減免・補助金・利子補給等の優遇措置がある。神戸市の工場等制限区域の殆どが移転促進区域となっており、工場の進出の障害となるものではないが、工場の流出を防ぐためには廃止が望ましいのではないかとと思われる。

4 工場等制限法（国土庁所管）

- ・ 概要

大都市への人口・産業の過度集中を防止するため、昭和34年に首都圏、昭和39年近畿圏を対象に制定され、既成市街地において、一定面積以上の工場、大学等の新・増設を抑制する法律である。（近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律昭和39年法律第144号）

- ・ 既成緩和前

- ・ 制限区域 神戸市の場合 六甲山より南の既成市街地（埋立地を除く）
- ・ 除外業種 工場 清酒製造業等食品と生コンクリート製造の9業種
- ・ 許可権者 神戸市長（政令指定市以外は府県知事）
- ・ 制限対象 a 基準面積以上の制限施設の新設及び増設

- b 用途変更又は新規利用により制限施設とする場合
 - c 増設により制限施設とする場合
- ・ 基準面積 工場等の作業場の場合 1, 0 0 0 m²
 ただし 1 7 業種については別基準
 教室基準面積 大学・高等専門学校 1, 5 0 0 m²
 専修学校・各種学校 8 0 0 m²
- ・ 許可基準
 - a 制限区域内の人口の増加をもたらさないとき
 - b 制限区域内の住民等の著しい不便が排除されるとき
 など各種の許可基準があり事実上工場や大学の立地は制限区域内では不可能になっていた。
- ・ 震災特例（適用期間の限定なし）

震災後 2 度にわたる国土庁からの通達により、震災特例として緩和措置がとられており、新たな事業者が制限区域内の工場跡地に工場を新設することが可能となるなど、新規事業者が参入しやすくなり、産業の活性化、被災地の雇用について一定のメリットがあるものと考えられる。ただし、新規事業者が震災前にあった工場と異なる業種の工場を建設する場合は、以前の工場の従業員数を超えてはならないなど、依然問題が残っている。
- ・ 震災特例 1（平成 7 年 4 月 2 8 日通達・同日から適用）

神戸市は平成 7 年 2 月から工場等制限法の緩和・適用除外などの特例措置の要望を行い、同年 4 月に国土庁から通達が出された。この特例では、震災により被災した工場等を建て替える場合、震災以前の従業員数を超える雇用がなければ、被災前の規模を超えるものも許可できることとなった。

具体的には

 - ア 震災以前から工場等制限区域内にあった工場等が震災によって被害を受け、一度工場等制限区域外に移転した後、工場等制限区域内に再び工場等を新設する場合
 - イ 震災により被災した工場等の敷地に、従前の規模を超える工場等を再建する場合
 - ウ 震災により被災した工場等の事業者が、工場等制限区域内の別の土地に工場等を新設する場合

エ 震災により滅失した複数の工場等を制限区域内の別の土地に集約化した工場等を新設する場合

また「建て替え」についても、作業場又は教室を譲り受けた者が、引き続いて当該作業場又は教室について、従前の床面積の合計の範囲内で、施設の一部又は全部を建て替える場合には、許可は不要となる。

- ・ 震災特例 2（平成 8 年 2 月 1 9 日通達・同日から適用）

神戸市としてさらに要望を重ねた結果、国土庁より平成 8 年 2 月に通達が出され、工場の新設・増設の許可基準の緩和が行われた。

具体的には

ア 震災により被災した工場の全部若しくは一部を廃止（工場等制限区域外への移転も含む）した場合、その工場の跡地に、震災前にあった工場の従業者数の範囲内で新たな事業者が工場を新增設する場合は、規模の制限なく許可できる

イ 震災により被災した工場の全部若しくは一部を廃止（工場等制限区域外への移転も含む）した場合において、その工場の跡地に、震災前にあった工場と同一の業種の工場を新たな事業者が新增設することにより、他の事業者の事業経営や住民の雇用の確保が図られる場合は規模、従業員数の制限なく許可できる

ウ 工場等制限区域内及び工場等制限区域外にそれぞれ工場を設置していた事業者が、震災により、工場等制限区域外に存在した工場を廃止又は縮小し、工場等制限区域外の別の工場に集約できず、工場等制限区域内の工場に集約化する場合は、規模、従業者数の制限なく許可できる

- ・ 規制緩和推進計画に基づく規制緩和の進展（被災地以外も対象となる）

(1) 大学等に関する規制緩和（規制緩和推進計画による平成 8 年度の緩和措置）

政府の既成緩和推進計画に基づく工場等制限法の緩和措置が平成 9 年 3 月 5 日付国土庁通達により実施された。これは震災特例ではなく首都圏、近畿圏の制限区域共通のものである。

震災特例では認められなかった大学や専修学校等の教室の新增設に関して、許可基準の弾力化が図られている。

具体的には、下記のアからオのケースは許可できることになり、カのケースについては制限対象ではなく自由に設置できることが明確になった。

(カリキュラムの多様化等教育環境の改善の促進)

ア 収容定員の増加を伴わない場合であって、カリキュラムの改善や学部等の改組転換に伴う授業科目数の増加、各科目ごとの受講者数の少人数化等に対応した教室の新增設

(社会人の生涯教育の要請への対応)

イ 社会人の受入りに係る収容人員の増加（新たな学校・学部等の設置や改組転換に伴う場合を含む）に対応して必要となる教室の新增設

ウ 夜間教育、通信教育に係る収容人員の増加（新たな学校・学部等の設置や改組転換に伴う場合を含む）に対応して必要となる教室の新增設

(我が国経済社会の国際化への対応)

エ 留学生、帰国生徒の受入りに係る収容人員の増加（新たな学校・学部等の設置や改組転換に伴う場合を含む）に対応して必要となる教室の新增設

(地域のニーズへ対応した特定分野の人材の計画的養成の促進)

オ 看護職員、医療技術者等の分野における計画的な人材要請を進めるための教室の新增設（新たな学校・学部等の設置や改組転換に伴う場合を含む）

(地域に開かれた大学等の実現)

カ 文化セミナー等の公開講座のための専用施設については、制限対象施設とせず、許可不要で設置可能とする

(2) 工場に関する規制緩和（規制緩和推進計画による平成9年度の緩和措置）

規制緩和推進計画に基づく国の当面の措置として工場跡地に対する制限の緩和等以下のような規制緩和が平成10年1月30日施行で実施されている。

① 工場跡地に対する制限の緩和

産業の空洞化等による工場跡地発生に伴う諸問題に対応するため、次の場合は、知事（政令指定市市長）の許可を受けて工場を新增設することが可能となった。

・ 中小企業のネットワーク地域における緩和

中小企業のネットワークが形成されている地域における工場跡地に、中小企業者がネットワークを維持するため工場を新設する場合

・ 都市環境の改善に寄与する工業団地における緩和

都市環境の整備改善に寄与する工業団地内の工場について、新製品の開発や新技術の

開発等のため必要な工場を新增設する場合

これらの緩和については、工場の新增設が都市環境の改善に配慮されたものであり、かつ人口の増大をもたらす場合に限られている。具体的には工場跡地の従前の従業員の範囲内であれば、工場等制限区域内の工場の事業拡大のため必要な工場を工場跡地に新增設することが、可能となった。

② 除外業種の拡大等

- ・ 外食産業型食料品製造業のうち、消費地からの時間的近接性が必要な惣菜製造業、弁当製造業、サンドイッチ及び調理パンの製造業の３業種が適用除外業種に追加された。
- ・ 以下の作業場の新增設が可能となった。

ア 廃棄物リサイクル型製造業

一般廃棄物の再資源化等に的確に対応できるよう、次の製造業の工場のうち大都市中心部に立地することが必要やむを得ず、かつ都市環境の改善に配慮されたものについて、知事（政令指定市市長）の許可を受けたものは、新增設が可能となった。

ペットボトル、ガラスびん、紙製の容器包装、プラスチック製の包装容器を原材料とする製造業

イ 開発試作型工場

新技術の開発育成等産業の苗床機能を有する研究施設に併設される工場のうち、研究開発工程と併せて設けることが不可欠な試作型工場を新設することが可能となった。これは上記の廃棄物リサイクル型製造業の場合と異なり許可不要となっている。

・ 今後の動向

工場等制限法による規制については、国において、平成９年３月２８日閣議決定された規制緩和推進計画の再改定において、制度の枠組みに在り方及びその手法の妥当性について、近年の大都市の集中要員の変化、地域のポテンシャルを活用した日本経済の活力の維持、土地利用の在り方、大学の教育・研究機能の在り方等の論点を踏まえ、新たな国土計画、特に、首都圏基本計画及び近畿圏基本整備計画が審議される国土審議会における幅広い審議を得て、規制緩和を実施するための抜本的な見直しを図ることとされている。抜本的な見直しについては首都圏基本計画及び近畿圏基本整備計画が策定され

る平成10年度中に結論が出る予定である。

被災地の復興に関して、被災地特例の創設と国の規制緩和推進計画に基づく緩和措置が被災工場の再建や事業拡張等に役立っているが、大都市への人口集中・産業の過度の集中が過大となっていた昭和39年の工場等制限法制定当時とは社会経済情勢が異なっており、市街地の本格復興のためにも法律の撤廃を含む抜本的な見直しを神戸市は国に働きかけている。

激甚災害の指定に伴う特別財政援助対象事業の拡大（仮設工場建設、卸売市場復旧）(国要望)

激甚災害の指定に伴う激甚災害特別財政援助法の対象について、仮設工場建設事業、卸売市場施設災害復旧事業についても対象とすることを要望した。仮設工場建設については、高度化資金の対象に加えられ、卸売市場施設災害復旧については阪神・淡路財政特例法により補助率の嵩上げが行われた。これにより中央卸売市場本場及び東部市場における復旧整備事業について神戸市の財政負担が軽減された。

中小製造業に対する高度化事業の弾力的運用(国要望一部不可)

地方公共団体による仮設及び本格的な賃貸工場建設並びに用地の取得について補助制度を創設することを要望し、認められなかったが、高度化事業の災害復旧事業の対象となった。

民間土地所有者が賃貸工場を建設する場合に低利の融資制度を創設するとともに利子補給を実施することを要望した。国による利子補給は実現しなかったが、復興基金による利子補給が実現することとなった。

災害復旧関係高度化資金の取扱期間の延長(国要望)

災害復旧関係高度化資金貸付の取扱期間については、従前制度では災害後1年間に限定されていたが、阪神大震災に係るものについては3年間(平成10年1月16日まで)に延長された。期間延長の要望を行い、平成10年1月に更に1年間の再延長(平成11年1月16

日まで)が認められた。

被災商店街・小売市場の復旧整備に対する補助制度の拡充(国要望一部不可)

事業協同組合等災害復旧事業(国の負担率 $1/2$)は、事業協同組合など一部の団体の事業に限られていたためその拡充を要望し、商店街振興組合等や対象施設として販売施設が加えられた。

商業基盤施設整備事業(アーケード等)に対する国の負担率の増($1/4 \rightarrow 1/2$)を要望したが、認められなかった。

商店街及び民間小売市場の建替に対する助成制度(補助率 $3/4$)の創設を要望したが、高度化事業の対象になりうるとして認められなかった。

災害復旧高度化事業の弾力的運用(国要望一部不可)

災害復旧高度化事業について、弾力的運用と返済期間の延長(20年 $\rightarrow$ 30年)を要望した。事業計画書提出期限については、1年が3年(平成10年1月16日迄)に延長され、さらに1年間(平成11年1月16日迄)再延長が認められた。据置期間については3年が5年に延長されたが、返済期間の延長は認められなかった。

震災復旧緊急資金融資制度の創設(国要望)

仮店舗及び仮工場の建設資金、手形決済等のために必要な緊急つなぎ資金のため、震災復旧緊急資金融資制度の創設を要望し、認められた。(融資実行期限平成7年7月末)

平成9年8月には、据置期間が3年から4年に、全体償還期限が10年から11年にそれぞれ延長された。

本格的事業再建資金融資制度の創設(国要望不可)

本格的な事業再建のための復興資金として本格的事業再建資金融資制度の創設を要望したが、認められなかった。ただし、政府系金融機関融資の拡充と復興基金による利子補給

制度の創設により当初の要望は実質的に満たされている。

農漁業関係

漁港施設復旧に関する補助拡充(国要望)

甚大な被害を受けた漁港施設の復旧について、補助制度の拡充ならびに漁業共同利用施設等に対する補助金の上乗せ等、補助制度の特別措置を要望したが、激甚法の適用を受け財政支援が拡大された。

農業漁業施設復旧のための無利子融資制度の創設(国要望不可)

農漁協施設及び農漁業用倉庫等の被害に対する無利子融資制度の創設を要望したが、認められなかった。激甚法の適用を受けたことにより実質的な要望は満たされた。

農業用施設復旧に関する補助制度の拡充(国要望)

農業用施設（ため池、パイプライン、農道等）の復旧について、激甚法の適用等、補助制度の拡充を要望し、阪神・淡路財政特例法により補助の拡充が行われた。

農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設（国要望一部可）

農林水産業環境施設(農業公園等)復旧のための補助制度の創設を要望したが、既存の補助制度である農業農村活性化農業構造改善事業に震災復興関連事業が追加され、農業公園の自然環境活用センターが対象となった。

農地の転用等に関する特例（国規制緩和）

仮設住宅の早期建設や被災農家の復興のため、震災に係る農地の転用等に関する特例等が設けられた。特例の内容は以下のとおりである。

- ・ 農地法における応急仮設住宅建設のための農地転用は許可不要となった。

- ・ 農振除外事務の簡略化及び迅速化がはかられた。
- ・ 復旧のため必要となる施設用地の一時転用に関する許可が不要となった。
- ・ 一時転用時における相続税の納税猶予
- ・ 被災者の農業年金保険料の納付猶予

民活法・F A Z 法

民活法の被災地特例（国自主）

民活法の被災地特例が創設され、以下のような措置が行われた。

建設費に対する補助

通常 5 % であるが、平成 7 年度の国の第 2 次補正予算により通産省所管 20 %、運輸省所管 10 % の補助となり、平成 8・9 年度については両省所管とも 10 % の補助となり、補助率が嵩上げされた。平成 10 年度は通産省所管のみ 10 % 嵩上げが継続された。

建設費に対する N T T 融資比率

第 3 セクターは無利子融資となり、既成市街地の事業では通常融資比率 25 % であるところ、平成 8・9 年度は 50 % の融資比率となり、無利子融資を受けられる枠が広がっている。また、純民間企業は低利融資となるが、融資比率については通常 25 % のところ第 3 セクター同様平成 8・9 年度は 50 % の融資比率となり、無利子融資を受けられる枠が広がっている。平成 10 年度は通産省所管のみ特例が継続されている。

被災地特例の認定事業

以下のような事業が被災地特例の認定を受け建設コストの低減が実現している。

（ただし下記のうち「そごう」に対して建設費補助は交付されていない。）

平成 7 年度

ポートピアホール、神戸国際会館、三宮南地区商業基盤施設（国際会館、交通センタービル、そごう）、神戸国際健康開発センタービル（神戸東部新都心内）

平成 8 年度

神戸港国際流通センター（ポートアイランド内）

平成 9 年度

東部新都心熱供給事業

輸入・対内投資法（F A Z 法）の改正と被災地特例(国自主)

一般制度改正

F A Z 法については、平成 7 年 10 月の法改正により、全国を対象とした制度変更が行われている。主な変更点は以下のとおりである。

第 3 セクターに限定していた要件が撤廃（ただし、固定資産税・不動産取得税が軽減される施設は展示場等の輸入促進基盤整備事業に係る施設に限定）

また F A Z 地区（行政区単位で指定）のなかに、さらに 1,000 h a 程度の「特定集積地区」を指定することを可能にし、特定集積地区内では、輸入促進基盤整備事業に係る施設以外の個々の企業（但し輸入関連の特定の業種に限定）のための輸入貨物流通促進事業に係る施設についても、国税の特別償却等の優遇措置が受けられることとなった。神戸市では、平成 9 年 2 月にポートアイランド（第 1 期の一部、第 2 期）、新港突堤東地区、摩耶埠頭、六甲アイランドの各一部が特定集積地区に指定され、エンタープライズゾーン構想の一部が実現した。

被災地特例

基盤的施設に対し不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）の軽減措置が行われた場合、国が交付税により減収補填措置を講じる（F A Z 地区指定から 5 年以内※ 1）が、F A Z 地区指定の直前 3 ヶ年の財政力が全国平均を上回っている自治体には、減収補填を行わないのが原則となっていた。兵庫県・神戸市に対しては、本来減収補填は行われませんが、震災特例により、平成 10 年 3 月 23 日まで（※ 2）に完成した施設（特定集積地区内の輸入貨物物流促進事業に係る施設については平成 10 年 3 月 31 日までに承認されたもので、承認の日から 5 年以内に設置されたもの）については、平成 8 年 3 月の自治省令改正により、財政力にかかわらず補填の対象とされることとなった。

（注）神戸の場合、本則（※ 1）及び震災特例（※ 2）とも、減収補填の対象となる期限は平

成 10 年 3 月 23 日までであるが、両者とも 2 年間の延長を国に要望している。

起業ゾーン関係

神戸起業ゾーンの設定（市負担軽減）

神戸市復興計画においてシンボルプロジェクトの一つとして位置づけられている神戸起業ゾーン（エンタープライズゾーン）整備構想実現のため、ポートアイランド（第 2 期）に神戸起業ゾーンを設定し、神戸市は神戸起業ゾーン条例を制定する等市と県が連携して進出企業の負担軽減を図り成長産業の集積を図っている。神戸市が実施する進出企業の負担軽減等の優遇措置は以下のとおりである。

「特定事業」を行う成長分野企業に対する優遇

生活文化（ファッション）関連、情報通信関連、国際化関連、集客関連、物流関連の 5 分野を成長分野として、成長分野に属する事業者が事業計画を市長に提出し、認定を受けると「特定事業者」となり、土地、家屋、償却資産に関する固定資産税及び都市計画税の 2 分の 1 軽減（3 年間）が行われる。（神戸起業ゾーンの設定は平成 14 年 3 月末まで）

「中核施設」に対する優遇

基盤性・先導性を有し、又は経済的波及効果の大きい施設で、人材育成、研究開発、情報集発進・交流、市場開拓のコンサルティング、起業のための事業場所の確保等の支援機能を持つ施設、また高度な集客力を有する文化施設・スポーツ施設・レクリエーション施設を中核施設として、その整備を行う事業者が、整備計画を市長に提出し、認定を受けた場合は、中核施設に関する固定資産税及び都市計画税の 2 分の 1 軽減（3 年間土地、家屋、償却資産を含む）、新築・増築時の事業所税の免除、事業所税の資産割額の 2 分の 1 軽減（3 年間）が行われる。

さらに中核施設に対して建設費の 10% 補助（10 億円限度 神戸市 1/2・復興基金 1/2 の負担）、国際ビジネスサポートセンターに入居する特定事業を行う外資系企業について m² 当たり月額 1,000 円の家賃補助（6 年間 全額復興基金負担）、中核施設建設に係る利子補給が行われ、その他、国・県・市による進出のための調査費補助も行われている。これらの支援措置により成長分野企業の早期集積と中核施設の早期立地に役立っている。

神戸起業ゾーンに対する国・県の支援(国・県要望)

震災復興のためエンタープライズゾーンに対する国・県の支援を要望し、神戸起業ゾーンに関して以下のような支援が行われている。

国の支援

民活法の被災地特例、FAZ法の改正による特定集積地区の指定(前掲)が行われたほか、制度面等で以下のような支援措置が行われた。

神戸起業ゾーンに進出する企業に対する補助金(国・復興基金)

オフィス賃料補助

2,500円/㎡・月 限度額年間500万円 3年間の補助が行われる。

対象分野はファッション関連(食品関係を除く)、情報通信関連、外資系企業等のうち指定業種(以下「新規成長産業」という。)

進出のための調査費補助

オフィス賃料補助と同じ分野の企業を対象に、進出のための調査費補助が創設されている。(国・県・市)

国内企業：補助率3/4 限度額300万円

外国企業：補助率11/12 限度額550万円

その他制度面の特例措置とは異なるが、民活プロジェクト基本調査の一環として、国がエンタープライズゾーン基本調査を実施している。

県の支援

FAZ特定集積地区における不動産取得税の軽減

新産業構造拠点地区内での新規成長産業(県内移転を除く)に対する支援措置・不動産取得税の軽減：課税標準の4%を2%に

進出費のための調査費補助(前掲)

企業誘致促進融資制度(県単独融資) 上限 総投資額の80%かつ10億円以内

新産業創造プログラム(県単独、既存制度)の補助率引き上げ

新産業創造キャピタルによる株式・転換社債・ワラント債の引き受け

融資・租税・雇用関係の特例（全般）

産業復旧・復興対策融資制度の特例(全般)

金融対策の特例として産業の復旧・復興対策のため各種の特例措置が設けられ、※の制度については復興基金の利子補給制度も対応している。

主なものは以下のとおり

- ・ 既往公的融資の償還期限の猶予等（県・市）
- ・ 政府系金融機関の災害復旧融資の制度拡充※
- ・ 災害復旧特別融資の新設（前掲）※
- ・ 災害復旧関係高度化資金貸付の拡充（前掲）

償還期限の延長と融資条件の拡充

- ・ 中小企業信用保険法の特例等（阪神・淡路財政特例法による）
- ・ 兵庫県の中小企業融資制度の拡充
- ・ 神戸市中小企業融資制度の拡充

無担保無保証人融資及び小規模事業資金融資の限度額引き上げ

（平成 7 年 11 月）、融資期間の延長等（平成 9 年度から）等

経済変動対策資金融資の限度額引き上げ（平成 8 年度から）

経営指導と一体になった事業再開等資金融資の創設（後述）※

産業復旧・復興対策租税面の特例(全般)

租税面の対策として産業の復旧・復興のため各種の特例措置が設けられた。

主なものには以下のようなものがある。

- ・ 国税関係
 - 法人税の繰り戻し還付
 - 被災代替資産等の特別償却
 - 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例
 - 土地譲渡益の特別控除
 - 登録免許税の免除
 - 印紙税の特例

被災土地等に係る地価税の軽減

株式会社の最低資本金引き上げの猶予期間の延長に伴う租税特別措置法の措置

法人の利子・配当に係る所得税額の還付

震災に係る諸費用の法人税の取り扱い

- ・ 地方税関係(国の法令によるもの)

雑損控除の特例

被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして取得した家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の特例

土地区画整理事業に伴う不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置

法人関係税の中間申告に係る特例

- ・ 地方税関係(神戸市税条例・同施行規則による措置)

災害減免通達における所得要件の引き上げ

土地にかかる固定資産税・都市計画税の旧市街地における特別減免(平成7年度・8年度)

事業所税の建替減免(平成12年3月取得分まで)

再建された小規模の店舗、事業所等の敷地に係る固定資産税、都市計画税の軽減(平成10年度から12年度) これは東灘区から須磨区までのうち市街化調整区域及び須磨区北部を除いた区域を対象に震災後新築された小規模の店舗、事業所等(延床面積150㎡以下)の敷地のうち50㎡部分に係る固定資産税、都市計画税の3分の1の軽減が行われる。

法人市民税の軽減(平成10年4月以降に終了する事業年度から適用)

法人市民税「均等割」の税率引き下げ、中小法人の法人税割の軽減

雇用関係の震災特例(全般)

神戸市は労働行政に関する権限を有していないが、権限を有する国、県により震災に対応して主として以下のような雇用関係の特例措置が行われた。

- ・ 公共事業への被災失業者の就労促進措置

「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」が制定され、比較的簡易な仕事に一定割合（40％）の被災失業者の雇用が義務づけられたが、対象が職業安定所の紹介によるものに限られたものであり、法律の罰則規定もないものとなっている。

- ・ 雇用保険の失業給付受給期間の延長 最長 300 日が 360 日に延長
- ・ 雇用調整助成金の特例(平成 10 年 1 月 22 日まで)
業種限定の撤廃、特定不況業種等以外の業種についても特定不況業種並みの補助率となり、さらに復興基金により独自に支給率が嵩上げされた。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の特例(平成 10 年 1 月 22 日まで)
被災離職者を雇用した場合も対象とすることとなり、さらに復興基金により独自に支給率が嵩上げされた。
- ・ 離職者生活安定資金貸付金融資制度の創設(県単独制度 平成 8 年度より)
- ・ 被災者雇用奨励金の支給(平成 7 年度から平成 10 年度まで)
被災者を平成 7 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日の間に新たに雇い入れ、常用労働者として 6 ヶ月以上継続して雇用した事業主に対し労働者 1 人当たり 50 万円を支給する制度が復興基金の事業として創設された。

大店法

大規模小売店舗法の特例(国自主)

中小小売事業者の保護を目的として大規模小売店舗の営業時間等の規制を行う大規模小売店舗法の適用について震災特例が設けられ、営業時間等の制約についての緩和が行われた。

平成 7 年 10 月 16 日までの仮設店舗営業は臨時営業として扱うこととなり大店法の対象外となった。また平成 8 年 1 月 16 日までの閉店時刻の繰り下げ、休業日数の削減についてはいわゆる「おそれなし届出」として取り扱われることとなった。

商工業復興支援

商店街・小売市場の共同仮設店舗設置補助(市負担軽減)

被災した商店街・小売市場では一日も早い営業再開を望む声が強く、事業者の早期立ち上がりを支援し、地域の物資の安定供給に資するため共同仮設店舗の建設費の一部を補助する制度が創設された。1店当り 20 m²まで、3.3 m²当り 20 万円までの建設費が対象となり、補助率 1/4 以内、建設の場合 1,000 万円、リースの場合 500 万円を上限として実施された。(期間 平成 7 年 7 月 31 日までに申請があったもの)

県・神戸市緊急災害復旧融資制度の据置期間及び償還期間の延長(国要望、県・市負担軽減)

平成 10 年 3 月以降に本格的な返済が到来する県・神戸市の緊急災害復旧資金融資の据置期間及び償還期間がそれぞれ 3 年から 4 年、10 年から 11 年に延長され、さらに利子補給を受けている企業のうち市民税の法人税割又は所得割が課税されていない企業に対しては、復興基金による利子補給も 1 年延長されて 4 年となった。

経営指導と一体になった事業再開等資金融資の創設(市負担軽減)

被災小規模事業者のうち、事業未再開の事業者及び勤務企業の被災により離職を余儀なくされ新たに事業を開始しようとする者を対象に、資金融資と経営指導が一体となった支援制度が創設された。融資限度額 1,000 万円、年利 2.2%、3 年間の据置で 10 年償還が条件となっている。これについても事業再開者は事業所が、新規開業者は住居がそれぞれ全半壊等の場合、復興基金による 3 年間の利子補給が予定されている。

本格復興促進支援事業の創設(市負担軽減)

震災で大きな被害を受け、産地集積の分散等の外的要因により本格復興ができない全半壊の被害を受けた中小企業者が特定の県・市制度融資、政府系金融機関貸付を利用した場合に、現行の利子補給制度 2,000 万円とは別枠で、復興基金により 2,000 万円以内を限度として、2.5%以内の利子補給を 3 年間行い、本格復興を促進する制度が創設された。

民間賃貸工場に入居する企業に対する家賃補助制度の創設(市負担軽減)

企業の集積回復・技術力強化のため、神戸市が復興支援工場を建設する一方で、民間賃貸工場に入居する企業に対する家賃補助制度が創設された。震災時点に入居していた工場が震災により滅失し、平成9年12月31日までに民間賃貸工場に入居し、かつ入居した民間賃貸工場の月額家賃が1,500円/㎡より高額である場合に月額300円/㎡・対象面積100㎡を限度とした補助が行われる。

商店街・小売市場におけるイベント費用助成の創設（市負担軽減）

地域のにぎわいづくりや集客拡大・小売商業活性化に向けて、商店街・小売市場の団体が行うイベントの開催経費を50万円を限度として1/2補助する制度が平成9年10月より創設されている。(適用期間 平成9年10月1日から平成11年3月31日)

本設店舗再建のため商店街・小売市場の団体が実施する仮設店舗撤去費補助の創設（市負担軽減）

商店街・小売市場の団体が本格的な再建にあたり、仮設店舗を撤去する場合に撤去費の一部を補助する制度が創設されている。㎡あたり1万円以内が対象となり、補助率1/4以内、上限33万円の制度で平成9年10月より創設されている。

(適用期間 平成9年10月1日から平成12年3月31日)

空き地・空き店舗を賃借してイベント広場等を整備する場合の賃借料補助の創設（市負担軽減）

商店街・小売市場の団体が空き地・空き店舗を利用してイベント広場を整備する場合にその賃借料を補助する制度が創設されている。補助率は4分の1以内で、上限75,000円/月、補助期間5年以内であるが、別途復興基金からの補助が（補助期間2年間以内・補助率1/4）が上乗せされる場合がある。

適用期間

(神戸市の補助制度：平成9年10月1日から平成12年3月31日までの期間に賃貸した

ものを対象)

(復興基金の補助制度：平成9年から平成13年まで)

商店街・小売市場の共同化・業態転換等支援制度の拡充(市負担軽減)

商店街・小売市場の団体が店舗の共同化を進める場合に事業に参加しない退店者に対して団体から交付金が支払われる場合が多い。その交付金の費用負担が大きく、共同化に向けての早期の合意形成が難しい状況にあった。このため組合が退会者に支払う交付金等に充当する政府系金融機関等からの借入れに対して復興基金からの利子補給が実施されているが、この他に旧来の市場方式から共同化してセルフ販売方式への業態転換によって再建した小売市場運営のために、店長等ノウハウを持った人材を確保する経費を補助する共同店舗マネジメント助成や、ネットワーク化推進に関する研究・企画立案を補助する小売市場ネットワーク化支援が新たに創設された。

(共同店舗マネジメント助成 期間：平成9年10月1日から平成11年度末まで)

(小売市場ネットワーク化支援 期間：平成9年度)

神戸港関係

港湾施設使用料の減免(市負担軽減)

神戸市港湾施設条例に基づき上屋等の港湾施設については、使用料を徴収している。この使用料は施設の利用にかかる対価であり、被災した施設の復旧が完了した上で、使用された場合は使用料を徴収するのが基本となる。今回の震災では被害が甚大であり、神戸港全体の物流機能が低下していること、施設の復旧状況、神戸港振興対策上、業界の復興支援を図ること、事業者の負担能力等について考慮し、以下のような港湾施設使用料減免が行われた。

- 上屋、ふ頭用地、起重機、冷凍コンテナ用コンセント、旅客乗降用渡橋、フェリー用可動橋、事務室、貯木場及び運河等

使用可能となった日から平成7年9月30日 30%減額

平成7年10月1日から平成8年3月31日 15%減額

平成8年4月1日から平成8年12月31日 10%減額

- 岸壁及び物揚場使用料

港湾施設を優先して使用する場合に徴収されていた優先使用料について、施設が使用可能となった日から平成9年3月31日まで免除された

- 荷さばき施設付岸壁の取扱い。

上記の期間中、荷さばき施設付岸壁の使用料は適用せず、料金の安いふ頭用地使用料が適用された

これらにより神戸港利用者の負担が軽減され、業界の復興支援となった。

神戸港の使用料体系見直し等による負担軽減（市負担軽減）

神戸港の国際競争力を維持し、港勢拡大を図って復興を進展させていくため、以下のような港湾施設使用料体系の見直しが行われた。（平成9年5月実施）

- 一般使用上屋の滞貨料徴収廃止と届出義務等の廃止

一般使用上屋については、46日以上長期滞留貨物につき滞貨料が課されていたが、これが廃止された。それに伴い貨物の搬入・搬出の報告義務の一部廃止及び長期滞留貨物に関する事項の届出義務が廃止された。これにより利用者の経済的負担の軽減と報告等の事務が軽減された。

- 岸壁等使用料の体系見直し

1. 優先使用料廃止

用途別の指定岸壁等を使用する際に適用される優先使用料（一般使用料の5割増）については、震災後、免除されていたが、使用料体系の見直しが行われ最終的に廃止された。これにより利用者の経済的負担が軽減された。

2. 岸壁等使用料体系変更（12時間制導入）

岸壁等使用料算定の基礎となる基準単位が24時間から12時間に変更された。

3. 2時間未満の短時間係留船に適用する時間単位の改正

2時間未満の短時間係留船に適用する時間区分が30分未満1トン毎3,35円から1時間未満1トン毎3,35円に改正された。

これらの現実の利用形態に見合った体系見直しにより利用者の負担が軽減されるとともに、により使いやすい料金体系となった。

港湾施設の使用許可申請の簡略化（市手続き簡略化）

官民一体となった国際競争力強化に取り組むため、平成8年5月に神戸港復興推進協議会が組織され、事務手続きの簡素化等ポートサービスの向上が検討されている。その中で事務手続き簡素化の第1歩として神戸市の所管する港湾施設の使用許可書等について、従前は持参しか認められていなかったところ、平成8年11月よりFAXによる申請が認められた。

FAXによる申請が認められた申請書等

入出港届、岸壁使用許可申請書、上屋一般使用許可申請書、ふ頭用地許可申請書、起重機一般使用許可申請書など神戸市港湾整備局の計22種類

また神戸港埠頭公社や神戸港関係の国の機関の所管事項についてもFAXによる申請が認められた。

財団法人神戸港埠頭公社

- ・岸壁等目的外利用承認申請書

法務省大阪入国管理局神戸支局神戸港出張所

- ・入港通報、入出港届、乗客名簿、乗員名簿

大蔵省神戸税関

書類のFAXによる仮受付

- ・入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表、乗組員氏名表等

船積確認事務の簡素化

輸出貨物及び積戻し貨物に係る船積関係書類の呈示については、減免戻税等一部の貨物に限定された。

書類の記載内容訂正事務の簡素化

入出港関係書類の記載内容の変更については、従前は全て書類を作成し直して申請する必要があったが、権限ある代行者の責任者の署名又は押印による訂正が認められた。

運輸省神戸海上保安部

提出書類の簡素化

申請書類の様式の統一

停留場所指定願、船舶の移動届・許可申請書、夜間入出港許可申請書について、

統一された様式による申請が可能となった。

係留施設使用届

複数の船舶に係る届出を一括して行うことが可能となる。従前は船舶ごとに1枚作成していたものを代理店がまとめて複数の船を一括して届け出ることが可能となった。

大型船舶の民間係留施設等利用時の届出義務の廃止（市手続き緩和）

大型船舶が民間係留施設に係留する場合または民間のドックや船台に出入りする場合は神戸市に届け出る義務があったが、この届出義務が廃止され係留施設使用届、入手きょ届が廃止された。これにより利用者の事務量が軽減された。

係留施設の使用許可申請書の様式の統一（市手続き簡略化）

係留施設の使用許可申請に関しては、岸壁・ドルフィン・けい船浮標、一般使用・優先使用、荷さばき施設付岸壁使用など許可申請書の様式がそれぞれで異なっていたが、申請書様式の統一が行われ、係留施設等使用許可申請書に一本化された。利用者の事務量が軽減された。

情報化の推進（市手続き簡略化）

日本の港湾は、諸外国の港に比べ遅れている情報化を進めることが課題である。このため、運輸省と八大港湾管理者が共同して、平成8年度・9年度の2ヶ年にわたり「港湾管理者に係る各種手続処理のEDI化推進検討調査」が行われており、入出港関連手続及び港湾統計の平成11年度からのEDI化を目指している。神戸港としても、この動きを踏まえ、EDI化に対応した港湾管理者システムを平成11年秋の稼働を目処に開発し、入出港手続以外のEDI化も進めている。

（注）EDI化とは複数の企業や官公庁の間で、取引手続情報を広く合意された標準的な規約に基づき、コンピュータ間で交換することにより、業務の効率化・省力化・ペーパーレスを実現しようとするものであり、利用者の申請事務の負担軽減により

より使いやすい港となることが期待されている。

強制水先制度の見直し（国要望）

1 水先人

水先人は3,000GT以上の船舶での船長経験が3年以上で、水先人試験の合格者に与えられる国家資格である。大型船舶の出入港時に船に一時的に乗り込み、港内を安全に効率よく航行できるよう操船を指示している。

2 強制水先制度

水先人を義務づける強制水先の制度があり、法的根拠である水先法によれば以下のよう規定されている。

水先法第13条1項（強制水先）

次に掲げる船舶の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人を乗り込ませなければならない。

- 1 日本船舶でない総トン数300GT以上の船舶
- 2 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する300GT以上の日本船舶
- 3 前号に掲げるもののほか、1,000GT以上の日本船舶

水先法施行令第2条

法第13条1項の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港及び水域の名称及び区域－横浜区、横須賀区、神戸区、佐世保区、那覇区、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区、関門区

ただし、水先法第13条2項で例外規定が設けられている。

水先法第13条2項（強制水先）

前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定めることができる。

水先法施行令第3条

法13条2項の政令で定める港又は水域－東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区、関門区

水先人を乗り込ませなければならない船舶－10,000GT以上

強制水先の設定は、昭和24年の水先法制定時に神戸港、横浜港の外貿港、米軍船舶が使用していた横須賀港、佐世保港が制定され、沖縄の日本返還時である昭和47年に那覇区が設定された。(300GT以上)

その後、昭和40年代における船舶の大型化や海上交通量の増加のなかで、昭和49年に発生した東京湾での衝突炎上事故を契機に、昭和52年から昭和60年まで順次設定されている。(水先法施行令第2条による)

3 強制水先制度の現状

強制水先区の対象船舶の違いから、同じ湾内の港に同一船舶が出入りするにもかかわらず、水先人の乗船が必要な場合とそうでない場合とが生じている。例えば1,000GTの船舶が大阪港へ入港すれば水先人が不要であるところが、同じ大阪湾内の神戸港に入港すれば水先人が必要となり、水先料等の料金が別途必要となってくる。

4 神戸市の要望

阪神・淡路大震災を契機に神戸港の港湾管理者である神戸市から大阪湾内での強制水先対象船舶基準のアンバランスの是正を求める「神戸港の強制水先対象船舶の見直し」の要望が平成7年9月21日に運輸省に対して出された。

外国船舶協会神戸支部及び神戸港船舶代理店業者等から国に対しても同様の要望書が出ている。

5 運輸省の検討と見直しの実現

運輸省はこれらの要望を受けて水先問題検討会を設置し、平成8年度に入出航等航行援助業務に関する調査を実施し、神戸港と大阪港をモデルに、交通量のほか、港湾の地形、潮流の変化、水先人や各船舶の操舵能力などのデータを収集している。運輸省は平成9年7月には海上安全船員教育審議会水先部会に諮問し、その下に設置されている水先区の設置等に関する検討会の場で、見直しの検討が行われた。平成10年3月26日に神戸港で300GT以上となっている船舶基準を10,000GT以上に緩和する等の内容の答申が出された。これを受けて運輸省は関係規定の改正を行い、平成10年7月から基準の見直しが実施される予定である。強制水先は、大阪湾内においては同一基準となり、神戸港の利用コストが低減され利用促進による神戸経済の活性化が期待される。

神戸港内の国有普通財産借受料の減免（国要望）

神戸港内にある国有普通財産の土地については、港湾管理者である神戸市が国より借受け、神戸市が民間事業者に貸付けている場合がある。震災に伴い、神戸港の機能が十分に機能していないことにより、港湾事業者の経営が困難になるため、国有普通財産借受料の減免を国に要望し認められた。平成7年1月17日から平成8年12月31日までの期間が借受料の貸付期間に不算入という取扱いとなり、その期間の借受料が免除された。

神戸港内の国有普通財産借受料の減額改定（国要望）

平成9年度は上記の国有普通財産借受料の改定時期に当たっていたため、地価の下落や港湾機能面からみた利用価値、収益性が反映されるよう、借受料の減額を国に要望し、認められた。借受料の見直しが行われた結果、借受料が全体平均で平成8年度価額の79.7%に引き下げられた。

神戸港内の土地等の賃貸料震災減免（市負担軽減）

神戸港を支える民間事業者支援のため、平成6年度から平成8年度にかけて以下のような賃貸料減免措置が行われた。

① 平成6年度

平成7年1月17日から3月31日まで全額免除

② 平成7年度

市有地：43.4%減額

国有地：転賃料全額免除で、市有地との均衡を図るため転賃料の43.4%減額に相当する額を港湾機能維持分担金として徴収

③ 平成8年度（平成8年4月1日から12月31日まで）

市有地：27.7%減額

国有地：転賃料全額免除で、市有地との均衡を図るため転賃料の27.7%減額に相当する額を港湾機能維持分担金として徴収

水域占用料の減免（市負担軽減）

港湾用地の使用料同様神戸港復興支援策として、水域占有料についても減免措置が講じられた。水域利用の性格上、土地の利用と類似していることから、港湾機能用地の賃貸料の減額率に準じた減免が行われた。

増改築承諾料の免除・減額（市負担軽減）

民間事業者が神戸港内の市有地上に倉庫等の建物を所有している場合、その増改築に当たっては市に増改築承諾料を支払うこととなっている。震災特例として、震災により滅失・損壊した市有地上の建物につき、新たに建物を建築し又は修繕する場合については半壊・半焼以上のり災証明がある場合は増改築承諾料全額免除、一部損壊については20%の減額が行われている。民間事業者の施設再建に必要な経済的負担が軽減された。

市有地賃貸料の減額改定（市負担軽減）

民間事業者に貸付ける市有地の賃貸料が見直され、平成9年4月より減額改定された。ポートアイランド1期14.6%、六甲アイランド2.5%、それ以外の地区5.0%の減額改定となり平成11年度末までの期間減額した賃貸料が適用される。

国有地賃貸料の減額改定（市負担軽減）

市有地同様国有地を神戸市が国から借り受け、民間事業者に転貸する場合についても民間事業者支援のため賃貸料が見直され減額改定された。市有地と異なり期間は平成9年4月から平成10年度末までとなっている。

これらの賃貸料減免や減額改定等の民間事業者の負担軽減措置は、民間事業者の経済的負担の軽減となり、神戸経済の早期復興に役立つことが期待されている。

災害復旧に係る補助率の嵩上げ（国要望）

神戸市が管理する公共岸壁や臨港交通施設（道路や新交通システム）の復旧については「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に定める国庫補助対象施設であるが、施設の大部分が被災し、巨額の費用が必要であることから国に補助率の嵩上げを要望し認められた。阪神大震災が激甚災害に指定され、激甚災害の場合の国庫負担率の算定方法が適用され、91.8%の高率の国庫補助により災害復旧が行えることとなり、神戸市の財政負担が軽減された。この対象施設は防波堤、公共岸壁、臨港交通施設、海岸保全施設等が該当している。

災害復旧事業の補助対象の拡大と一般会計からの繰出し制度の創設（国要望）

神戸市が管理する施設であっても従前は国庫負担法による補助対象となっていなかった施設についても港湾管理者の負担できる額をはるかに上回る復旧費が短期間に必要となることから国の財政支援を要望している。メリケンパーク等の港湾緑地や摩耶埠頭等に設置されていた公共コンテナクレーンについて補助要綱が制定され、50%の国庫補助が認められた。

また他の地方公営企業会計と同様に、上屋、埠頭用地等の災害復旧費について一般会計からの繰出し制度が創設された。公営企業災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債の発行が認められており、一般会計にたいするその財源対策としては、一般単独災害復旧事業債の元利償還金の一部（算入率 47.5%から 85.5%）に対し地方交付税措置が行われることになっている。

埠頭公社関係の財政支援（国要望）

神戸港埠頭公社が管理・運営する施設については、従前は災害復旧補助の対象とはなっていなかったが、公社埠頭の重要性、公共性から国等の財政支援を要望し、震災に対応する特別立法である阪神・淡路財政特例法において公社施設の災害復旧事業に対しても、以下のように公共施設に準じて国等の補助及び貸付が措置されることとなった。これにより公社埠頭の早期復旧及び岸壁の耐震性の向上を図ることが可能となった。

- ① 外貿埠頭、フェリー埠頭の岸壁部分の災害復旧事業（自己資金分を除く）
国の補助金 10 分の 8 港湾管理者（神戸市）の補助金 10 分の 2
- ② ヤード、上屋、クレーン等の機能施設の災害復旧事業（自己資金分を除く）に対する無利子貸付等
- ③ 公社に対する国及び港湾管理者からの既無利子貸付金の償還期限の延長
平成 7 年度より外貿事業会計 10 年、フェリー事業会計 5 年

復旧・復興のための埋立免許短期取得（国要望）

震災で被災した市街地のビル等で大量に発生するコンクリートガレキの受入れ地を神戸港内に確保する必要があり、震災に対応して改訂された平成 7 年 2 月の神戸港港湾計画に基づき埋立免許を早急に取得する必要があった。また岸壁等の港湾施設の復旧工事に伴って発生するガレキや残土の処分地も緊急に必要であった。そのため埋立免許の早期取得を国に要望し、特例的に手続きが短縮され、ガレキ受入れのための埋立免許が短期間で取得できることとなった。これにより六甲アイランド南の北側緑地及び摩耶埠頭は平成 7 年 3 月 31 日に新港東地区は平成 7 年 6 月 15 日に免許が取得された。これにより神戸港内の 3 つの水面で神戸市内で発生したコンクリート系のガレキの全量を処分することが可能となり、市街地と神戸港の早期復旧に役に立った。

民有護岸の復旧支援（国要望）

民有護岸も震災では大きな被害が発生したが、公共土木施設の復旧対象事業ではないため、支援策を国に要望した。護岸復旧工事が日本開発銀行による低利融資制度の対象となり復興基金の利子補給も行われることとなった。

東部第 2 から第 4 工区の民有護岸については、一体的防潮機能を有することから国等に対し復旧方法につき要望した結果、以下のような方法が採られた。護岸の各所有者が原形復旧を行い、護岸の公共帰属（寄付）を受けて、防災機能を強化するために公共施工による高潮対策事業が実施されることとなった。実際には、原形復旧工事及び高潮対策工事は神戸市が合併施工を行い、護岸所有者は原形復旧工事費相当額を負担する形となった。東部第 3・第 4 工区についてはこの方式が導入された。

これらの融資面や復旧方法について支援措置により民有護岸の早期復旧が促進された。

港湾運送事業者等復興支援利子補給制度の創設（基金要望）

当面の運転資金の必要がある港湾運送事業者と海上コンテナ輸送事業者を対象に経済変動対策資金融資（県・神戸市制度）に復興基金による利子補給制度が創設された。

借入当初3年間 利子補給対象限度額 2,000万円 2.5%の利子補給

民有海岸保全施設災害復旧融資利子補給制度の創設（基金要望）

民有海岸保全施設は国土保全機能を有している公共性の高い施設であるため、早期復旧を促進するため日本開発銀行の低利融資に対し、融資額全体にかかる利子のうち、5年間、年1.0%の利子補給が復興基金により行われることとなった。

消防・危険物関係

消防設備士免状及び消防設備点検資格者免状の再交付手数料の免除(国自主)

震災により滅失、破損等をしたため消防設備士免状及び消防設備点検資格者免状の再交付申請を行った場合の再交付手数料が免除された。これにより経済的負担なく再交付が受けられた。

消防関係資格証の再交付手数料の免除（市負担軽減）

震災により紛失等した防火管理者証、消防警備業務技能認定証、防災教育担当者の証につき再交付手数料が免除された。これにより経済的負担なく再交付が受けられることとなった。

ゴム糊製造工場における一般取扱所の基準緩和（市規制緩和）

神戸の地場産業であるケミカルシューズにおいては靴底を貼り合わせるためのゴム糊を

扱う事業所が多数ある、震災前はゴム工場の特殊性を考慮し、特例適用して運用している時期があった。震災により事業所が建物の損壊や火災等により大きな被害を受けたが、施設を政令基準どおりに設置するのが困難な状況にあり、ケミカルシューズ産業の復興促進のため新たなゴム糊製造工場における一般取扱所の特例基準が定められた。これにより一般取扱所の範囲を攪拌機及び糊引き機との間を開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、それを別件とすることができるなどして小規模な事業者が事業を再開することができるようになった。

神戸市火災予防条例に基づく届け出対象物質の対象緩和（市規制緩和）

消防法では消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として圧縮アセチレンガス等が指定されているが、神戸市ではそれ以外にも特に必要な消防活動阻害物質についても火災予防条例により届け出を義務づけている。火災予防条例により届け出が必要な指定物質について事務の簡素化や規制緩和の観点から見直しが行われ、行政機関相互で情報入手可能なものや消防活動に特に支障とならなくなったものについて、届け出の対象から除外する措置が行われた。これにより届出者の負担が軽減された。

また神戸港湾地域のうち消防長が指定する区域に 10 日以内に限り指定数量未満の危険物を屋外で貯蔵する場合は、届け出が免除されることとなり、事業者の負担軽減と物流の効率化が図られ神戸港の復興に役立つことが期待されている。

第5部 その他

歳入欠かん対策等

地方税の減免による減収補てん対策の特例(国要望)

激甚災害が発生した場合には歳入欠かん債の発行が認められているが、その発行年度は災害対策基本法に定めるところにより従前は災害発生年度に限られていた。今回は災害の広域性、被害の甚大性から震災後に行う地方税の減免による被災自治体の減収対策として以下のような特例措置が設けられた。

阪神・淡路財政特例法に特例規定が設けられ、災害発生年度である平成6年度のみでなく、平成7年度においても歳入欠かん債の発行が認められた。

都市計画税及び事業所税が新たに歳入欠かん債の対象税目に追加された。

地方税の減免等による減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行が許可された。またその元利償還金について従来は57%が特別交付税措置されていたところ、市町村は75%、府県は80%に上げられた。

災害清掃費（ガレキ処理）に関する交付税措置の特例（国要望）

阪神大震災では、被災家屋の解体撤去も含め全額公費負担となった。事業費の2分の1が国庫補助となり残り2分の1の地方負担分について災害対策債が充当される。その元利償還金について従来は57%が特別交付税措置されていたところ、95%に上げられた。

災害救助事業に対する財政特例（国要望）

災害救助法に基づく埋葬や仮設住宅建設等の事業に要した費用につき、従前は国庫負担は2分の1以上で、事業量／標準税収入に応じて措置され、地方負担に対する特別交付税として災害救助費の40%が措置されていた。阪神大震災の場合、特例として国庫負担は10分の8以上となり、地方負担の全額について災害対策債が充当され、その元利償還金についても95%が特別交付税により措置されることとなった。

補助災害復旧事業債の対象範囲の拡大（国要望）

補助災害復旧事業債の従前の対象事業は公共土木施設（河川、道路、港湾等）、農林水産業施設（かんがい排水、農林道等）、公立学校施設、都市施設（街路、公園等）に限られていた。阪神大震災では激甚法、阪神・淡路財政特例法適用対象事業を補助災害復旧事業債の対象とし、対象事業の拡大が行われた。対象拡大事業は社会福祉施設（県の市町村・社会福祉法人に対する補助を含む）、社会教育施設（図書館、体育館等）、阪神・淡路財政特例法対象事業（庁舎等の公用施設を除く）となっている。

単独災害復旧事業債の交付税措置率引上げ及び対象範囲の拡大（国要望）

単独災害復旧事業債の元利償還金に対しては、従前は28.5%から57%が普通交付税措置されていた。阪神大震災では元利償還金の47.5%から85.5%がする普通交付税措置されることになり、算入率が引上げられた。また阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民鉄に係る地方公共団体からの補助金及び公営企業災害復旧事業一般会計繰出金が対象事業に加えられた。

地方公営企業に係る財政措置の特例（国要望）

地方公営企業の災害復旧に要する経費については、阪神・淡路財政特例法による国庫補助の創設や嵩上げが行われているが、施設の早期復旧・企業経営の安定を図るため一般会計からの特別の繰出し制度が設けられ、その繰出金の財源として上記のとおり単独災害復旧事業債の発行が認められた。

普通交付税算定における震災特例（国要望）

震災による人口急減のため従前の方式で普通交付税交付金の額を算定すると人口要素の比重が高いため大幅な減少となる。被災自治体の財政状況がさらに悪化するため平成2年から平成6年の9月末住民基本台帳人口の伸び率により算出した推定人口と平成7年国勢調査人口をもとに急減補正係数を算出することにより普通交付税の算定が行われた。また

平成8年度において「小・中学校の児童・生徒数の急減に関する特例措置による増加需要額」の態容補正係数への加算も行われている。

阪神・淡路大震災復興基金に対する支援措置（国要望）

震災による被災者の救済と自立支援、被災地域の総合的な復興対策を、長期・安定的、機動的に進めるため兵庫県と神戸市により財団法人 阪神・淡路大震災復興基金が設立された。出資金・貸付金の財源については、地方債の発行が認められ、その一部分についてはその利子の95%について普通交付税により措置されることとなった。

阪神・淡路大震災復興宝くじの発売（国要望）

被災地における災害対策事業の財源に充てるため宝くじの発売が認められ、平成7年4月に阪神・淡路大震災復興宝くじが発売された。その収益金が兵庫県と神戸市により復興基金に交付されている。その後平成8年7月に阪神・淡路大震災復興協賛宝くじが発売され収益金の一部が兵庫県及び神戸市の復興事業の財源に充てられた。

震災復興事業用地の先行取得事業に関する交付税措置の特例（国要望）

一定の要件に該当する公共用地の先行取得事業に対して発行される公共用地先行取得債に係る金利負担の一部（2.5%相当）について普通交付税により措置されることとなった。これにより震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進するための用地先行取得に対する財政負担が軽減された。

特別交付税の優先配分（国要望）

特別交付税が阪神大震災の災害対策等に優先して配分された。

他都市応援経費に対する特別交付税の特例（国自主）

他都市からの災害応援に関し、旅費、手当、宿泊費等について応援都市に対し特別交付税措置が行われた。今回の震災では他の自治体からの大規模な応援があり、その経費を被災自治体が負担する必要がなくなったことにより財政負担が軽減された。

用地取得

公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用緩和等（国自主）

公共用地の取得に伴う損失補償に際し、震災前に口頭により合意をみたものや震災により全壊した既契約の建物の補償等通常想定されていないケースについて以下のような特例による運用基準の緩和等が行われた。

① 契約成立・履行義務等について解釈の緩和

通常の契約事務においては、契約行為を書面にて表し、契約書を交わした時点で有効として取り扱われている。特例として用地交渉において、口頭による合意をみたものについても契約成立として処理が行われた。また予算措置がなされていないものについても、覚書等を交わし、翌年度の正式契約とされた。

通常時の物件移転補償契約では、既契約であっても、起業者の責に帰さない事由により補償対象物件が滅失・毀損した場合は、減額又は補償しないとしている。

震災により全壊（全焼）した既契約の建物について補償額の減額は行われなかった。ただしガレキの撤去は補償を受ける側の処理とし、公費解体の場合は減額の変更契約が行われた。

補償時点において毀損している未契約建物について、別に定めた「被災度判定基準」により補償費相当額を減額して補償が行われた。

通常は買収時点で更地の場合は、土地代金のみを支払うこととなっている。

被災建物の再建促進のため、買収時に更地であっても、従前が建物敷地の場合は、移転雑費（移転先の土地の選定、登記に要する費用、建物滅失登記費用、就業不能補償）が補償された。

神戸市不動産評価審議会事務処理要領の改正による緊急対応（市手続簡略化内部）

不動産に係る買収・売却・賃貸借等の価格については、神戸市不動産評価審議会に諮問し、評価額の答申を得て、市長決裁により決定することとなっている。

震災後の非常事態に対応するため不動産評価審議会事務処理要綱が改正され、災害等により同審議会が開催不能の場合において不動産の緊急な取得・処分及び賃貸借が必要なときは、付議を省略し、執行直後の審議会に報告を行う特例措置が設けられた。これにより震災直後から継続案件や震災直後の緊急案件について対処することができ、震災復興に係る事業用地や仮庁舎等を緊急に確保することに役立っている。

租税関係全般

震災に対応した租税軽減措置（国要望）

災害による被災者に対する対応策として、国税に関しては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（災害減免法）、国税通則法、各種税法により、また地方税に関しては、地方税法、災害減免に関する自治省通達、条例等により、従前から一定の制度が用意されていたが、今回の震災は既存の制度では対応できない大規模なものであったため神戸市も以下のような要望をおこなっている

- ・市県民税・所得税の減免基準の所得要件大幅引き上げ
- ・所得税の平成6・7年分、地方税の平成6・7年度分についての減免対象化
- ・歳入欠かん債の発行年度の延長と事業所税・都市計画税の減免についての発行対象化
- ・歳入欠かん債に対する交付税措置の拡充
- ・住宅が倒壊した住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置
- ・建替え後の新築家屋の固定資産税軽減措置の拡充と都市計画税の軽減措置対象化
- ・固定資産税に関する既存の災害減免に加えての特別の減免措置

これらの要望や自主的な対応により以下のような税制上の対策が行われた。

震災に対応した租税特例（国要望・市負担軽減）

1 既存制度又はその改正による対応

① 納期限等の延長

被災者が期限までに申告等を行うことが困難であることを考慮して、国税・地方税

の納期限の延長が行われた。神戸市税の納期限はその性格上国税の期限と合わせる必要があったが、法人市民税以外の税目の納期限に関しては、個人市(県)民税の特別徴収を除き平成7年5月26日までは実質的な徴収猶予が行われた。

② 雑損控除適用の特例

所得税及び市県民税は、災害による損害額は雑損控除として、災害が発生した年の所得から控除されるが、震災が1月17日発生で、平成6年中の所得税の確定申告及び平成7年度分個人市県民税の申告期限前に発生したことやその規模等を考慮して、平成7年2月20日阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の成立等により、平成6年分所得に対しての適用も選択できる特例措置が設けられた。

③ 災害減免

国税における災害減免法及び地方税における自治省通達における条例等により、被災者に対する減免措置が従前より制度としてあったが、各種の震災特例や制度改正が行われた。

2 阪神大震災に係る臨時特例及び新設措置

既存制度の適用や拡充による対策に加え、国税、地方税を通じた税制上の対応措置が国においてとりまとめられ、並行して神戸市においても様々な措置が創設され対応が図られている。

① 国税

国税に関しては、平成7年3月27日に阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律が改正され、阪神大震災に限り、以下のような新たな措置がとられた。

被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

- ・住宅取得促進税制の特例
- ・財形住宅(年金)貯蓄の遡及課税等の特例
- ・法人税の繰戻還付
- ・法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
- ・被災土地等についての地価税の減免

被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

- ・住宅資金貸し付けを受けた場合の課税の特例
- ・被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
- ・事業用資産の買替特例
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・土地譲渡益課税の特例
- ・登録免許税・印紙税の特例

その他

- ・指定寄付金の対象の拡大
- ・消費税の届出書の提出期限の特例

② 兵庫県税

平成7年3月27日の地方税法改正に伴い以下のような措置が採られた

- ・県民税利子割の還付
- ・復興区画整理事業における一定の不動産の取得に対する不動産取得税非課税措置

その他に個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税(兵庫県税)の災害減免も特例措置が設けられた。

③ 神戸市税

平成7年3月27日の地方税法改正に伴い以下のような措置が採られた

- ・固定資産税・都市計画税

代替取得した資産に対する軽減措置

住宅用地特例の継続適用

- ・復興区画整理事業における一定の不動産の取得に対する特別土地保有税非課税措置

神戸市税条例・同施行規則による措置

- ・事業所税の減免
- ・固定資産税・都市計画税

土地の特別減免

家屋の特別減免

・特別土地保有税

土地に損害を受けた場合は、固定資産税の減免割合と同じ割合で減免

これらの特例措置の結果、市県民税・所得税・固定資産税等の代表的な税目の特例措置は以下のとおりとなった。

(市県民税) 家屋等の損害壊5割以上の場合下記のくゝ内は震災前の所得要件

(平成6年度第4期分・平成7年度)

前年所得500<300>万円以下	免除
750<450>万円以下	10分の5軽減
1,000<600>万円以下	4分の1軽減
家屋等の損害3割以上5割未満の場合	
前年所得300<200>万円以下	10分の8軽減
500<300>万円以下	10分の5軽減
750<450>万円以下	4分の1軽減
1,000<600>万円以下	8分の1軽減

(所得税) 家屋等の損害5割以上

所得	500<300>万円以下	免除
	750<450>万円以下	10分の5軽減
	1,000<600>万円以下	4分の1軽減

減免の適用については平成7年分所得か平成6年分所得かを選択

(阪神大震災限りの特例)

(固定資産税・都市計画税)

(平成6年度第4期分・平成7年度)

災害減免(土地)	埋没、流失等の	
	・ 損害程度が5割以上	免除
	・ 損害程度が2割以上5割未満	2分の1軽減
	・ 損害程度が2割未満	5分の1軽減

(平成8年度)

上記の他、平成8年1月1日現在未修復の土地について、被害の程度に応じて災害減免が継続して実施される

評価替(土地) 平成8年度以降は、賦課期日現在の現況により評価替を実施して負担軽減

特別減免(土地) 平成7年度は震災により利用に著しい制約を生じた旧市街地(東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区南部)の宅地について利用制約の程度に応じて5%、10%、15%軽減(平成7年度)平成8年度は適用地域・軽減率の縮小を行い継続して軽減15%適用地域は10%軽減、10%適用地域は5%の軽減となった。

土地とともに家屋についても負担軽減措置がとられた

(平成6年度第4期分・平成7年度)

災害減免(家屋)	損害程度が5割以上	免除
	損害程度が2割以上5割未満	2分の1軽減

(平成7年度)

特別減免(家屋)	損害程度が2割未満	10分の1軽減
	特別交付税による減収補填措置要望が行われている	

評価替(家屋) 平成8年度以降は、賦課期日現在の現況により評価替えを実施して負担軽減

代替特例(家屋) 震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋を平成10年1月1日までに取得した場合は、従前の床面積相当分まで3年間2分の1軽減、これについては平成9年度税制改正により平成12年3月31日取得分まで代替特例が認められることとなった。

(平成6年度第4期分・平成7年度)

災害減免(償却資産) 損害程度が2割以上 損害割合に応じて軽減

代替特例(償却資産) 震災により滅失・損壊した償却資産の代替資産を平成10年1月1日までに取得した場合は、3年間2分の1軽減、これについては平成9年度税制改正により、家屋と同様平成12年3月31日取得分まで代替特例が認められることとなった。

被災住宅用地の特例 震災により住宅が滅失等した場合、その住宅の敷地について、引き続き住宅用地の特例を適用することで固定資産税・都市計画税の負担軽減がはかられた。平成8年度、9年度の特例措置であったが、平成9年度税制改正により平成12年度までの特例に延長されている。

事業所税

建替減免(新增設分) 震災により滅失・損壊した事業所用家屋の代替事業所用家屋を新增築した場合、滅失・損壊した事業所床面積に相当する税額を免除

平成10年1月31日までに完成したもの 免除

平成9年度からの追加措置として

平成12年3月31日までに完成したもの

平成10年1月17日までに着工 80%軽減

平成11年1月17日までに着工 60%軽減

平成12年1月17日までに着工 40%軽減

ただし、平成9年1月17日までに着工する通常の工期

2年以上のものについても免除が行われる

この減免制度に関しては、平成9年度から13年度までの減収補填に関して特別交付税措置を要望している。

休業減免(資産割) 震災により事業用家屋が損壊したことに伴い、事業を休止した場合は、平成8年1月までの休止期間について、休止した事業所床面積について、休止期間に応じて資産割が月割り減免された

※ 市税の減免については、市の条例に基づくもので、これによる減収分について次のとおり財源補填措置がとられている。

- ① 平成6年度・平成7年度 全額歳入欠かん債の発行と元利償還金の特別交付税措置
- ② 平成8年度・平成9年度 特別交付税による措置

震災復興のための租税特例措置の延長(国要望)

震災復興のため様々な分野で租税特例措置の延長が要望されているが、延長要望した主な租税特例措置は以下のとおり

(1) 要望し措置されたもの

- ① 被災家屋・償却資産の代替資産の特例(固定資産税・都市計画税)

平成9年度税制改正により延長措置済

平成10年1月1日までの代替資産取得分に適用されるところ、平成12年3月31日までの代替資産取得分まで特例措置が延長された。

- ② 被災住宅用地の特例(固定資産税・都市計画税)

平成9年度税制改正により延長措置済

平成9年度までの特例であったところ、平成12年度までの特例に延長された。

③ 住宅取得等特別控除の適用の特例（所得税）

平成 8 年末までが期限とされた一般制度を延長・拡充し、震災特例の創設を要望し、平成 9 年度税制改正で、一般制度が延長されるとともに、特例内容について震災特例が創設された（被災居住者の新築家屋について住宅借入金等の年末残高 1000 万円以下部分に適用される控除率を全期間 2 %とする）。

（2） 要望し、措置が予定されているもの

① 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（法人税・所得税）

平成 10 年度税制改正で延長措置される予定（国会審議中）

平成 10 年 3 月 31 日取得分までの特例措置であったところ、平成 12 年 3 月 31 日取得分まで（案）の特例措置に延長予定

② 消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置（印紙税）

平成 10 年度税制改正で延長措置される予定（国会審議中）

平成 10 年 3 月 31 日作成分までの非課税措置であったところ、平成 12 年 3 月 31 日作成分まで（案）の非課税措置に延長予定

（3） 要望中

① 居住用財産を譲渡した場合の 3000 万円の特別控除／買換特例／軽減税率の適用（所得税）

現行制度では、災害の発生した日から 3 年目の年の 12 月 31 日まで（阪神大震災の場合は平成 10 年 12 月 31 日まで）居住用財産を譲渡した場合の特別控除／買換特例／軽減税率の適用が認められている。現在平成 12 年 12 月 31 日まで特例の適用が認められる震災特例創設の要望が行われている。

使用料関係

使用料等の減免措置(全般)（市負担軽減）

神戸市が市民から徴収している使用料等については、市民負担軽減のため原則平成 7 年 3 月 31 日まで納期限の延長等の応急対応が行われた。さらに、市民負担軽減により被災

市民・企業の生活再建・復興が促進されるよう減免等が行われた。

減免が行われた主な使用料等は以下のとおり

一般会計分

- ・住民票・印鑑証明等諸証明手数料（平成6年度・7年度）
- ・保育所徴収金等（平成6年度・7年度）
- ・営業許可等申請手数料（平成6年度・7年度）
- ・宅地造成等手数料（平成7年度）
- ・公園使用料（平成6年度・7年度）
- ・自転車駐車場使用料（平成6年度）
- ・再開発住宅使用料（平成6年度・7年度）
- ・市営住宅使用料（平成6年度・7年度）
- ・建築確認申請手数料（平成6年度・7年度）
- ・幼稚園保育料・入園料（平成6年度・7年度）
- ・高校授業料・選抜料・入学金（平成6年度・7年度）
- ・高専授業料・選抜料・入学金（平成6年度・7年度）
- ・外大授業料・選抜料・入学金（平成6年度・7年度）

特別会計分

- ・国民健康保険料（平成6年度・7年度）
- ・中央卸売市場施設使用料（平成6年度・7年度）
- ・駐車場使用料（平成6年度）

企業会計分

- ・看護短大授業料・選抜料・入学金（平成6年度・7年度）
- ・水道使用料（平成6年度）
- ・下水道使用料（平成6年度）
- ・病院使用料（平成6年度）
- ・港湾施設使用料（平成6年度以降）

選挙関係

神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙の選挙期日の繰り延べ延期(国・県要望)

神戸市議会議員選挙は、従来より統一地方選挙として行われてきており、平成 6 年 11 月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、平成 7 年 3 月 31 日告示、4 月 9 日投票の日程で行われる予定であった。

しかし、震災が発生したことにより当初の日程では適正な選挙の管理執行が困難となり、国や県に選挙日程の繰り延べを要望し、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が平成 7 年 3 月 13 日に成立した。

同法に基づき、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる団体として、神戸市、西宮市及び芦屋市が自治大臣により指定され、これらの区域を包括する兵庫県議会議員とあわせて選挙期日は平成 7 年 6 月 11 日に延期されるとともに、これら市議会、県議会議員及び芦屋市長の任期は平成 7 年 6 月 10 日まで延長された。延期の特例措置や選挙に係る他都市職員の応援、仮設投票所の設置等選挙事務の工夫により適正な選挙の管理執行が行えることとなった。